

農村計画

農業土木学会農村計画研究部会

ISSN 0914-8671

NO. 39
第21卷
1号

1992.8



農 村 計 画 第 39 号

目 次

巻頭言

新しい時代に向けた農村整備	安富 六郎	1
---------------	-------	---

報 告

1. 農村整備事業制度について	平野 達男	2
2. 農村景観の再構築に向けて	鮎川 透	14
3. 景観からの村づくり	中島熙八郎・佐藤和弘	22
4. 大規模土地改良施設と景観	波多江直之	31
5. 吉井ルネッサンス運動	吉武 俊郎	40
6. 柳川市における人と水との関わり	堤 富大	47

20周年記念論文特集

20周年記念論文の審査を振り返って		54
1. 農村計画の第二の波を迎えて—コンセプト形成と共通言語—	松本 久司	56
2. 新たな農村像と農村計画を求めて —農業の場としての農村から生活の場としての農村へ—	上野 裕士	58
3. 農村アメニティの実現に向けて—美しいむらとはなにか—	瓜生 隆宏	59
4. 混住化社会における農村整備	小池 聡	61
5. 海外協力と農村整備・開発 —ニジェール共和国半乾燥地域開発計画—	深澤 友雄	62
6. 都市圏域での国営事業推進課題と展開方向	藤森 新作	64
7. 住民の村づくりビジョンと計画理念の橋渡し —事業化のための課題—	森井 源蔵	65
8. 農村計画の展開方向に関する私案 —都市と農村の相互補完を軸として—	守田 秀則	66
事務局通信		68
刊行物案内		71
編集後記		72

表紙写真：農業用水路南新川（福岡県吉井町）

吉井町の中心市街地の小学校、幼稚園、神社に面する農業用水路南新川は、農業水利施設高度利用事業によって、玉石積護岸、遊歩道、親水施設の整備が進み、また地元でもカッパ像の設置、あひるの放飼いを行うなど、緑あふれる親しみ易い水辺となっている。

第14回農村計画研究部会現地研修会

農業土木学会農村計画研究部会

1. テーマ 文化と歴史の調和したむらづくり
2. 日時 平成4年8月18日(火)研修集会及び懇親会
19日(水)現地見学会

3. 場所 都久志会館
福岡市中央区天神4-8-10
☎092-781-2151

4. プログラム

- ① 研修集会 8月18日 9:30~17:00
9:30~10:00 受付
10:00~10:20 挨拶
- 午前の部
10:20~11:05 「農業農村整備の展望」
農林水産省構造改善局総合整備事業推進室
課長補佐 平野 達男
10:05~12:05 「農村景観の再構築」
九州芸術工科大学 鮎川 透 講師
12:05~13:00 (昼食)
- 午後の部
13:00~14:00 「景観からの村づくり」
熊本女子大学生生活科学部 佐藤和弘 助手
14:00~14:45 「大規模土地改良施設と景観整備」
福岡県甘木農林事務所県営係長
波多江直之
14:45~15:00 (休憩)
15:00~15:45 「吉井ルネッサンス運動」
吉井町 企画室 吉武俊郎
15:45~16:30 「水と人のかかわり」
柳川市経済部水路課 堤 富夫
16:30~16:45 (質疑応答)
16:45~16:50 (閉会の辞)
16:50~17:00 (連絡事項)
- ② 懇親会 平成4年8月18日(火) 17:30~19:30
場所 福岡ガーデンパレス(研修会場の隣)
福岡市中央区天神4-8-15
☎092-713-1112
- ③ 現地見学会 平成4年8月19日(水)
Aコース [散策コース]
- 県庁[8:30]→吉井町(高度利用) [9:50~10:20]
→朝倉町(三連水車) [10:35~11:00]→柳川市
(昼食, 散策) [12:30~14:00]→太宰府天満宮
[15:30~16:30]→J R博多駅 [17:30]
Bコース [川下りコース]
県庁[8:30]→吉井町(高度利用) [9:50~10:20]
→朝倉町(三連水車) [10:35~11:00]→柳川市
(昼食, 川下り) [12:30~15:00]→福岡空港[16:
30]→J R博多駅 [17:00]

農村整備事業制度について

平野 達男*

1. 農業農村整備事業の概要

(1) 農業農村整備事業の推移

ア 農業農村整備事業は、時代の要請に応えつつ事業内容の充実を図り、農業の生産基盤と農村の生活環境を整備してきている。

イ すなわち、

(ア) 農業農村整備事業は、戦後における農地改革、緊急開拓の実施を経て、水田かんがい排水施設整備と開拓事業の重点的実施により、食料の増産を図るとともに、食料輸入のための外貨支出を削減し、経済の自立に貢献してきた。

(イ) 1961年の農業基本法の制定を契機に、農業の生産性の向上、農業生産の選択的拡大を通して農業構造の改善を図るため、ほ場整備、農道整備、農用地開発等が創設された。

(ロ) また、1970年代からの米の生産調整に対応して、排水条件の改良を行い水田の高度利用を図るための事業が進められた。さらに、農村の混住化、生活様式の多様化等に対応して、農村の生活環境の整備を行うための事業が積極的に実施されるようになった。このような事業の代表格が、農業集落排水事業である。

(ハ) 1991年度からは、農業水利施設を活用して、親水、修景に係る環境整備を行う水環境整備事業や農地、農業集落の整備と一体的に新規宅地予定地の創出を行う農村活性化住環境整備事業

表-1 農業農村整備費の構成比の推移

(単位：%)

区分	年	1960	1965	1975	1985	1991
生産基盤		94	88	73	69	62
農村整備		1	5	20	22	29
保全管理		5	7	7	9	9

などが創設された。

ウ また、これを予算の推移でみると、1960年度には主として農業の生産基盤の整備に資する経費は農業農村整備の94%を占めていたが、1991年度においては62%とその割合が小さくなってきており、また、1990年6月に閣議了解された公共投資基本計画策定時に算出した21世紀に向けての必要事業費では約55%となっている。

(2) 社会の変化と農業農村整備の領域

ア 日本の経済は、国民総生産では世界の14%を有するようになる一方、経済の拡大と符節を合わせて貿易の拡大など国際化が進展し、世界経済と日本の経済との相互依存関係が強まってきている。

このような経済発展は、農業と農村に次のような影響を及ぼしてきた。

(ア) 所得水準の向上が食料需要の拡大と多様化をもたらししたこと

(イ) 経済の国際化と食料需要の変化の中で、農産物輸入が増大し、食料自給率が低下したこと

(ロ) 非農業での就業機会が増大し、農家の兼業化が進行したこと

(ハ) 都市化や非農業部門の土地需要の増大が農地

* 構造改善局整備課総合整備事業推進室課長補佐 (ひらの たつお)

表-2 農業農村のもつ基本的役割と機能

項 目	内 容	視 点
地域経済への寄与	農業及び関連産業の発展 適正な産業立地の場の提供 若年労働力の供給	産業政策的視点
社会安定機能の発揮	所得形成, 就業の場の提供 国民食料の安全の確保 青少年教育の場の提供 人間性, 創造力, やすらぎの場の提供 高齢者等の人間活動の場の提供	社会政策的視点
公益的機能の発揮	緑資源, 大気, 水等の維持培養 水田の湛水機能等国土保全機能	国土政策的視点
人口, 産業の適正配置	土地利用秩序の形成等農村空間の計画的, 総合的利活用 低密度社会の活用 (人口の地方定住, 産業の地方分散) 過疎, 山村への対応	国土政策的視点
農村地域の開放	緑を生かしたレクリエートの場の形成 農村居住選好の高まりに応じた居住の場の提供 農業への新規参入の積極受入れ 新鮮, 安全な食料の供給	消費者政策的視点

表-3 農業農村整備の領域

領域の分類	整 備 内 容
① 今後とも確保すべき優良農地の領域	生産性及び高付加価値の追求のために, 生産環境がより一層自由にコントロールできるよう整備するとともに, 有機農業などにも対応できる整備を行う。
② 農村住民の生活の高度化・豊かさの追求の領域	情報化を中心とする生活の高度化及びそれを通じた都市的な生活を実現するとともに, 非農家を含めた住民の創意を結集できる組織作りを行い, 農村のもつ自然の豊かさを活かした美しく快適な農村をつくる。
③ 都市住民の農村空間活用の領域	より一層進むであろう都市との交流に積極的に対応し, 都市住民を受け入れ, 引きつける魅力のある農村をつくる。
④ 国土保全のために維持する農地の領域	農地及び土地改良施設の維持により国土保全を図るため, ハード面の整備はもとより, 監視・診断システム及び維持保全のための組織づくりといったソフト面の整備を進める。

注: 施策は対象を限定しているわけではなく, 相互にオーバーラップしている。

の非農業部門への転換を促すとともに, 農地価格の高騰により土地利用型農業の規模拡大を困難にしたこと

(ウ) 人口等の都市への集中が, 都市近郊農村での混住化と中山間地域等での過疎化をもたらしたこと

イ 農業と農村は, 農産物の生産と適正な農業生産

活動とそれによる土地, 水等の地域資源の管理を通じて, 次のような公益的機能を発揮している。

(ア) 国民に対する食料の安定的な供給

(イ) 国民への居住空間の場の提供

(ウ) 土壌流出, 土壌侵食の防止, 洪水調節等の国土保全

(エ) 緑豊かな自然環境の提供

(ウ) 自然とのふれあいを通じた青少年の教育の場の提供や伝統文化の継承。

ウ 農業農村を社会のトレンドにどのように対応させていくか、また、農業農村を社会のトレンドのなかで国民にどのように評価させていくか検討する必要がある。農業農村整備は、優良農地にとどまらず、農村住民、都市住民、それから国土全般に広がっている。

(3) 農業農村整備事業の構成

農業農村整備事業は、農業生産基盤の整備、農村の生活環境整備、農村の保全と管理から構成されている。

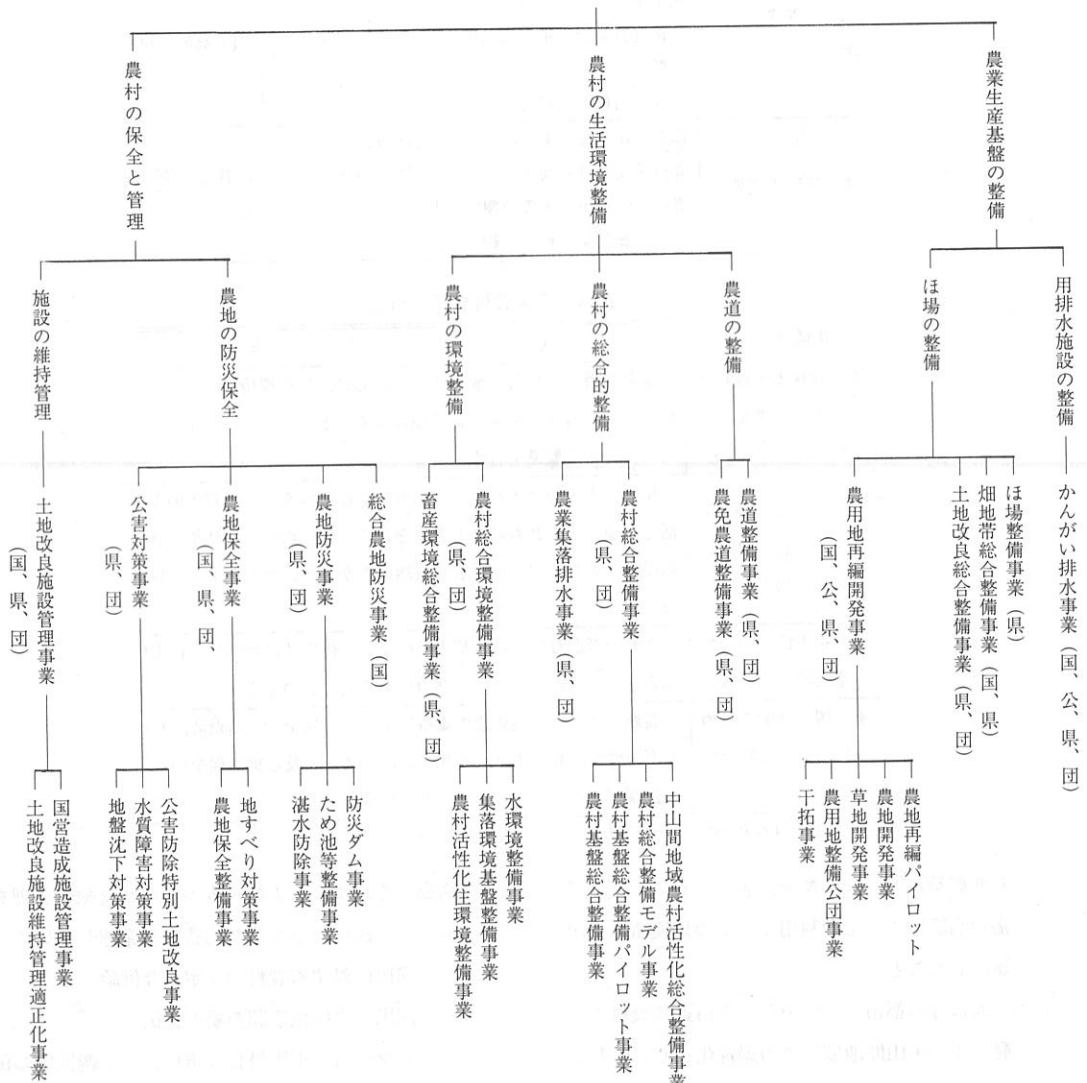
(ア) 農業生産基盤の整備

農業の構造改善を促進し、生産性を向上させるための条件整備として農業生産基盤整備を行う。

(イ) 農村の生活環境整備

生産の場、生活の場等としての農村の多面的役割に留意し、都市と比較して立ち遅れている、農

農業農村整備事業



図一 農業農村整備事業の構成

村の生活環境整備を行う。

(ウ) 農村の保全と管理

農業と農村が有する国土保全効果を十分に活用するため、農地や農業用施設の災害を未然に阻止するための整備を促進する。

(4) 公共投資基本計画上の位置づけ

日米間の貿易不均衡を背景として、1989年から日米両国の構造問題について協議が進められてきた。1990年6月に、日米それぞれが相手国の指摘も踏まえ、自らの構造改善を進めるための具体的措置を盛り込んだ最終報告が取りまとめられた。

この中で、我が国は、豊かな21世紀を目指して社会資本の充実を図っていくこととして、「公共投資基本計画」（計画期間1991～2000年、平成2年6月閣議了解）に基づき、公共投資の計画的な推進を図っていくことを明らかにした。

この計画では、今後の公共投資については過去10年間の実績見込額（約263兆円）を大幅に拡充し、計画期間中に概ね430兆円の投資を行うこととしている。また公共投資の配分に当たっては、多極分散の促進と国土の有効利用、経済・社会の長期的な発展の基礎固めのほか、特に国民生活の質の向上に重点を置き、上下水道、公園等

の整備を行うとともに、農山漁村については、生活の場、生産の場等としての多面的な役割を担うものであることに留意し、都市と比較して相対的に劣っている生活環境の向上に向けて、集落排水施設等生活基盤の整備を促進することとしている。さらに、生活環境・文化機能に係る公共投資の割合を過去10年間の50パーセント台前半から60パーセント程度を目途に増加させることとしている。

(5) 農業農村整備事業の一体的実施

ア 構造政策と農村活性化の一体的推進

現在の農政の緊急の課題の1つは、構造改善の推進、とくに土地利用型農業について、担い手への農地集積による生産コストの低減である。

担い手への農地の集積は、当然農家戸数の減少をもたらすことになるが、担い手農家が地域に農業経営を維持していくためには、一定規模のコミュニティが存続する必要となる。

このため、非農家を含めての農村の居住者が都市住民と同等の水準で生活しうる条件の整備が必要である。

すなわち、担い手農家が地域に農業経営を維持していくためには、今後とも農地所有者（貸出

表-4 生産施設と生活環境施設の一体的整備

項目	内容	具体例
①地域の一体性	生産基盤である農地と居住の場としての農業集落は一体的な空間である。	①ほ場整備・換地による生活環境施設用地の捻出 ②市民農園等都市との交流促進 ③道路・水路の適正配置
②機能の一体性	生産基盤の整備を図る施設が同時に農村居住者の生活環境の改善に寄与するという一体的効果を有する。	①農道と集落道（ルート、大型農業機械の運行、安全施設等に配慮） ②かんがい排水施設と農業集落排水施設 ③営農用水と生活用水 ④農業用水路と防災施設
③受益者の一体性	農業集落における農家と非農家が一体的に受益する。	①集落道路 ②農業集落排水施設 ③営農飲雑用水施設 ④農村環境改善センター ⑤農業集落環境管理施設（ゴミ処理等） ⑥地域全体で施設の維持管理

者)あるいは生産法人の構成員として地域の土地利用に深く関わっていく土地持ち非農家や地域農業の維持発展を図る上で必要な水路、けい畔の管理等を行う土地持ち非農家を含む地域住民の協力が不可欠である。

イ 生産施設と環境施設の一体的整備

農村地域は生産と生活が同時に営まれる場であり、次の観点により、農業生産基盤と一体的に生活環境整備を行うことが合理的である。

(ア) 生産基盤である農地と居住の場としての農業集落は一体的な空間であるという地域の一体性

- (イ) 生産基盤の整備を図る施設が同時に農村居住者の生活環境の改善に寄与するという機能の一体性
- (ウ) 農業集落において農家と非農家が一体的に受益するという受益者の一体性

2. 農業農村整備事業の内容

(1) 事業制度の創設

(2) 土地利用の秩序化

ア ほ場整備事業—秩序化と非農幼稚の捻出

ほ場整備事業は、換地の手法を活用することにより優良な農用地を集团的に確保して生産性の高い安定した農業経営を確保するとともに、道路、水路、公共施設用地及び住宅用地用非農用地を創設し、地域全体の土地利用の秩序化を図っている。

イ 農村基盤総合整備パイロット事業

各種施設の適正な配置を含めた土地利用区分を明確にしつつ、農業生産基盤とこれに関連をもつ農村生活環境の整備をパイロット的に行う。

ウ 緑農住区開発関連土地基盤整備事業

農業と都市の調和ある土地利用を促進し、地域住民の生活及び社会経済環境の整備に資する観点から、農用地、緑地、住宅地等を一体的な土地利用計画により整備する。

表-5 農業農村整備事業制度の創設

西 暦	事 項
1949年	土地改良法の制定
1960年	「農業基盤整備事業」と予算名称が変わる (旧名称 食糧増産対策事業)
1961年	農業基本法の制定
1963年	ほ場整備事業の創設
1965年	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の創設
1969年	農振法の制定
1970年	広域営農団地農道整備事業の創設
1972年	農村基盤総合整備パイロット事業の創設
1973年	農村総合整備モデル事業の創設
1983年	農業集落排水事業の創設
1987年	集落地域整備法の制定
1990年	中山間地域農村活性化総合整備事業の創設
1991年	農村活性化住環境整備事業の創設
〃	集落環境基盤整備事業の創設
〃	水環境整備事業の創設
〃	21世紀型水田農業モデルほ場整備促進事業の創設

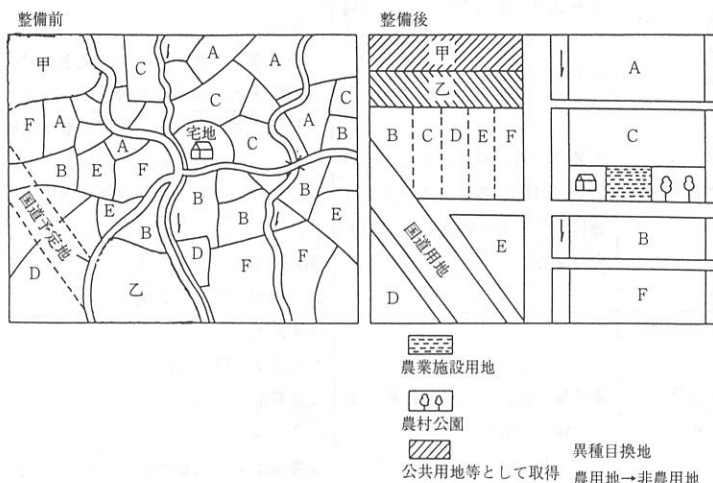


図-2 ほ場整備事業による土地利用の秩序化の概念図

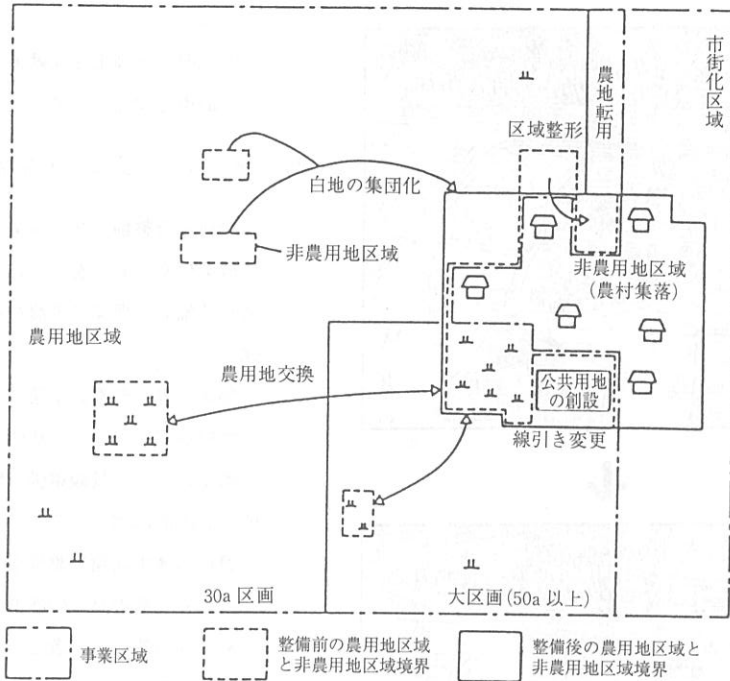
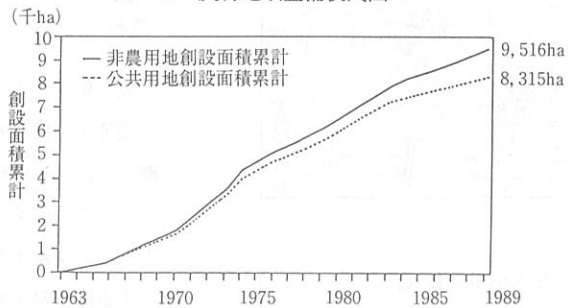
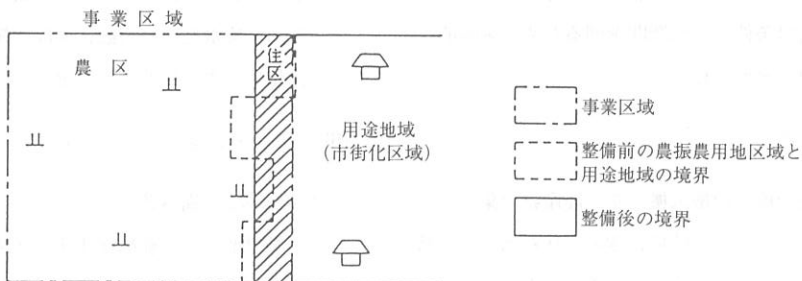


図-3 農村地域整備模式図



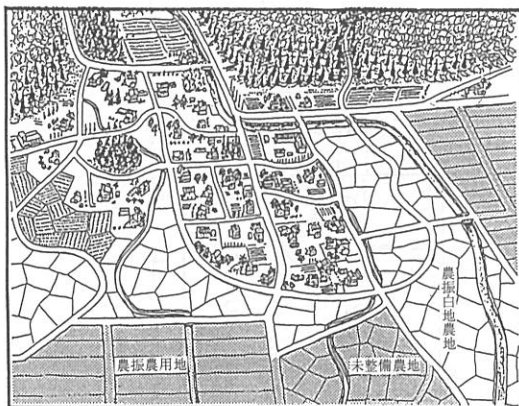
注：公共用地とは道路、河川、堤防等をいいそれ以外の非農用地は農業用施設、宅地等である。

図-4 は場整備事業による公共用地等の創設面積



項目	宅地区(住区)	農業区(農区)
① 用途	住宅用地	農用地
② 地域指定	用途地域	農振農用地
③ 土地改良法上の区域	非農用地区域	農用地区域
④ 工事の内容	換地上に必要な工事等	整地工事, かんがい排水工事, 道路工事等

図-5 緑農住区開発関連土地基盤整備事業の模式図



現況



計画

図-6 農業集落整備の模式図

エ 農業集落整備事業

混住化、兼業化の進行している都市近郊農村で良好な営農条件と居住空間を図るため、計画的な土地利用の誘導を行う。

(3) 農道の整備

農道は、営農資機材の搬入搬出や、農産物の集出荷・輸送などに利用されると同時に、地域に住む人々の日常交通の利便性を高め、生活環境の改善にも役立つ。

ア 農業生産活動の促進効果

輸送費の低減、荷傷防止、防塵、維持管理費の節減など

イ 生活環境の改善効果

交通条件の改善による生活圏及び医療圏拡大

など

ウ 国土の有効利用促進効果

沿道施設等へのアクセス向上など

(4) メニュー方式による生活環境の総合的整備

ア 農村総合整備モデル事業

農業生産の向上を図るとともに、農村の生活環境を整備し、農業者等農村に在住者の生活の向上を図る。

イ 集落環境基盤整備事業

農村地域における自然的、社会的歴史的諸条件を踏まえつつ、景観整備、情報基盤整備等を総合的、計画的に実施する。

ウ 農村広域生活環境整備事業

より利便性の高い個性ある農村の実現に資するため、広域的（1～数市町村）に生活環境整備の追加的投資を行い、快適な農村空間を整備する。

(5) 農村地域の水質改善

ア 農業集落排水事業

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図ることを目的として、農業集落におけるし尿・生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する。

イ 水質障害対策事業

都市汚水等により農業用排水の汚濁の著しい地域において、その障害を除去するために行う農業用排水施設の新設、又は改修（用排分離、水源転換、水質処理等）等を行う。

(6) 親水・景観

ア 水環境整備事業

農村地域に広範に存在するダム、水路、ため池等の農業水利施設を対象に、これらの保全、管理又は整備と一体的に施設の有する水辺空間を活用し快適な生活環境の整備を実施する。

イ 農道整備事業の「うるおい施設」整備

アメニティの向上を図るため、地域の創意と自主的な管理運営を前提に事業費の1%を限度に、

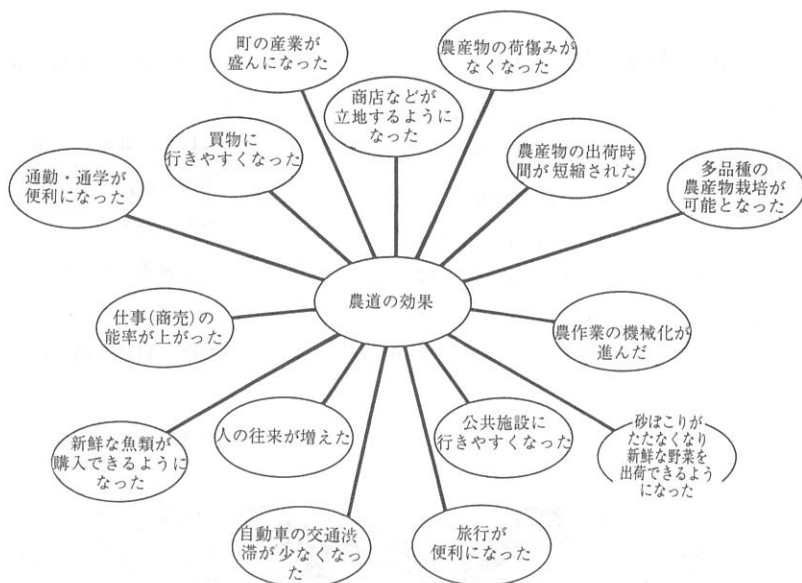


図-7 農道の効果

表-6 農村総合整備モデル事業

区 分	事 業 種 類
1. 農業生産基盤整備事業	(1) ほ場整備 (2) 農業用排水施設整備 (3) 農道整備 (4) その他農用地の開発, 改良, 保全のための施設整備
2. 農村環境基盤整備事業	(1) 農業集落道整備 (2) 農業集落排水施設整備 (3) 営農飲雑用水施設整備 (4) 用地整備 (5) 集落防災安全施設整備
3. 農村環境施設整備事業	(1) 農業集落環境管理施設整備 (2) 農村環境改善センター整備 (3) 農村公園施設整備

表-7 集落環境基盤整備事業

区 分	事 業 種 類
1. 集落水辺空間整備事業	(1) 集落排水道整備 (2) 集落水辺環境整備
2. 集落空間整備事業	(1) 農業集落道整備 (3) 集落緑化施設整備
3. 集落環境整備事業	(1) 営農飲雑用水施設整備 (2) 集落防災安全施設整備 (3) 農村公園整備 (4) 多目的集会施設整備 (5) 集落環境管理施設整備 (6) 地域資源利活用施設整備
4. 集落交流基盤整備事業	(1) 用地整備 (2) 体験農園等交流施設整備 (3) 景観保全整備
5. 集落情報基盤整備事業	情報基盤施設整備
6. 特認事業	特認事業

表-8 農村広域生活環境整備事業

区分	事業種類
1. 農村空間整備事業	(1) 農道整備 (2) 農業集落道整備 (3) 農業用排水施設整備
2. 農村環境整備事業	(1) 農村公園緑地整備事業 (2) 集落防災安全施設整備
3. 集落農園基盤整備事業	集落農園、体験農園等の創出に必要な整備
4. 特認事業	特認事業

「うるおい施設」を整備する。

〔うるおい施設の例〕

- (ア) 緑地帯：並木、花壇など
- (イ) 橋梁の活躍：欄干のリレーフ、景観を考慮した形式など
- (ウ) 工作物等の面の活用：リレーフ、モザイクによる壁画など
- (エ) 擁壁：自然石積、緑化ウォール、デザインウォールなど
- (オ) 防護柵：木材、擬木、石など

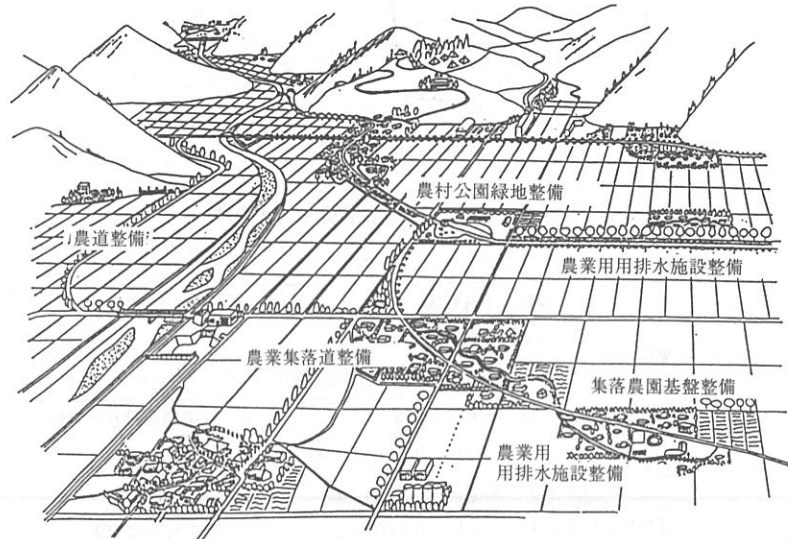


図-8 農村広域生活環境整備事業

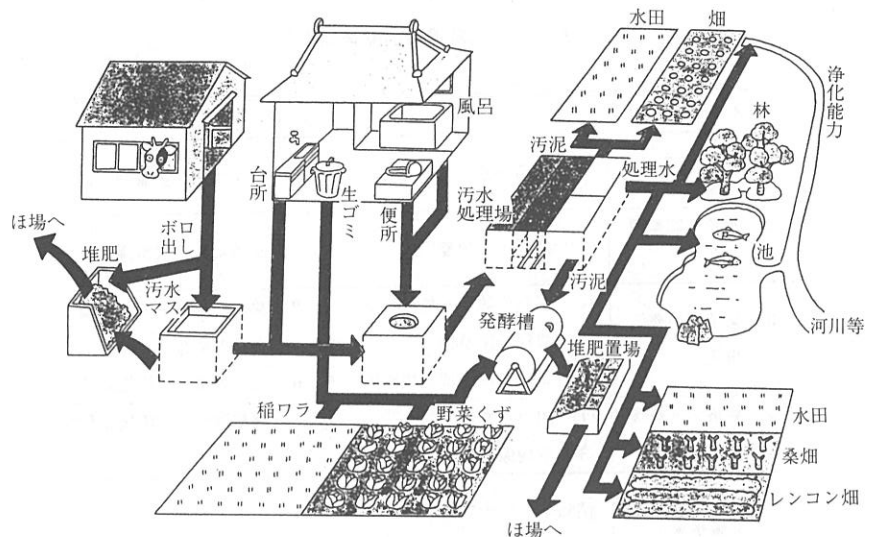


図-9 集落排水事業の模式図



図-10 水質障害対策事業の模式図

(7) 農村の活性化

ア 工業等導入関連農業基盤整備事業

農村地域工業導入促進法の趣旨に即して、農村地域への工業等の導入の促進と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業基盤の整備を行う。

- ①は場整備事業
- ②土地改良総合整備事業
- ③農道整備事業
- ④農業用排水施設整備事業

イ 中山間地域農村活性化総合整備事業

条件不利な中山間地域において、農業・農村の活性化を図るため地域の実情に即し農業基盤整備、農村生活環境基盤の整備を総合的に行う。

1. 農業生産基盤整備事業

- ① 農業用排水施設整備
- ② 農道整備
- ③ は場整備
- ④ 農用地開発
- ⑤ 農地防災
- ⑥ 客土
- ⑦ 暗渠排水
- ⑧ 農用地の開発又は保全

2. 農村生活環境基盤整備事業

- ① 農業集落道整備
- ② 営農飲雑用水施設整備
- ③ 農業集落排水施設整備



水路周辺の親水・景観・緑地の整備

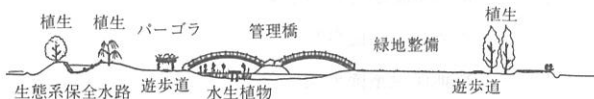


図-11 水環境整備事業の模式図

- ④ 農業集落防災安全施設整備
- ⑤ 用地整備
- ⑥ 農村公園施設整備
- ⑦ 活性化施設整備

3. 交換分合事業

4. 特認事業

ウ 農村活性化住環境整備事業

農村の活性化と広く国民に開かれたゆとりあふれる憩いの空間形成を図るため、農地及び農業集落の整備と一体的に新規住宅の創出・整備を行い、水と緑を適正に配置した美しい田園居住空間の創出を推進する。

- ①は場整備、換地等の実施及び換地による緑地・水辺空間の用地と宅地予定地の捻出
- ②既存農業集落における生活環境基盤整備（農業

集落道，農業集落排水施設等)

③緑地。水辺空間の整備（せせらぎ水路，親水池，農村公園，市民農村等)

④住宅予定地に対する生活環境基盤整備（既存農業集落と一体的に整備)

エ 総合保養地域整備関連農業基盤整備事業

総合保養地整備法に基づき基本構想が承認されている地域において，N T Tの株式売却収入の活用による無利子貸付金により社会資本の整備を促進する。

1. 都道府県営畑地帯総合土地改良事業
2. ほ場整備事業
3. 農道整備事業
4. 農業集落排水事業
5. 農村総合整備モデル事業
6. 農村基盤総合整備事業
7. ため池等整備事業
8. 農地保全整備事業

9. 水質障害対策事業

10. 農地保全に係る地すべり防止事業
11. 農地開発事業

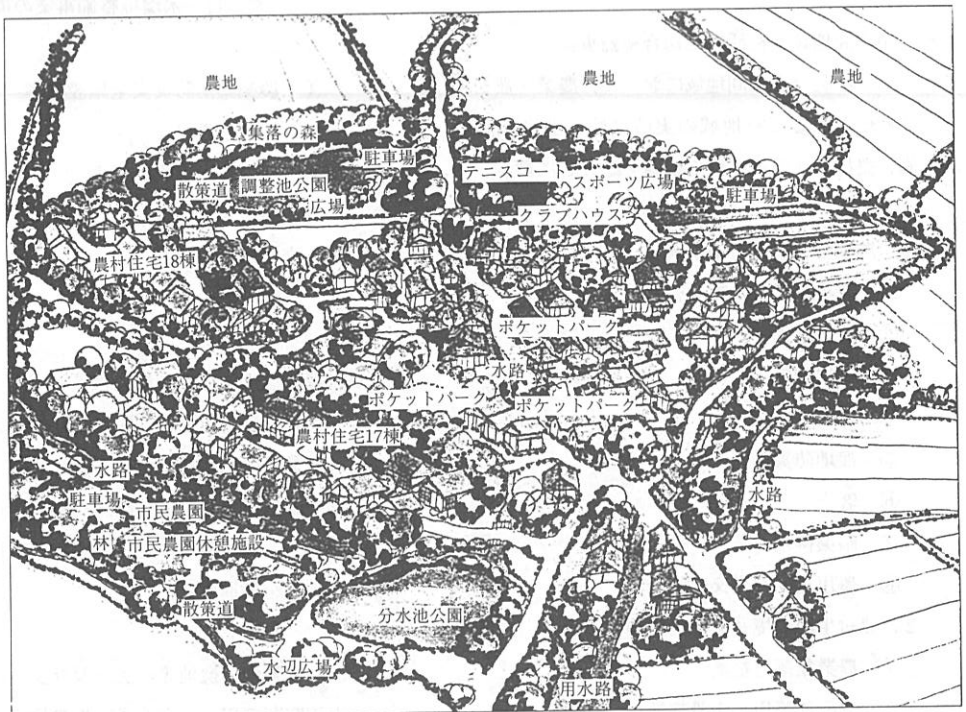
(8) 美しいむらづくり特別対策

ア 農山漁村を通ずる総合的なむらづくりを進めるため，農林水産省をあげて取り組む体制として，1991年3月に構造改善局次長を本部長とする「むらづくり対策推進本部」が設置され，むらづくりに関する各種施策を検討してきている。

イ その一環として，「美しいむらづくり特別対策」がある。これは次の2つの事業から構成される。

表一 美しいむらづくり特別対策

事業名	事業内容
モデル地区整備事業	景観形成・環境保全等のための基本構想を策定し，特別対策事業を短期集中的に実施
推進事業	全国的な運動化を促進



図一12 農村活性化住環境整備事業の模式図

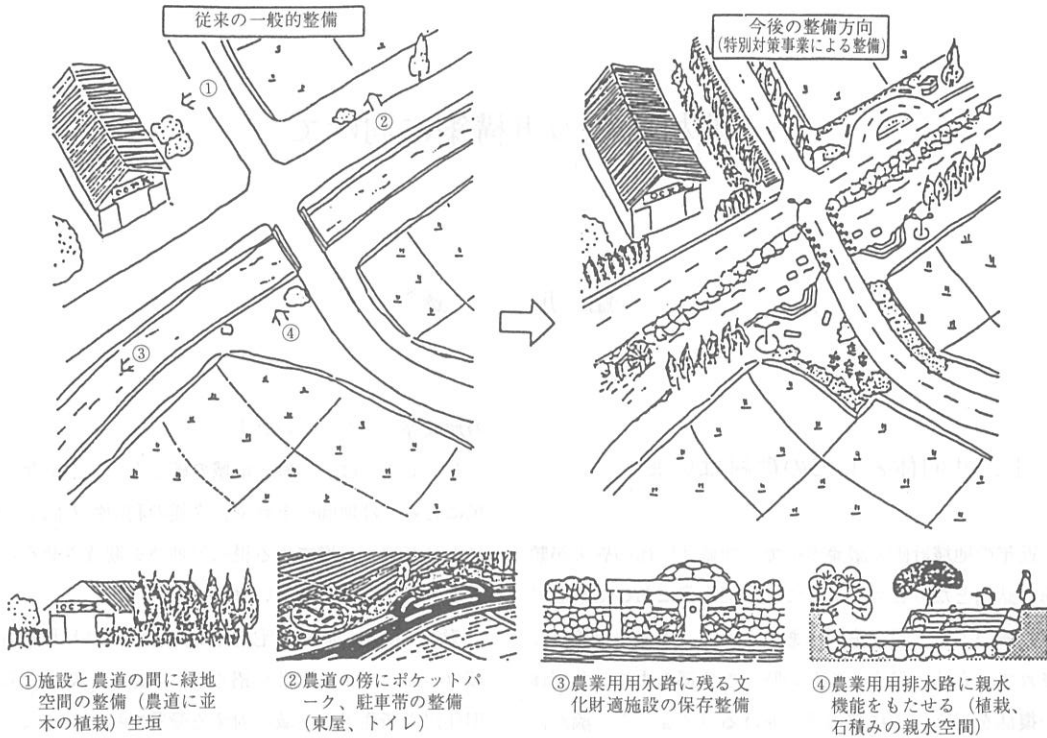


図-13 美しいむらづくり特別対策整備事業

ウ このうち、モデル地区整備事業については、次のとおり。

(ア) 対象地域

基幹的な生産基盤が相当程度整備されており、今後、生産基盤・生活環境整備と併せて、景観形成・環境保全等に配慮した整備を重点的に実施することにより、豊かで美しい生産・生活空間のモデルとなることが見込まれる地区（モデル地区）を対象としている。

(イ) 事業構成

基本構想策定と特別対策事業実施から成り、特別対策事業は、景観形成・環境保全等に配慮した整備を重点的に実施する事業であり、農村総合整備モデル事業、農業構造改善事業、山村等振興対策事業、造林事業、林道事業、林業構造改善事業、漁港事業、沿岸漁業構造改善事業の中で創設している。

(ウ) 事業実施主体等

- ・事業実施主体 市町村等
- ・事業実施期間 1992年度～1993年度

表-10 美しいむらづくり特別対策事業整備例

区 分	整 備 例
景 観 形 成	石積み水路、せせらぎ水路、並木、花壇、レリーフ、木材等を活用した防護柵、花木の植栽等
生 態 系 保 全	蛍ブロック、魚巣ブロック、草生水路等
伝 統 文 化 の 保 存	伝統家屋の保存修理、歴史的水利施設の保全等
環 境 保 全	農林漁業関係廃棄物処理施設、水質保全施設等
環 境 活 用	緑地広場、親水護岸(階段式護岸)、遊水施設、ベンチ、便所、水飲み場、休憩所、駐車場、遊歩道、案内版、照明、交流促進施設等

農村景観の再構築に向けて

鮎川 透*

1. 共同体としての農村はいま

近年の地域計画の議論の中で、地域共同体の喪失が頻繁に話題となります。そこでは、都市部においても農村部においても、質の違いはあるものの、同様の指摘がなされています。目まぐるしい時代の変遷の中で、共同体の復活を唱え、主に都市部におけるコミュニティ論が活発に交された時期がありました。また一方、農村部については、生産至上主義の農政を背景に農協が地域コミュニティの核としての役割を果たしながら、構造的変質を遂げてきたと言われていました。それに対し、昔のムラを取り戻そうという議論があります。それは、生産と生活が一体であった地域コミュニティの再構築をはかることではと考えられます。しかし、現在の農村部では、下記のような問題を内在しており、改めて見つめ直す、昔のムラは遠ざかるばかりです。

1. 地域住民の中での専業農家の減少
2. 農業従事者の高齢化
3. 生活に対するニーズの同質化 都市化
4. 交通の利便性の向上にともなう生活圏の広域化
5. 農業の機械化

あえて言うなら、もはや農業がその中心にはないとと言えるのではないのでしょうか。

その基本的フレームは大きくは変わりませんが、特に大都市近郊の農村では、社会的新たな要因が生じています。スプロールによる宅地化の波が迫り、新住民の流入が増加し、そのために景観の混乱、新たなコミュニティ

の形成等が起こっています。

しかしこれは、一概に地域の破壊というのではなく、住民にとっては地価の上昇や、交通の利便性の向上、行政にとっては人口増による税収の伸びを期待させることにもなり、歓迎されてもいます。

そこで問題なのは、宅地化が無秩序に行われ景観や地域コミュニティに混乱を招くことであり、結果として、旧住民も新住民も地域に対する愛着を持ってなくなるという状況が生じることなのです。

そのような状況の中で地域に対する帰属意識をいかに構築していくか、何に求めていくのかが、新たな地域コミュニティの創出に求められていると思われます。

そして、その大きな軸となるのは、『地域に対する住民の誇り』の育成です。

歴史的要因	他地域に誇れる歴史等
物的要因	他地域に誇れる地域空間、施設等
経済的要因	豊かな生活

他地域、周辺に目を向けた上でのそれらの自己確認することが重要。

このことは農村部に限らず、いわゆる地域おこし、あるいは活性化等一般論と重なるところが多く見られます。都市部においては、物販・飲食等、計画の経済的な要因をカバーできるために比較的手がつけやすく、今までに事業化された所が多く見られます。しかし、農村部においては、経済的な問題の克服に時間を費やすため、サブ的な要素とせざるを得ず、どちらかといえば、歴史的、物的要因を中心とした活性化に重点が置かれているように思われます。

* 九州芸術工科大学講師、環・設計工房（あゆかわ とおる）

そういう意味では、景観整備または広義の施設整備による地域整備は、目にみえて地域住民に訴えることもあり、事業効果は大きいと考えられます。

2. 農村景観を再構築するためには

むかしのムラの再構築を求めないのと同様に昔の農村の風景を再現することと短絡的にはとらえられません。

しかし、うさぎ追しかの山やはぜの並木は様々な事業により、消え失せているものがあることは事実です。

画一的な農政による農村の地域性の喪失や生産至上主義による農地の団地的画一化、有機的形態から幾何学的形態へ変貌した農村景観には、どう見ても豊かな地域文化に裏打ちされた国の光といったものを見出せません。

一面では、負の遺産を受け継ぎながら、それを正の資産へと転換していかなければならないわけです。

まずは、正の資産、負の資産を冷静に見つめる目を持ち、それを評価することから始めなければなりません。そのような視点に立ち、望ましい農村景観を構築するために留意しておきたい点を挙げると、

1. 地域資源の保全と開発

・歴史的資源

文化財的価値にこだわらず、地域にとっての価値や位置付けを大切にします。

・自然的資源

広域的な地勢からの視点を大切にします。

植生の見直し、季節感の演出

・地場産業、伝統文化からの視点

地場産業、伝統文化を育んだ地域的背景をふまえてそれらを定着させ育てる。あるいは創り出すための大きなシステムの一部として地域資源の活用をはかる。

2. 広域的な視点

地勢的、歴史的あるいは文化・産業的な側面から見ても広域的な視点（例えば旧郡のまとまり）に立てば、より現実的で効果のある取組みが可能となる。

3. 顔となる中心地区を育てる

地域のアイデンティティの拠所として、〈顔〉とな

るべき中心地区の形成をはかることは、一般的に分散型の集配置が多い農村部において地域の求心性を高める要素となる。

4. デザインの質的向上

伝統的なものと新しいもの、個々の独自性と全体の統一性の調和など新しい視点を目指し、それが地域の環境資産として定着することをめざす。

5. 行政と地域住民の連携強化

地域住民の声を反映した新たな景観形成を目指し、それを維持するためのシステムを地域に定着させていくことは、このような息の長い事業の育成には不可欠である。さらに、行政内部においてもそれぞれのプロジェクトに対応する横断的な組織作りが重要である。

以上の5点が考えられます。私がかかわって来た、大分県大山町、福岡県夜須町、同三瀨町の実践例を以下に掲げながら前記の留意点と地域とのかかわりについて説明します。

3. 大山町 —— やすらぎの郷構想

背景

「梅栗植えてハワイに行こう」とうたい、第一次NPC運動を始めて30余年の歳月を経て、しばらく前までは「一村一品」の元祖として名を馳せた町です。

私達が町の計画に携わるようになった1986年当時、この町では、第三次NPC運動として、住民の『生活環境づ



図-1 位置図

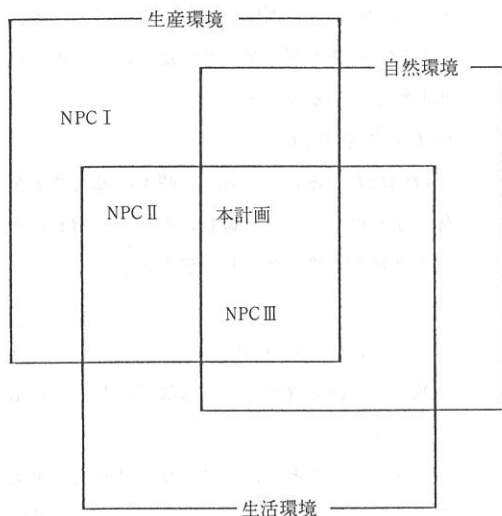


図-2 概念図

くり』を中心とした地域づくりが考えられていました。

第一次NPC運動は、生産環境重視で（第二次全総までの様に）その他の環境との調和・・・云々という考えは薄かったかもしれません。しかしながら、第二次NPC運動の『人づくり計画』を経て、第三次NPC運動に至り、それらの関係を示した図からもわかるように、この運動は、他の計画との重なりが大きい中心部に向かい、ますます総合的になっていると考えられます。

地域計画そのものが、鮮明な旗印を掲げることがむづかしくなり、一石三鳥どころかそれ以上の多岐に渡ざるを得ない今、運動の計画のみならず、その受皿としての施設整備等、フィジカルなデザイン計画も重要性を増していると思われます。

そのような状況のなか、長年のNPC運動の中で培われてきた生産至上主義に対するアンチテーゼとして「アリギリス」というコンセプトのもと、生活の豊かさの追求を重ねながら、

今、大山でできることは何か？

何を受け継いでゆくべきか？

等の問いかけを行い、町の全体像を摸索しつつ、その活動拠点として「やすらぎの郷」構想をまとめることになりました。

計画

「やすらぎの郷」構想では、第三次NPC運動『環境づ

くり』の一環として町民が町の歴史や自然を再認識し、自分の町への誇りを確認し、語りつぐ場となる文化集積、団地ネットワークの拠点施設を創り出すこと、「大山らしい」生き方を探る契機を生み出すことを考えました。また、来町者に対しては、大山町のPRの場となることは言うまでもありません。

この計画は、既に移築・保存が行われていた重要文化財の（旧）矢羽田家を「文化施設群」の中に組入れることからスタートしました。まず、この建物が以前あったような山村の集落の中に保存し、施設群全体計画もある程度山村のイメージ・スケールをベースに組み上げていくという基本方針を打出し、特に、敷地を取り巻く石積や植栽は、景観演出材料として、建物と同様の重要性を備えていると考えました。

この地方の農村集落の配置は、前庭を中心として、緩いまとまりを持っているというだけで、一目でできるような強い規則性は見られません。そこで、計画する施設群の配置は、山村という地形の影響を受けていることを重視し、結果として不規則に散在している集落をモチーフに石積によって地形を形づくり、山村『らしさ』の演出したものとしました。

「集落」を形成する施設には、（旧）矢羽田家をはじめにそれぞれ「たべもの館」「工芸館」「きのご館」「かく闘えり館」という名称を持たせ、それら全体で大山町を連想させ、アピールできれば良いのです。

さらにその建設を地元の大工さん達により行うことも重要な点です。

1. 「（旧）矢羽田家」「納屋」昭和59年移築

文化財指定のくど造りが移築、復元された農家町の郷土資料館として昔の山村の半農半林の生活と農具の収集、展示を行い、町民や訪問者に対して大山の歴史、文化を知らせることを目的とする。

また、これは文化財であるが、その空間の中で訪問者や町民が大山の過去現在そして未来を語りあえる場となることを期待した積極的な活動が望まれる。

2. 「食べもの館」昭和61年竣工

普遍的な田の字プランの茅葺の農家を再現新築

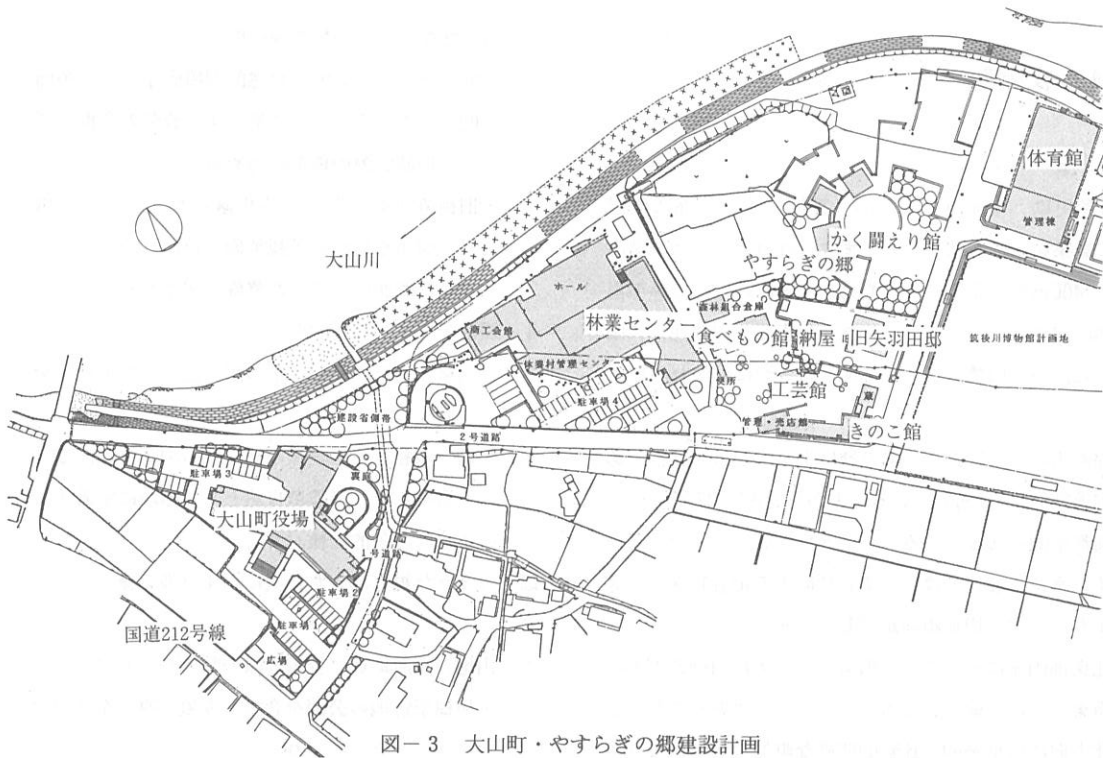


図-3 大山町・やすらぎの郷建設計画

大山町の食文化の発掘と開発の場であり、来訪者への飲食を提供する郷土料理屋でもある。土間は、大山の産物の販売にも利用できる。

3. 「工芸館」昭和62年竣工

日田の杉材と、鋼材を合わせたトラス構造で、あえて伝統的工法を取らずに新工法とした。高齢者の技術の活用、来訪者や子供たちとの交流の場としての活用を目的とする。

4. 「きのこ館」

大分県はシイタケの産地であり、町の主要産物であるエノキ等、当地はシイタケの純粹培養ゆかりの地としての歴史がある。このことをふまえて、一般観光客を対象としたキノコから菌類までをカバーする博物館かつ地場産業のPRの場となる施設とする。

5. 「かか開えり館」

貧困の山村〈大山〉がNPC運動によってどう闘い、どう生きているのかを様々な視野から企画展示するとともに町民、来訪者が語りあい、語り継ぐ場とする。

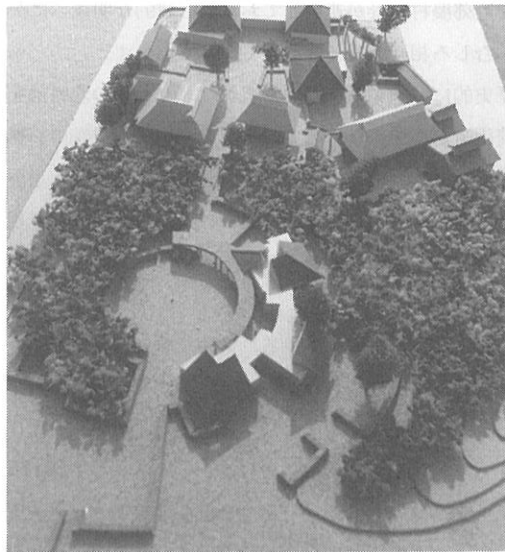


写真-1 やすらぎの郷計画模型

町のもう一つの顔、元祖村おこしをアピールしながら、町民が持っている誇りを具象化し、伝えていく場として重要な施設である。

4. 夜須町 — シンボルロード

背景

夜須町は、福岡市の南西部、筑後平野の北部に位置し、農業を基幹産業としています。町の北東部は、標高300～400mの高原地で、夜須高原と呼ばれ、そこから南西部に向かって低くなっており、北東部の山間地帯、山間から南西に山麓地帯、平坦地帯の3つに分かれています。

福岡市の近郊にあり、町のほぼ中央部を広域幹線である国道386号が貫通していることから、昭和47年頃から福岡都市圏の膨張によるベッドタウン的存在となっています。また、最近では、企業誘致による定着Uターン等により、人口の増加傾向が増えています。

北東部山系にそって、夜須町をはじめに旧朝倉郡の町が南東方向に三輪町、甘木市というように並んでおり、南北方向には地勢的に比較的明確な町域の認識ができていますが、東西方向では国道386号を軸として、ダラダラと近郊農村風景が連続しており、区域的な明確さに欠け、むしろ相互の関連性が高くなっています。

歴史的には、東西に日田街道がはしり、町の北西部を長崎街道が南北にかすめていました。また、現在の石櫃を追分として、南に向かって薩摩街道が走るという重要な交通の要でしたが、近代広域道路網の整備により現在、その面影はありません。

計画

総合計画でうたわれている「健康で豊かな田園都市」をテーマに、近郊農村として当町の景観を整備するにあたり、いくつかの基本的な視点を重視しました。

1. 広域的な視点での位置付け

- ・甘木・朝倉地域（旧朝倉邸）の広域的なままとまりや相互の関係の強化とともに、その中での町の位置を明確にする。

2. 地域を構造的にとらえ直す

- ・地勢的に東北部から南西に向かって、山間地帯、山麓地帯、平坦地帯に連続しているそれぞれの特性を理解し、それを活かす。

3. 新たな視点での地域資源の開発

- ・地域資源を歴史的、自然的環境資産として多面的に評価するとともに潜在する資源の発掘や新たな地域資源の創造に努める。
- ・旧街道筋や山里にある集落のたたずまいの修景、溜池や高原の景観整備、特に「夜須高原」は長期的展望に立った整備が望まれる。

4. 環境デザインの質的向上

- ・素材の選択に際し、その耐久性、自然素材等を考慮する。
- ・個々の独自性と全体の統一性の調和をはかるとともにそれぞれが環境自然として地域に定着するように多角的な検討する。

以上のような視点に立ち、次に示す整備目標を立てました。

1. 山地、高原地域（夜須高原の魅力づくり）

- ・植樹祭跡地の公園を含む「夜須高原」全体のマスタープランづくり
- ・高原の広々とした、しかも素朴で、落ち着いた景観の再生
- ・植生の見直し、季節感の演出
- ・高原を貫き、アクセスを容易にする「シンボルロード」の整備
- ・既存の福祉施設と連携した「やすらぎの里」の整備拡充

2. 田園地域（豊かな田園地帯の風景づくり）

- ・夜須町の〈ゲート〉の演出
- ・旧街道のイメージづくり、集落ごとの景観整備
- ・曾根田川沿いの環境整備、未利用地の活用（野草畑や子供の遊び場など）
- ・夜須高原を楽しむための、さまざまな補助的機能の設置（美味しい弁当の販売等）

3. 山里地区（落ち着いた「たたずまい」の創出）

- ・身近な自然の魅力の発掘
- ・山里の風景を活かした景観形成
- ・季節感の演出

4. 中心地区（夜須町の「顔」づくり）

- ・生活の利便性の向上と都市的な魅力づくり
- ・国道386号線沿いの景観整備（広域での調整も

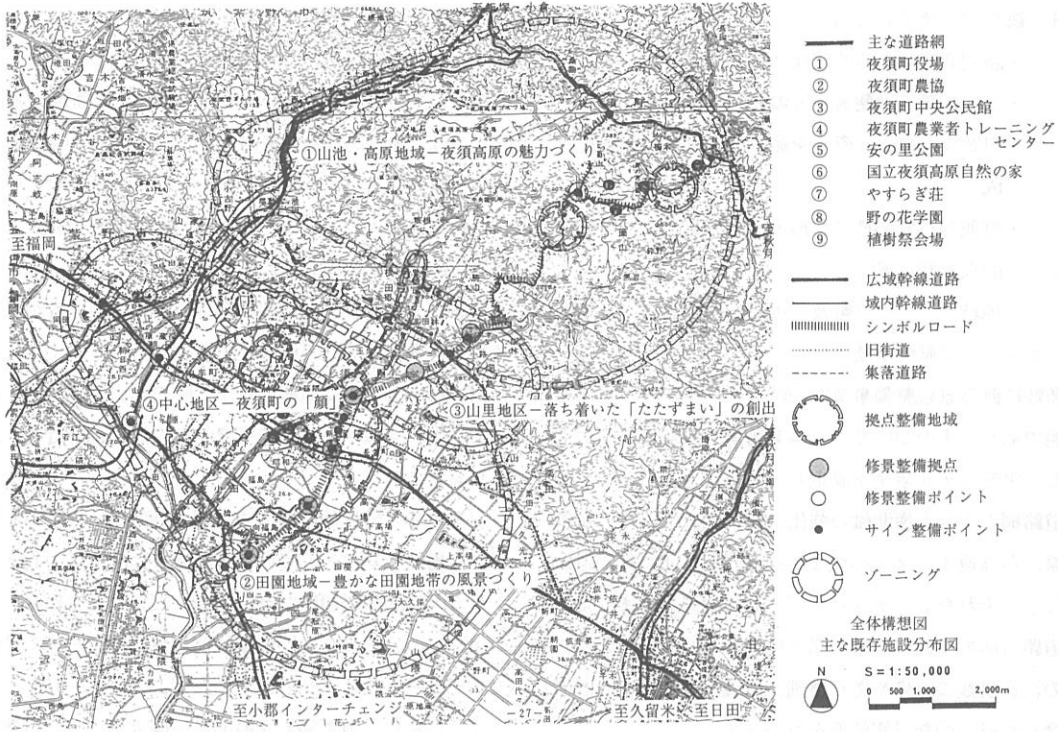


図-4 全体構想図・主な既存施設分布図

	短期	中期	長期
骨格	夜須高原 やすらぎの里		
拠点	386号～役場前		
修景	中津屋神社 松延池 山里の修景 石権・集落整備		
サイン計画	曾根田川	風景を楽しむ (回遊スポット) 城山(ランドマーク)	

図-5 各種整備事業の関連性

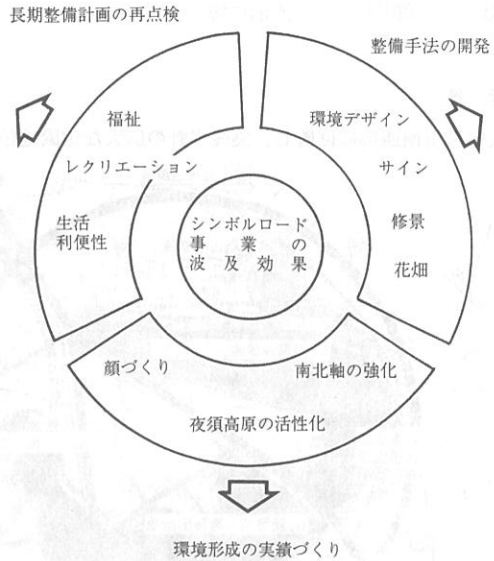


図-6 シンボルロード事業の波及効果

必要)

- ・役場前広場の積極的活用，案内サービス機能の充実
- ・歴史的環境の保全・修景—溜池及び周辺の整備活用

5. 重層的道路網の形成と回遊性の強化

- ・骨格となる道路体系の整備と遊歩道，自転車道等との有機的連携

6. 総合的なサイン計画

- ・訪問者に対する的確な誘導
- ・公共施設、便利施設等の利用促進
- ・史跡など歴史的資産を紹介し、町への愛着を育成
- ・町並の視覚的秩序を形成する要素としての魅力的な景観形成
- ・地域イメージ（町及び広域）の育成

シンボルロード整備事業

多岐に渡る景観整備事業を一時に取りかかるとは不可能であり、手のつけ易さ、事業効果、波及効果等を考慮し、実施モデル事業を設定しました。

道路網の中でも南北軸の強化が要望されており、夜須高原から高速インターへつながる町内を南北に貫く道をつなぎ、それをシンボルロードとして位置付けました。

道路自体の整備は、植樹祭りに向けて行われており、その沿道景観の整備や拠点整備、沿道へのサインの設置を含めた総合的な景観整備を行います。

の一角をなす町です。農業を基幹産業としていますが、近年、地方中核都市としての久留米市、さらにその向こうの福岡市の成長にともない宅地化の波が押し寄せ、ある意味では、典型的な近郊農村です。

町の航空写真を見ると、あたかも農業生産団地といった印象を抱いてしまうほど、農業の基盤整備は高水準で実施されています。

町域の大部分はすでに整備が行われた田畑ですが、町の東部に多くの溜池が散在する丘陵地があります。この丘陵地を中心とした地域のみが、町の都市計画指定区域に指定されており、前述の虫食的な宅地化の進行が懸念されるどころです。

「旧来からの伝統的な農村集落を基礎においた『分散型』の構造を基本としており、現状では全町を中心となるような『核』が明確な形で存在しない」と町総合計画の中にあり、そのことが商業集積の弱さや町全体の骨組の不明確さ、イメージの弱さに影響していると考えられます。同様に、道路網も全般的に田園地帯の中や自然集落を結びつけつつ形成された傾向が強く、「メリハリの

5. 三潞町 — 水沼の郷

背景

久留米市南西部に位置し、筑後平野の広大な田園地帯

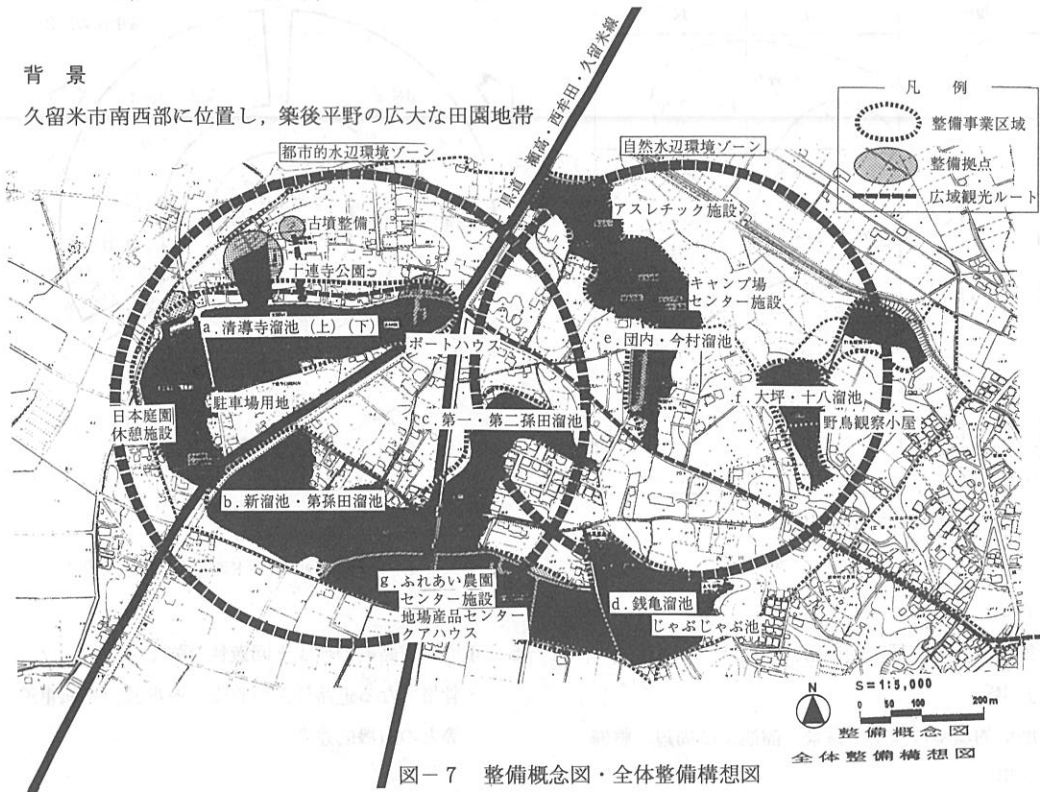


図-7 整備概念図・全体整備構想図

ない道路網」となっています。

筑後平野の、特に下流域の田園風景は、どこでも同じように見え、町を訪れた者には、どこに居るのかを確認することもむづかしいほどです。また、歴史的に現在の行政区より大きなフレームで生産、生活活動がなされてきています。

そのような状況の中で、この町の個性を見出し、創りあげていくことは、過去の生産至上主義の地域づくりに対して大きな方向転換を迫るものです。残された資産をどう活用し、擦し寄せる宅地化の波に対しどう対処するのか、どうすれば次の世代に「豊かで魅力あるふるさと」を受け継がせることができるのかということが大きなテーマとなりました。

計 画

町民の生活環境の向上や新しい近郊農村社会形成をはかることを背景に町の総合計画で示されている三本柱のうち、特に「水と緑にあふれるうるおいの町」を具体化し、実践する事業と位置付けられました。

水と緑と花にあふれたバランスのとれた景観を目指し、推進するために東部溜池周辺（以下当該地区と呼ぶ）幹線水路沿いを重点整備地区としました。これは景観整備のモデル事業として取扱い、事業の実績を踏まえた経験の積み重ねは他地区への波及効果を期待できます。

幹線水路沿いについては、水路のり面や沿道の景観、小公園の設置等整備可能な箇所から段階的に進め、最終的には主要幹線水路に連続させる方針を取りました。東部溜池群周辺については、全体計画に基づき、諸条件と調整しながらある程度まとまった整備事業として推進します。

この整備計画は、既存の水辺環境の持つ自然的、歴史的背景を踏まえた上での整備方法を重視するものであり、単なる人集めのためのレジャーランドの発想は考えられません。

当該地区の整備では、次の2つの側面を整備戦略として重視しました。

1. 町民を対象とした住環境の整備

- ・虫食的な宅地の乱開発を規制し、質の高い住宅

地の形成に向けた景観的な指針を示す

- ・地域の憩いの場、校外教育の場としての公園整備

- ・環境特に水質や緑化に対する意識の高揚を目指す

- ・住民の誇れる外部空間の創造

2. 広域の住民を対象とした整備

- ・広域的に魅力を持つ公園整備

- ・町の基幹産業である農業との関連性を持つ物産館やふれあい農園等の施設整備

- ・駐車場の整備

さらに、当該地区を景観上、現在の整備状況から2つのゾーンに分け、西側を十連寺公園を中心とした都市の水辺環境ゾーン、東側を自然的水辺環境ゾーンに設定しました。都市的水辺環境ゾーンを現県道と計画中の新県道が南北に貫き、周辺地域との接点になっています。

JR西牟田駅から西に通じる町道は両ゾーンを貫き、大量輸送交通機関であるJRと当該地区をつなぐとともに筑後市を巡る古墳群、溜池群をつなぐ観光ルートの一環として重要な意味を持っています。そこで、地区内にある十連寺公園をはじめとするいくつかの景観的資源と整備の必要のある場所を整備拠点と定め、重点的に整備事業を設定し、空間の利用法に多様性を持たせるようにしました。さらに、それらの場所を歩道で結ぶことで地区内の遊歩道のネットワークを重層的にし、回遊性を確保することができます。

計画の性格は異なりますが、整備区域内の将来的な宅地化に対して、良好な環境を維持するための規制あるいは指導区域を定めた環境誘導を行う事業、またはこの計画の背景にある「街づくり」という点を考えた場合の町全体のサイン計画の実施は、今後の町のあり方（CI事業を含め）にとって大切な意味を持っています。これは町全体に巡らせる『水と緑と花のネットワーク』の後ろ盾となるものです。

同時に、水質の浄化については、大切な資産としての『水』を現在にそして後世に活かすためには是非実現しなければならない課題だと考えました。

景観からの村づくり

中島 熙八郎*・佐藤 和弘*

1. 「農村景観」の捉え方

(1) 「農村景観整備」に至る農政の流れ

1969年「農業白書」ではじめて「都市市民のレクリエーション需要に対応して、農山漁村の自然保全・レクリエーションの場としての整備が必要」とする指摘が登場し、それに対応する形で「自然休養村整備事業」が発足する。その前後に、「農林漁業の第三次産業化」の議論が行われた。農山漁村地域・農林漁業について、従来の食糧の安定供給といった本来の役割以外の役割に言及した最初のものである。その後、1972年同白書で、「期待される農村の現代的役割」として、国土・自然環境の保全、培養、余暇空間としての役割が強調されている。このような経過を経て「80年代の農政の基本方向」では「農村の多面的な役割」が強調されるに至っている。80年代後半には、更に都市・農村の交流というテーマが付加され、1986年の農業白書においては、農村に対する感心の高まりに対応して、1. 地域の特徴に応じて特色ある農林業の展開、特産物づくり、歴史的文化的環境や景観の保全、緑資源を活用したレクリエーション空間の形成、各種イベントの開催、体験学習の場づくり等を進める。2. これらの運営に当たる人材を育成。3. 都市と農村を結ぶ人流、物流、情報流のシステムの充実、等が強調されている。これらは、農山村居住者がそれぞれの地域や農林業の行き先不安に狩り立てられ、いわゆる「村おこし」、「まちおこし」に立ち上がり、様々なイベントや「ユニーク」な取組みを行ったことを反映したも

のである。そして、「リゾート法」が登場するに及び、農山漁村を、一面では都市住民のレクリエーションの場、自然・ふるさとに対する希求実現の受け皿へと変質させるに等しい流れとなったと考えられるのである。

現実には、上記のような流れの中で「農村景観」あるいは、その「整備」は出現して来たことを冷静に見なければならぬ。即ち、「農村景観整備」は誰の為に行うのかという問題設定に対し、上記の流れを見る限り、どうも「都市住民のために」というニュアンスが強いと判断されるのである。

(2) 「農村景観」の特質

「景観」に関しては、農村に限らず。都市においても近年、大きく取り上げられている。京都市における駅建替コンペやホテルの高層化にかわる論議も、その一つの現われと言えよう。しかし、一般に、「都市景観」に関する研究は、「如何に見えるか」、「美しい景観」の計画化等の範疇に終始しているように思われる。歴史的な景観を有する都市以外では、「都市景観」は、表面的な修景の域を出ていない。即ち、旺盛な資本の活動の場と化した都市空間の「演出」の一手段として、いわばフローの景観が主に論じられている。これに対し、「農村景観」はその空間・生産・くらしの成り立ちが醸し出すものであり、いわば「ストック」の景観と言える。筆者は、このような考えに基き、農村景観を「農村を成立させている自然・人・くらし・生産・共同・装置の間に成り立つ歴史的関係性を内包し、その物的帰結としての空間の構造と表情」と定義している。

* 熊本女子大学（なかじま きはちろう）（さとう かずひろ）

より具体的に集落に則して述べよう。集落は、山や川・湖沼池等の自然、住宅等の集積する居住域、そして主要な生産域（主生産域）としての圃場や樹園地、草地などを含めた領域を持っている。そして、それらの各要素は、その領域内で、それぞれに一つの系を構成している。また、それらの系は、孤立・閉鎖的なものではなく、他の集落の系と多くの場合、つながって初めて成立する性格のものである。

「一つの系を形成する」とは、集落領域内に存在する空間、諸施設・装置、住宅、その他多くの要素が全て、フィジカルに、あるいは社会的に、精神的に相互の存在を支え合い、主に農業生産やくらしの基盤として機能する全体に構成されているという意味である。即ち、『山の系』とは、「奥山」—用材林（蓄財）、動物の狩猟、民具粗材採取、水源涵養、「里山」—雑木材（燃料採取、特用林山物等採取・栽培）、下草（肥飼料）、備荒作物、樹園地、「原野」—採草地、放牧地、樹園地が連なる。『水の系』としては、溪流・湧水・河川・溜池・湖沼に取水施設を設け、水路を通して集落に至り、飲料水・生活雑用水・動力源・灌がい用水として使われ、下流へと排水される（少し以前までは各屋敷地内及び周辺に汚水の自然浄化装置を有した）。『道の系』として、私道、里道、市町村道、国道道、農道、村道、管理道路があり、居住域内の往還、セド道、集落間道路、居住域・生産域連絡道となり、また、祭りの場、遊びの場、社会集団の境界としても機能している。『農地の系』として、農道と水路で結び合わされた水田、普通畑、牧草地、飼料畑、樹園地、菜園が、水がかり、日当たり、傾斜（地形）、土質等の条件によって巧みに配されている。公的・共同的施設あるいは『場の系』として、農業諸施設、公的生活関連施設、広場・公園、墓地（納骨堂）、神社、寺院、祠、堂、独立樹、湧水等がある。そして、『すまいの系』として、住宅（母屋・離れ）、付属舎、前庭、垣根、門、菜園、井戸、洗い場、屋敷林、有用樹木等。これらの系は、それぞれに十全な機能を保持するための、当該居住者等による維持・管理システム・利活用作法等に裏打ちされて成立しているのである。当然のことながら、これらの系は、一定不変のものではなく、時代とともに、求められる機能の変化に伴って、変化・発展・衰微するも

のである。

以上のことから、◆系とは、ある目的（循環）のために必要な機能を自働的に生み出す諸装置の、当該地域における地域条件に規定された必然的な連なりである。◆それぞれの系は、後に派生的機能を付加して成長・発展し、あるいは、本来的機能に要する装置を欠落させたり、連なりを寸断され、衰微・消滅する。◆それぞれの系は、相互に規定し合い、補完し合って重層し、当該地域の空間・社会構造を作り出す。◆農村景観は、それぞれの系の個々の要素、系全体が表出する表情及び、それぞれの系が重層して構成する集落等地域の空間・社会構造の表情であり、従って、生きた構造に裏打ちされたものである。

そして、美しい農村景観とは、それぞれの系及び、その重層が、バランスしつつ、生きて機能することによって、いわば「機能美」を発揮している状態を言うものとすることが出来よう。

2. 農村景観整備と村づくり

(1) 農村景観整備の主体と領域

農村景観整備に当たっては、その主たる担い手、対象とする領域等により、いくつかの категория がある。担い手から見れば、農山漁村の居住者、対象となる集落や地区が属する市町村、都道府県事務所、都道府県等の行政及び国の機関等が考えられる。次に対象領域として、最小で基礎的な領域を集落とし、次の段階を一定の関係性の上に連携する地区として、その上位に市町村、そして複数の市町村が地勢・地理・気候風土的にまとめられる圏域といった段階が設定されよう。これら2軸のクロスによって、担い手と領域の組み合わせが様々な設定され得るが、現実的に設定されるのは、(1)集落・地区といった比較的狭域を対象とし、主たる担い手を当該居住者とするもので、支援する立場で市町村・都道府県が係わるもの。(2)領域は(1)に同じものでも、圃場整備事業のように、行政が主たる担い手となって、それに当該居住者が係わるもの。(3)市町村あるいはより広い圏域を対象に、行政を主たる担い手として行われるもの。例えば、市町村道、国道整備、河川改修、病院、学校・文

化施設等の公共施設の建設等に伴うもの。これには広告規制、サイン計画も含まれよう。(4)都道府県全域や地方、国土にわたるより広い領域では、景観整備そのものではないが、その基盤となる大規模な総合的土地利用計画が必要である。農用地、居住地、業務用地、二次的自然、原生的自然等の人間居住を保障する基盤的環境ストックの保全・利活用の大方針である。

さて、以下では、上記のうち(1)について述べることにしたい。その理由は第1に、農村景観整備の目指す方向が、農村定住条件の持続的な確保であり、その条件を活用した都市・農村の交流を図ることを展望した時、その主体は、集落・地区の・居住者となり、最終的には、集落・地区を基盤とするからである。第2に、地区、市町村、あるいはそれらが複数連なったより広い領域にしても、それらの空間を構成する単位空間は、集落領域の空間に他ならないからである。第3は、集落空間は、完全に自己完結した空間ではないにしろ、様々に作り出された「系」が重層する空間系であり、居住・利用・管理主体と空間系が、ほぼ、対応しており、事を進める上で合意形成の単位ともなっているからである。

(2)地域（集落）の総合的認識から村づくりへ

農村景観整備は村づくりの入り口であり、かつ、その集成の表現と言える。また、景観整備は表装的修景ではなく、内発的発展エネルギーに満ちた村の美しさを創り出すことでもある。

さて、村づくりの入り口とは、景観は、少し身を引いて居住者が集落を見るという、比較的簡単な方法で認識できることである。大体、居住者が自ら居住する地域を、それも景観の観点から認識することは日常的には、むしろ困難である。しかし、第三者の介在によって居住者による身近な景観の対象化のきっかけを作ることが出来る。即ち、スライドやビデオの映像を提示し論評することで、居住者にとっては、むしろ新鮮な視点となるのである。これらを出発点として、居住者自身による自己発見・評価が始まるのである。

村づくりといえ、ともすれば、「一発主義の派手な目玉作り」に傾きやすいが、身近な、足元からの出発を保証することにもなる。

景観の自己発見そして、その評価の議論は、当該地域の良さや問題点を未分化ではあっても比較的、総合的に整理・理解することにつながる。例えば、類似の手法として、各地で実施された「環境点検地図」では、現状の集落を「生活環境の問題点」にはば、限定した居住者による自己点検であり、その成果はどうしても「生活環境改善」へと集約される。従って、過去からの変化といった歴史的視点や、生活環境以外の多くの分野にまでは、認識や計画は広がらない。景観の点検や評価は、より広い範囲につき、「生活環境改善」といった限定的目標を設定しない点検であり評価なのである。

ちなみに、景観に対する認識・評価が整理され、景観の美しさや混乱・衰微が何故発生しているのかが追及されることになれば、当然、当該集落の景観を生み出している空間・社会・産業等の構造の解明へと議論は移る。それには、現在を出発点として、歴史的にそれらの変遷をさかのぼることで、より正しい解明が可能となる。このようなプロセスを通して、地域の問題点が洗い出され、活用可能な顕在的、潜在的資源が認識され、掘り起こされる。即ち、地域（集落）の総合的認識に至るのである。

問題の所在と有り様、資源の存在と活用可能性が明らかになれば、地域（集落）居住者の生活の安定・向上をめざして、既存資源を十二分に活用しながら、不足するものは、新たに補強し、村づくりの方針・構想へと集約・発展させることが出来る。

景観整備は、村づくりの入り口であり、方策の一環である。同時に、目に見える村づくりの集約された表現でもある。このような村づくり構想に裏付けられた景観整備こそが、当該地域（集落）の価値ある生きた景観整備と言えよう。

3. 景観からの村づくり—熊本県西原村滝集落の事例

(1)滝集落の概要

滝集落は、その名の示す通り、集落居住域の真上に二つの滝を有する西原村河原地区最大の水源域に位置する。居住域は標高300mの張り出した尾根を中心に、比較的



図-1 西原村滝集落の位置

滝集落の諸元

表-1 総戸数、農家数等推移

	総戸数	人口	農家数	専業	第1兼	第2兼	恒賃兼業	日稼・出稼・臨時	林家数	漁家数	集落の土地	
1970	31	—	30	3	22	5	8	17	28	—	田	21
1975	—	—	27	4	17	6	11	12	27	—	畑	10
1980	31	108	24	2	14	8	11	11	28	—	山林・原野	50
1985	—	—	24	4	12	8	11	9	22	—	計	81
1990	30	—	23	5	9	9	15	3	22	—	*1980年の数値	

高密度に家の集積する塊状を呈する。戸数30戸，うち農家24戸と8割を占めるが，専業農家は4戸にすぎず，うち3戸は高齢者専業である。作物は棚田を利用し，めぐまれた水と気温の日較差で高品質の米を中心に，野菜，里芋等芋類，工芸作物，豆類，栗・柚等の果樹，そして一

部に肉用牛の繁殖経営が見られる。現状では，里芋，豆類，野菜を除いて縮小傾向にある。経営耕地規模は1.0～2.0haのものが最も多く，棚田の多い地形の中でも樹園地を持つため，相対的には規模は大きい。農家戸数の変動は，さほどでもないが，農家人口は着実に減少

表-2 作物別作付面積等

	計(のべ)	稲	麦類	雑穀	いも類	豆類	工芸作物	野菜類	花卉花木	種苗木	飼料作物
1970	6,580	2,750	2,260	10	290	60	970	80	—	—	160
1975	3,496	2,125	643	80	194	31	237	125	5	—	51
1980	3,548	1,882	673	11	61	13	418	392	—	—	98
1985	3,341	1,651	430	—	102	240	279	429	25	—	45
1990*	2,492	1,354	62	—	271	80	—	685	—	—	40
		ハウス・ガラス温室		肉用牛		乳用牛		養豚		採卵鶏	
	その他	農家数	面積	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	羽数
1970	—	—	—	27	79	—	—	—	—	16	139
1975	5	—	—	21	47	—	—	—	—	8	40
1980	—	—	—	11	25	—	—	—	—	—	—
1985	140	—	—	2	11	—	—	—	—	—	—
1990*	—	—	—	1	6	—	—	—	—	—	—

*「販売農家」のみ

表-3 販売金額1位部門別農家数

	稲	雑穀・芋・豆類	工芸作物	野菜	その他
1970	28	—	2	—	—
1975	21	—	4	1	—
1980	20	1	3	—	—
1985	20	1	2	—	1
1990	13	2	—	7	—

表-4 経営耕地(樹園地)

	樹園地のある農家	樹園地(面積)				田のある農家		畑のある農家	
		計	果樹	茶	桑	田の面積	畑の面積		
1970	9	100	100	—	—	30	2,640	29	1,750
1975	13	140	140	—	—	25	1,927	24	887
1980	3	89	89	—	—	24	2,003	22	1,090
1985	2	39	13	—	—	24	2,141	21	1,305
1990	4	89	89	—	—	23	1,754	14	728

表-5 経営耕地面積規模別農家数

ha	～0.3	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～
1970	1	3	3	17	6	—
1975	3	1	6	16	1	—
1980	2	—	5	14	3	—
1985	—	3	3	15	1	2
1990*	1	1	9	9	1	1

*「販売農家」のみ

表-6 保有山林面積規模別農家数

	保有山林面積規模						保有山林面積(農家林家のみ)	人工林面積
	計(0.1ha以上)	0.1～1.0ha	1.0～5.0	5.0～20.0	20.0～50.0	50.0ha以上		
1970	27	21	6	—	—	—	23	16
1975	27	20	7	—	—	—	23	21
1980	23	14	9	—	—	—	23	18
1985	22	16	6	—	—	—	18	16
1990	22	16	6	—	—	—	18	16

表-7 年齢別農家人口・農業就業人口

	農 家 人 口												
	計	男						女					
		小計	15歳	16～29	30～59	60～64	65歳以上	小計	15歳	16～29	30～59	60～64	65歳以上
1970	151	72	2	17	25	8	79	3	14	29	18		
1975	124	58	2	12	21	3	66	—	11	28	2	16	
1980	100	48	1	9	20	2	52	1	4	21	6	15	
1985	99	47		8	22	2	52		7	21	4	14	
1990	101	50		4	21	4	51		5	20	3	14	

	農 業 就 業 人 口												
	計	男						女					
		小計	16～29歳	30～39	40～59	60～64	65歳以上	小計	16～29歳	30～39	40～59	60～64	65歳以上
1970	91	41	15	9	11	3	3	50	11	11	16	6	6
1975	58	25	4	3	11	3	4	33	4	3	20	1	5
1980	40	20	2	3	10	2	3	20	—	3	12	4	1
1985	40	18	—	3	10	1	4	22	1	3	11	3	4
1990	35	18	—	2	8	3	5	17	—	1	9	2	5

し、高齢化の傾向も見られる。西原村は熊本市内から近く、また同村山西地区には工業団地も整備されているなど、農外就業機会が多い。その為か、耕作条件の厳しい傾斜地農業は、特に若い人々に敬遠されがちで、上記のような傾向を生み出しているとも言えよう。

(2) 居住者による景観を通しての地域認識

① 部外者による地域景観調査の実施

滝集落の地形・地勢・水勢・植性・居住域の形状、大まかな土地利用区分等の大景観の把握を手始めに水路・河川・道路及びその沿線を含めた系の景観、家並、圃場のまとまりごとの水路・農道を含めた景観などの中景観に移る。その中で捉えられた各系ごとの各種ポイント（頭首工、分水施設、道路上のアイストップ、石垣など）、家・小屋等の形状・デザイン、素材、各屋敷の土地利用、堂・祠・神社・墓地・独立樹・塚等の小景観やくらしの点景などをあらかじめ部外者の眼で把握し、一定の評価を加え、問題点や秀れた点を整理して写真等の形で記録しておく。

② 居住者に対する部外者からの問題提起

居住者に出来るだけ集まってもらい、集落の歴史、農

業等の状況、集落自治組織の活動、祭りや行事、生活上の問題点等を聞き取り、あわせて「集落の自慢」も聴き出す。居住者から出た自慢は、第1に、うまい米、それによって豊かなくらしが、かつてあったこと。第2は、集落から望む熊本市内の夜景。第3は、滝に代表される豊かな水と水源に立地する誇りが主にあげられた。

部外者としての我々は、滝の秀れた景観のポイントとして、第1に、等高線に見事に築かれた棚田、第2に、尾根斜面に石垣を積み上げ集中する家並み、第3に、滝及びそこから居住域を通り圃場に至る水路と生活との結びつき及び水の豊かさ等を提起した。

討論の中では我々の提起した第1のポイントに対し、予想されたことであるが、一斉に反論が出た。労働力の中高齢化の中で、棚田耕作は困難さを増しており、委託に出すにも受け手がなく、土地を売却したいと思うところまで追い詰められているのに「棚田を残せとは何事か」というものであった。しかし、議論を重ねて行くうち、棚田は、豊かな水とともに良質のうまい米を産出し、集落の豊かさを支えて来た大切な基盤であり、誇りである。出来ることなら、次世代へも伝えて行きたい財産であるという共通の認識に達した。その為にも、景観

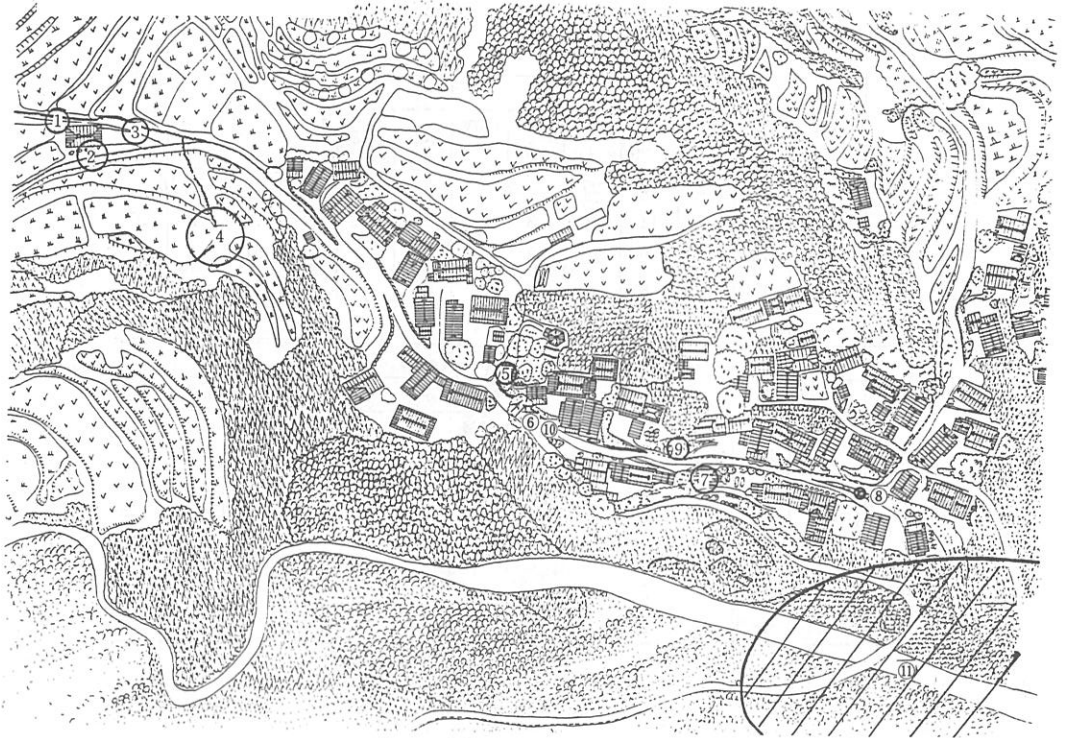


図-2 集落景観整備構想 (居住域内)

図-2の凡例

- ①公民館裏水路の落水音改善(スノコ等の設置)
- ②公民館建物南面の法面への植栽
- ③公民館前駐車場コンクリート擁壁の下見板張及びつる草によるカヴァー
- ④圃場法面の藪整理と植栽
- ⑤消防ポンプ小屋の板張小屋型への修復
- ⑥水路付属の水洗場の復活
- ⑦旧公民館(現消防団詰所)の建て替え
- ⑧道路のアイストップとしての修景(低木、草花の植栽)
- ⑨神社鳥居周辺整備。アルコーブ的スペースの整備と水路の水の演出
- ⑩ゴミ集積所の修景(間伐丸太による被覆)
- ⑪村による公園の整備に対応する

を保持しながら生産条件の改善、適合作物の追及による転作の安定化が必要とする課題が確認された。

③景観の再調査と記録の豊富

②の段階でのヒヤリングによって得た知見や課題を受け、再度の写真による景観諸要素の取材と集落の圃場を含む領域の1/1000の詳細地図を作成した。詳細地図では、各家の屋敷取り、植栽、棚田を通る水路や農道の路面状況、幅員等を含む現状と、各圃場の利用現況等を中心に記録した。

④居住者による環境・景観点検

①、③の作業をもとに、あらかじめ2時間程度の観察・点検コースを設定し、居住者自身による点検を実施した。点検後、会合を持ち、3年前の航空写真も提示しつつ、感想を出し合い、我々の取材した景観に関する各種スライドを出し、解説や評価を加えた。

その中で、第1に、わずか3年の間に、谷地の水田を中心に、かなり荒廃が進んでいることに対する驚きと危機感が出された。第2は、自らも見、スライドでも見ることで、秀れた景観や、問題箇所について、あらためて

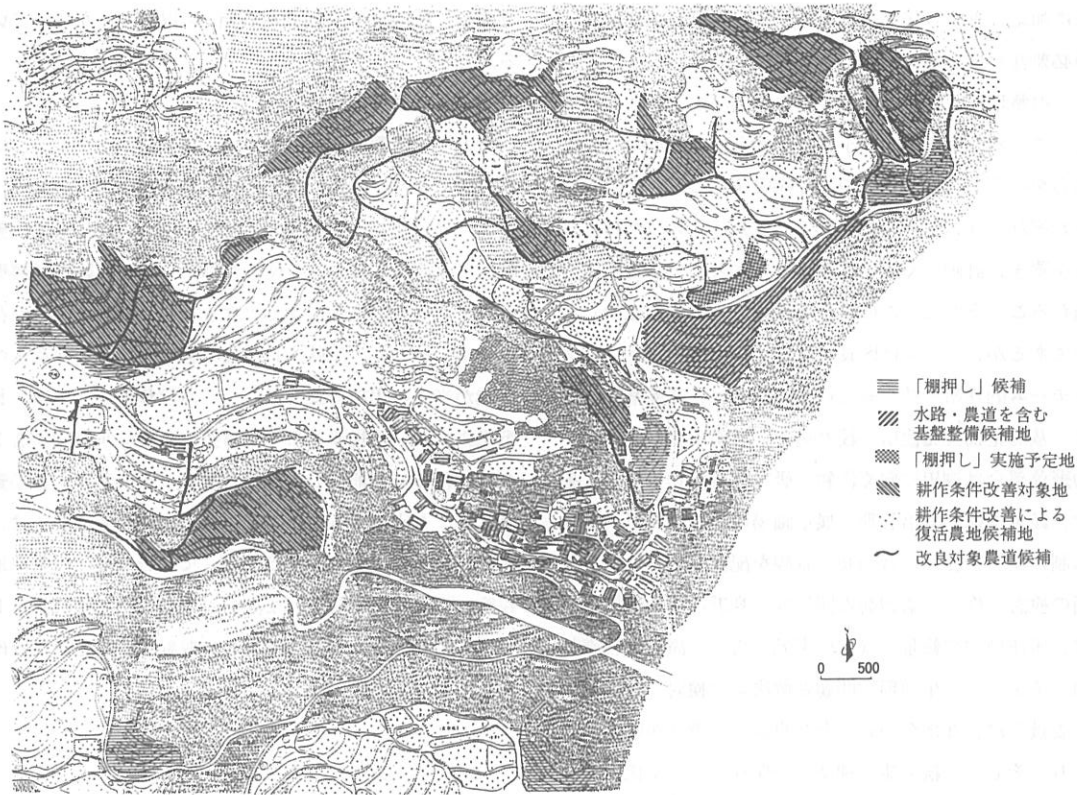


図-3 集落景観整備構想（生産基盤整備）

認識することが出来た。

このような行動は、後に2度行っている。うち1回は、圃場内を点検し、農道の改良や取り付け、拡幅を要する箇所、また「棚押し」的に区画整理が望ましい箇所、再生・利用が望まれる荒蕪地等を詳細地図に落とす作業である。他の1回は、主に居住域を、より詳しく点検し、主に修景を要する箇所、復旧的整備が望ましい箇所等を確認する作業である。

⑤他地域・他領域との交流

第1回目の交流は、滝集落の婦人による地場産の材料を使った郷土料理、生活改良普及員による地場材料を使った新しい料理と、将来定着を図ろうとする小物作物を使った料理を準備しての料理の交流と、山間集落毎床の人達との経験・意見交流を実施した。意見交流では毎床の経験や、集落づくりの考え方、滝についての感想等が出され、自前の集落づくり及びビジョンを持つことの重要性が強調された。又、滝はリングの適地ではとの指摘もあり、栽培技術の提供も申し出られた。

第2回目は、滝から、集落づくりに関係する担当者が村役場職員とともに毎床を訪れ、実地に体験を学び景観等の視察を行っている。第3回目は、村主催の景観シンポジウムの形で、鳥取県香取村、滋賀県高月町雨森、京都府美山町及び県内の蘇陽町下塩出、球磨村毎床の人々を招き、景観づくり、ムラづくりの経験や考え方を交流した。これらによって滝の人々は、自らの位置・特性を理解するとともに、励ましをうけることとなった。

4. 地域認識からムラづくり・景観づくり計画へ

①課題の整理と居住者の体制づくり

課題として整理されて来たものは、1)棚田景観を活かした安価な生産基盤整備。2)集落居住域内の修景や秀れた景観の復元・再生。3)小物野菜を中心とする水田転換作物の探究と生産・流通対策。4)村の計画する滝周辺整備への対応。5)道路、Uターン箇所等交通条件の改善。6)家庭雑排水を中心とする生活環境改善等であった。こ

れに加え、神楽の保存やかくれた文化財等の掘り起こしの必要性も確認された。

この整理に対応し、居住者側の体制が検討され、結果として、基盤整備部会、小物野菜部会、身近な生活環境部会をむらおこし委員会の下に構成することとなった。それぞれ、3、3、4、4人の委員及び1人ずつの部会長を置き、計画づくりにおけるとりまとめ、原案作成に当たることとした。この委員会は滝集落自治組織内のものであるが、トップは区長ではなく、一種のプロジェクトチームの性格を持たせている。分掌は、基盤整備部会には、基盤整備実施箇所との絞り込み、整備手法の検討。小物野菜部会には棚田に向く作物の研究、各作物毎の導入条件、経営指標、栽培管理、展示圃場の設置と検討、流通体制の検討、棚田に合わせ、景観を配慮した土地利用計画の検討、作付け講習会の開催等。身近な生活環境部会には、居住域内の修景、景観の復元、再生、滝周辺整備計画のチェック、生活環境問題の解決策の検討。むらおこし委員会は、3部会の総括と全集落への投げかけの場づくり、そして伝統芸能（神楽）の保存、滝の文化財の発掘と伝承、年間行事の確認、集落の共同施設および身近な環境施設の有効な運営と維持管理とした。

②外からの支援体制

支援主体は、村役場経済課、県事務所農業振興室、我々、研究者である。村役場経済課は、計画達成過程における村独自の財政的支援や村計画への位置付けの検討を主に行う。県事務所は、農業生産技術の面、流通対策面、居住者組織運営の支援を、そして研究者は基礎となるデータの収集・提供、計画上の提言等の支援を担当する。これに加え、県農政部は現物支給予算150万円、同額村負担300万円の充当及び、県単事業である「新農業自

立運動」費500万円（同額村負担）の財政支援を行っている。

③具体化した計画

身近な生活環境部会関係では、部会員の意見をもとに研究者によって修景、復元、再生等の主にデザイン、用途上の提案を行い、現物支給方式による排水施設の整備、ゴミ置場施設の木を使った修景、公民館駐車場擁壁コンクリートの植物によるカバー、同敷地法面への花木植栽、そして、集落入口斜面の藪を刈払っての花木の植栽が当面の実施対象となった。基盤整備部会では、長野県栄村の「小規模基盤整備事業」をモデルに関係者3名にわたる「自前倒し」補助事業を「新農業自立運動資金」により実施することとなった。小物野菜部会では、まだ具体的な実施の計画は煮詰っていないが、「先進地視察」の実施が検討されている。むらおこし委員長としては、神楽の12座の舞をビデオに収録することが、ほぼ決定した。

5. まとめ

以上の過程には1年半の時間を要しているが、比較的順調に推移している。その最大の要因が、県、村がモデル集落に位置づけ、財政的裏付を不十分ながらも行ったことにあるのは否定できない。しかし、その出発点は、部外者からの景観を通しての評価や問題提起はあったが、居住者自身が景観を見直し、その変化を自覚し、一方ではネガティブな問題認識と他方での自らの良さを再発見し、いわば、潜在していた自信と誇りをよみがえらせるポジティブな認識にあったことも重要な点と言える。

大規模土地改良施設と景観

波多江 直之*

はじめに

今日までの土地改良事業を促進してきた農業基盤整備事業は、平成3年度に名称を農業農村整備事業へと変更し、新たなスタートを切った。

これまでの事業が、生産向上のための画一的な基盤オンリーの整備しかできなかったのに対し、新事業では、従来の基盤整備に加えて、農村を快適な生活の場とする生活環境整備の視点に立った、あるいは水や緑を活かした豊かな農村景観や自然環境を積極的に保全する立場からの事業も施行できるように、事業内容の多様化がなされている。

「心の豊かさ」や「ゆとり」を指向する現代、基盤整備という狭義の枠を越えて、地域と住民とのかかわりを深める環境整備、地域整備へと動き出した平成3年度は、土地改良事業を進める上で大きな意味を持つ年となろう。

平成3年度に制度化された「水環境整備事業」はまさにその例で、時代の要請に答えた望まれた事業である。

地域住民に憩いの場の提供、都市住民とのふれあい、文化の継承など色々な意味を含めて、農村に広く分布する水路やため池、ダムなどの水利施設を活用した水辺空間の整備が既に全国の多くの地区で始まっている。

福岡県の南部、九州最大の河川筑後川の中流域では、昭和45年度に着手した県営圃場整備事業を皮切りに、数多くの基盤整備事業が進められている。

そして今日、整然と区画割された圃場地区の中には、どこからでも眺められるカントリーエレベーターがそび



図-1 朝倉町、吉井町位置図

え、幹線水路などが走り、そして集団化されたハウス群では、ブランド化された農産物が生産されるなど、新しい近代的な農村風景が生まれている。

しかし、機能的ではあるが遊びのないこの農村風景は、農村に住む人々にも近づき難いものとなっており、昔ながらの田園風景をなつかしみ、四季折々に様々の表情を表わす水の流れや緑、景観を評価する声が非常に高くなっている。

福岡県では、水環境整備事業に先がけて実施された農業水利施設高度利用事業で朝倉吉井地区の採択を受け、「朝倉町の三連水車」、「吉井町の町並の中を流れる清流」を中心に水辺空間、親水施設の整備を行ったので、ここに事例として報告したい(図-1)。

* 福岡県甘木農林事務所 (はたえ なおゆき)

1. 朝倉吉井地区の概要

農業水利施設高度利用事業朝倉吉井地区の施行箇所となった朝倉郡朝倉町と浮羽郡吉井町は、福岡県の南部、九州最大の河川である筑後川の中流域にある。

筑後川が阿蘇外輪山に源を発し、大分県の山間部そして日田市を流下して福岡県に入った所より、久留米市に至る間の広大な水田地帯の広がる中流域は、県計画においても農業地域として位置づけられ、各種の施策や基盤整備事業が実施されている。

中流域全体では、国営事業3地区、県営かんがい排水事業4地区、そして県営ほ場整備事業38地区が完了または実施中で、九州横断自動車道の開通、国道バイパスなどの建設も進められており、中流域は近代的な農業地帯となっている。

中流域にあって、ともに農業を主要産業とする朝倉町と吉井町は、筑後川を境に隣接してはいるが、自然条件や社会条件更には藩政時代も含め生活圏域の違いなどによって、異なる町勢を見せている。

農業水利施設高度利用事業の施行箇所は、一方は水田地帯の中、もう一方は町並の中と全く対照的な景観の中にある。

(1)朝倉町の概要

標高200mから300mの山々から筑後川へ流れる南斜面に広がる朝倉町の人口は、11,251人（平成2年国勢調査速報）。

筑後川の右岸に位置し、福岡市と大分県日田市を結ぶ国道386号が町の中央を走り、昭和62年には九州横断自動車道も開通して朝倉I.C.が開設された。

町の一次産業構成比は、この10年間に10ポイント低下したが、県内の中山間地の町村を除くと最も高い37.6%の高率を示し、中流域の朝倉郡、浮羽郡、三井郡の平均構成比よりも10ポイント高くなるなど、朝倉町が農業を中心産業としていることが示されている。

筑後川沿の平坦部は水田、北に延びる丘陵部は水田と畑、山麓部は富有柿の樹園地として見事に使い分けられている。

農産物は博多万能ネギが特に有名で、航空便を利用した東京・大阪への流通ルートの開発によって高付加価値農業を実現、生産を伸ばしている。

福岡市からの時間距離は2時間弱、バスを唯一の公共交通手段とする朝倉町は、三連水車を初めとしておだやかな農村風景を見せている。

(2)吉井町の概要

久留米市と大分県日田市に挟まれた浮羽郡3町の中央に位置する吉井町の人口は、17,569人（平成2年度国勢調査速報）

古くは、豊後道の宿場町としてまた農産物の集散地として栄えてきた歴史をもつ吉井町には、現在も地域の資源を活用した製造業や卸売業、金融業の立地も多く、生活圏域の中心都市としての役割を果たしている。

そうしたことを反映して、吉井町の一次産業就業構成は23%で、周辺町村より5ポイント低くなっているが、筑後川沿の平坦部は基盤整備も終り、施設園芸が盛んとなっている。

また、耳納山の山麓部では、新たな樹園地開発がなされ富有柿の生産が進むなど、農業地帯である筑後川中流域の一翼を担っている。

山麓部から筑後川へ至るほぼ4kmの地域には、国道210号、国道バイパス、県道2路線、JR九大線がほぼ平行して東西に通過しており、基盤整備の進捗、カントリエレベーターの立地等によって、新しい農村風景も生まれている。

一方、開削以来300年以上にわたって、この地域の農業を潤してきた大石用水路は、生活用水路としても幅広く利用されてきたが、特に中心市街地に残る白壁土蔵づくりの家並や緑を映して流れる南新川が創り出す落ちつきのある景観は、生活に安らぎを与えるものとして住民に親しまれ、町づくりを進める「吉井ルネッサンス運動」のシンボルとなっている。

2. 筑後川中流域の土地改良施設の発達

1603年徳川幕府が成立した後、政権確立のため執られた政策によって、各藩の財政は逼迫した。各藩は財政再

建を迫まれ、1660年代以降全国各地で、新田開発に必要な農業用水路開削工事がなされていった。

筑後川中流域においても、寛文2年(1662年)の大干ばつが契機となって、朝倉では黒田藩(福岡)に堀川新設の請願が、また吉井では有馬藩(久留米)に大石用水路の疎水請願が提出され、いずれも藩営工事として許可されて、1664年春には第一期工事が完成した。

大石用水路は関係地域が広く、導水路にあたる11ヶ村より異議申立てなどもあり、成功しなければ発起人である5庄屋ははりつけということを条件として許可された文書が残されている。

以後度々の拡張工事や筑後川本川における本格的な石堰の築造などが行われ、1700年代の後半には、堀川用水路、大石用水路の今日の姿が完成した。

300年以上にわたって、農民の手によって大切に維持管理されて来たこれらの用水路は、地域の農業を潤し地域社会の発展の基礎を築くとともに、各地に独特の水利施設や水利慣行を残し、生活環境に潤いや安らぎを与える豊かな水の流れを残している。

(1) 山田堰、堀川用水路の歴史

- 1663年 着工(黒田藩営)
1664年4月 竣工 L=8km A=150町歩 9ヶ村
1722年 取水口を現在位置へ移設。切貫(間口)5尺
1750年 二連水車
1759年 切貫10尺に拡幅。堀川をかさ上げ。A=200町歩
1760年 山田堰3尺かさ上げ。新堀川着工。4年後完成。A=370町歩
1789年 三連水車完成、現在と同型となる。
1790年 山田堰大改修、現在と同型となる。A=488町歩
1874年(明治7年) 石堰完成後初めての災害。
1980年(昭和55年) 7回目の災害。

(2) 大石堰、大石用水路の歴史

- 1663年 着工(有馬藩営)
1664年4月 1期工事竣工。L=13.5km A=75町歩

- 13ヶ村
1665年 2期工事完成。取水口、溝幅を2倍とする。
1666年 3期工事完成。
1667年 4期工事完成。
1674年 築瀬堰(斜堰)着工。
1687年 A=1400町歩
1910年(明治43年) A=1941町歩
1953年 大災害。
1954年 災害復旧工事により今日の直堰となる。

3. 土地改良施設と景観

この筑後川中流域では、21地区の県営ほ場整備事業地区が完了又は継続中で、受益面積での進捗率87%に達している。

3市3郡に及ぶ事業地区では、大型農業機械が似合う新しい水田地帯となっているが、また、これら事業の土地の生み出しによって、国道、県道、などの整備も平行して進み、カントリーエレベーターなどの立地も進んで、地域の景観は一新された所が多くなっている。

地域の景観は、自然条件、社会条件などの諸条件の中で、歴史的に積み上げられて来た生活と生産の今日の様、姿である。

そういう意味では、基盤整備事業によって変貌しつつある、あるいは変貌した農村風景も、生産性の向上を追及した結果の新しい農村風景であるのだが、潤いや落ちつきを醸し出す景観とはなっていない。

一方、中流域の水利施設の開発と発展の歴史の中で、農業用水確保のためあるいは地形条件を克服して受益の拡大を図るため、様々の工夫や改良が加えられた水利施設は、膨大な時間と労力を掛けた維持管理によって、地域の自然や景観の中に溶け込んだ水利施設として継承され、今なお各地で機能し、地域住民に親しまれている。

あさくらの三連水車や白壁土蔵づくりの町並を映して流れる大石用水路、南新川の情流は、正にその代表的な施設と言える。

三連水車は、国営かんがい排水事業、県営圃場整備事業の工事が完了した今日においても、地域の人々に親しまれているが故に文化財として保存され、その季節のま

た1日のうちでも様々に異なる表情を見せる筑後川の堤防や耳納の山々を背景に、現役の揚水車として回り続けている。

多くの人々の手が増えられ、生活と生産に密接に係わって来たからこそ、これらの施設や地域の景観は存在感のあるものとして、地域の人々にそして訪れて観光する人々に語りかけ、それぞれの思いをさせるものとなっている。

4. 国営かんがい排水事業筑後川中流地区

筑後川中流には、上流から大石堰、山田堰、床島堰の3つの堰が築造されており、中流域の3市3郡14市町村のうちの3市7町の約6,400haの水田、畑、樹園地を潤している。

3堰とも筑後川本川取水であるために、異常渇水時を除けば干ばつによる被害は発生していない。しかし、改修のなされた一部を除き、300年以上を経た水路は、土水路で断面も大きく、用排兼用であるために、効率、管理の面で問題を抱えており、これを解消するため昭和56年度国営かんがい排水事業筑後川中流地区が実施され、農業用排水路等の全面改修工事が進められている。

本地区には、永い歴史の中で考案されて来た水車、分水、サイフォン、河川との平面交差、舟通しなどが残されているが、その多くはこの事業によって近代的な施設に生まれ変わりつつある。

あさくらの三連水車については、計画の初期の段階までは、120cmもの水位低下を引き起こす3ヶ所の水車群をすべて廃止することで設計がなされていたが、三連水

表-1 国営筑後川中流地区及び関連事業概要

区 分	国営 かんがい 排水事業	県営 かんがい 排水事業	県営 ほ 場 整備事業
地 区 数	1	3	21
受 益 面 積	6,358ha	2,093ha	3,948ha
総 事 業 量	17,900百万円	2,470百万円	33,092百万円
事 業 量	47.5km	34.2km	3,948ha
工 期	S56~H6	H1~H8	S45~H11
進 捗 率	72	21	87

車が農耕文化の遺産でありまた全国唯一の施設であることから、地元からまた久留米市や福岡市などからも保存運動が起り、水車シンポジウムが開催されるなど運動は大きな高まりを見せた。

九州農政局では、昭和55年度に水車群は現況のまま保存し、特に三連水車周辺の50mの区間は石張を行うことを決定し、事業計画を取りまとめている。

三連水車周辺の整備計画は、平成元年度に制度化された農業水利施設高度利用事業に引継がれることとなった。

5. 農業水利施設高度利用事業

国営事業の進捗によって中流域の各地に、ネットワークで管理されたコンクリート三面張水路が延長を伸ばすに従い、地域の住民に親しまれて来た景観を持つ地区では、自然な水路や景観は現況のまま残してほしいという要望の声が大きくなっていった。

そんな時期に、農業水利施設高度利用事業が制度化され、県では早速採択を受け、改修工事前であった、朝倉町の三連水車周辺地区と吉井町の中心市街地を流れ、白壁土蔵づくりの家並を映す大石用水路南新川地区で、水辺空間、親水施設などの整備を行う事業に着手した。

(1) 事業制度

平成元年度農業水利施設高度利用事業の実施要綱が策定された。

この事業は、農業及び農村の健全な発展を図るためには、生産性の向上を図ることに加えて、地域資源を活用した快適な生活環境の整備を行うことが必要という考え方に立って、農業水利施設の適正な保全管理を図るとともに、施設の有する水辺空間を活用し、豊かで潤いのある生活環境を創造することを目的とした事業である。

事業計画は、学識経験者より成る農業水利施設高度利用事業検討委員会が策定する環境施設、基盤施設の基本設計に基づき、実施計画を作成し、整備を行うものである。

事業内容は次のとおりである。

環境施設：修景施設、環境保全施設、特認施設（補助

率1/3)

基盤施設：護岸，保安施設，特認施設（補助率1/2）

平成2年度までの2年間に，全国で43地区，九州では5地区が採択を受けている。福岡県では，平成元年度に朝倉吉井地区の採択を受け，現在実施中である。

平成3年度には，この事業趣旨を引継ぐ「水環境整備事業（補助率一律1/2）」が制度化されている。

(2) 朝倉吉井地区の概要

①事業地区の現況 朝倉ブロック

朝倉町には，日本に残された唯一の農業用揚水機具である三連水車が，なお現役として稼働している。

農業用水路である堀川の恩恵を受けられなかった上流地区では，打桶や踏車などを利用し，人力で堀川の水を揚水する努力が続けられたが，堀川がかんがい初めて90年近く経った頃ようやく二連水車が考案され，更に40年後三連水車が回り始めた記録が残っている。

200年以上延々と回り続けて，あさくらの風物詩となった三連水車は，平成元年度の国営事業による堀川改修工事と同時に施工された農業水利施設高度利用事業によって，現況どおりに再現され，今も回り続けている。

平成2年7月には，地元が待望していた文化財保護法による史跡の指定がなされている。

三連水車の構造等

①管理者

山田堰土地改良区

受益面積 670 ha

組員数 1,300名

水路延長 24.2km

②水車群の受益面積

菱野三連水車 13.5ha

三島二連水車 10.5ha

久重二連水車 11.0ha

③三連水車の機能と構造（表-2，図-2，3）

②事業地区の現況 吉井ブロック

吉井町の中心市街地を流れる大石用水路の南新川沿には，吉井町の発展の歴史を物語る白壁土蔵づくりの町並や幼稚園，小学校，中学校，神社や寺が並び，木々の緑も玉石積の水路に映えて，しっとりと落ちついた，なつかしさを感じさせる自然な景観が創られている。

現況の南新川の水深は浅く，水路底の魚や水草まではっきりと見える清流で，いくら禁止しても飛び込んでこまると小学校長が語るそんな南新川であった。

吉井町の町勢要覧にも，明治末期の神社前の南新川で，腰までつかって遊ぶ6人の子供がこちらを見つめている写真が載せられている。幼稚園から中学校まで通学

表-2 三連水車の機能

区分	上車	中車	下車	計	備考
径	4.76	4.30	3.98		m
回転時間	15	10	8		秒/回
柄杓数	48	44	40	132	ヶ
揚水量	2,004	2,756	3,132	7,892	m ³ /日

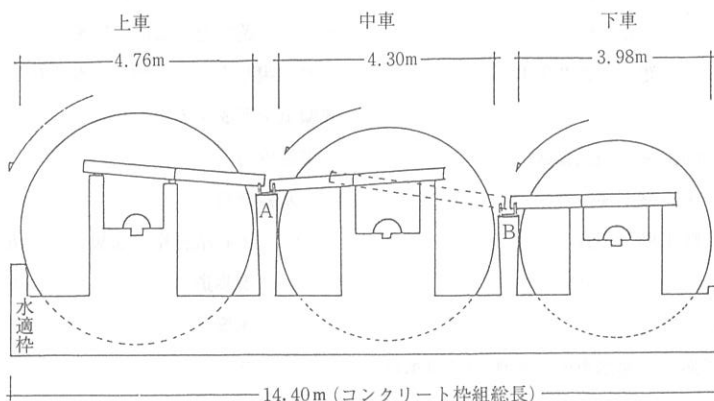


図-2 三連水車側面図

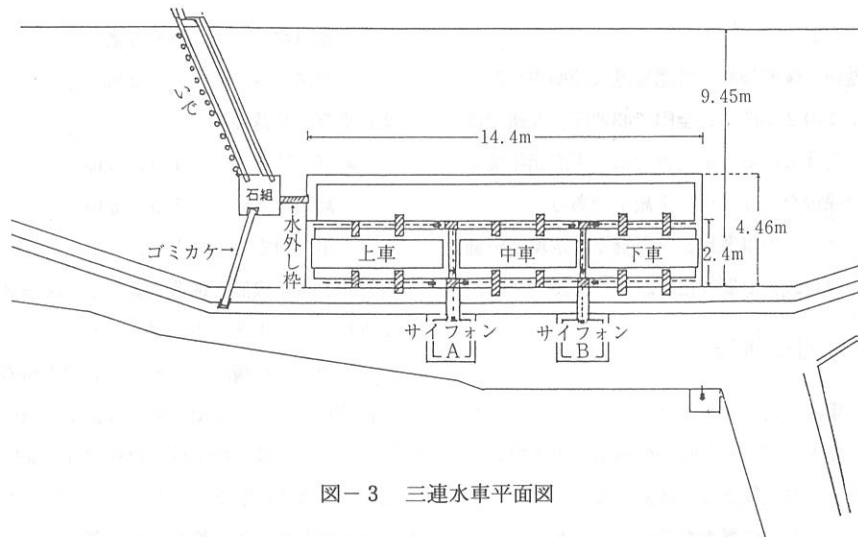


図-3 三連水車平面図

する間あるいは神社の季節ごとの祭に参加しながら、地域の人々が毎日の生活の中で接する落ちつきのある景観が、吉井町のシンボルとなっているのも自然である。

(3) 朝倉吉井地区の事業概要

本地区は、国営かんがい排水事業筑後川中流地区によって進められている、堀川用水路、大石用水路の全面改修工事にあわせ、地域のシンボルとして親しまれている、朝倉町の三連水車周辺地区、吉井町の中心市街地を流れる南新川沿の地区の秀れた自然環境を保全しつつ、新たな水辺空間、親水広場の整備を行うものである。

総事業費	505百万円
事業量	
玉石積護岸	1,665m
遊歩道	1,340m
広場、駐車場	4ヶ所
工期	平成元年度～平成6年度
予定管理者	

玉石積護岸 山田堰土地改良区
大石堰土地改良区

遊歩道、広場、駐車場 朝倉町
吉井町

①朝倉ブロック

あさくらの風物詩である三連水車や2ヶ所の二連水車周辺の秀れた自然環境や景観を保全し、地域住民や見学者の憩う場、都市住民とのふれあい場となるよう、潤い

のある水辺空間の整備などを行うものである。

事業内容

基盤施設

玉石積護岸	782m
遊歩道	782m
木柵	782m
太鼓橋	2ヶ所

環境施設

駐車場	1ヶ所
広場（便所）	1ヶ所
パーゴラ	2ヶ所
植栽工	3ヶ所

②吉井ブロック

白壁土蔵づくりの町並や緑が水面に映える清流南新川を中心に、地域住民に親しまれている景観を保全するとともに、遊歩道、公園等を整備することによって、町民が水と親しみそして憩い、都市住民とふれあう新しい地域環境を形成するものである。

事業内容

基盤施設

玉石積護岸（魚集）	883m
遊歩道	558m
木柵	608m
フェンス	129m
街灯	20基

環境施設

親水公園, 広場 (便所)	2ヶ所
パーゴラ	1ヶ所
野外ギャラリー	1ヶ所
植栽工	2ヶ所

③施設配置計画及び水路構造

玉石積護岸とする水路の改修は、現況水路敷内で納まっており、遊歩道、親水広場、駐車場などの用地については、朝倉町では水路敷の残地と用地買収によって、吉井町では同じく水路敷の残地と神社、幼稚園、小学校（吉井町）との用地無償貸借契約によって手当を行い、施設配置を行った（図-4～6）。

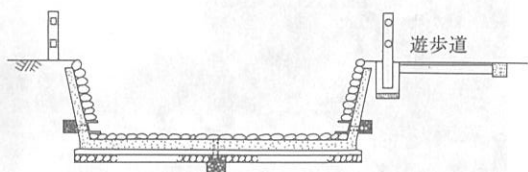


図-4 水路構造標準断面図

(4) 事業実施状況

本地区の事業内容は、基盤施設の玉石積護岸と遊歩道、環境施設の親水広場や駐車場、植栽等の3つに大別される。

このうち玉石積護岸は、国営事業の水路改修工事と同時施工を行う必要があることから、水路壁を玉石積護岸とすることに伴う変更設計業務から施工まで一括、県から農政局（筑後川中流域農業水利事務所）に委託して施工を進めている。

平成3年度末までの事業全体の進捗率は60%となっている。農政局に委託して進めている玉石積護岸の進捗率は93%と高く、吉井ブロックの120mを残すのみとなっている。

遊歩道、親水公園等の施工は、県営工事として、利用頻度の高い三連水車附近と吉井ブロックの神社、幼稚園、小学校正門周辺まで完成させた段階で、玉石積護岸は平成4年度、全体の竣工は平成6年度の子定である。

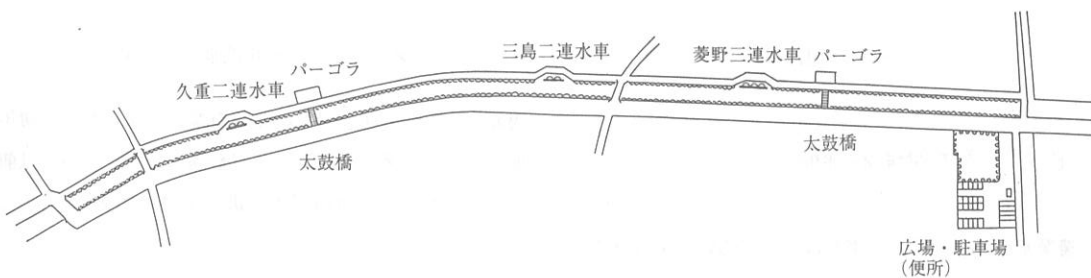


図-5 朝倉ブロック平面図 (全体)

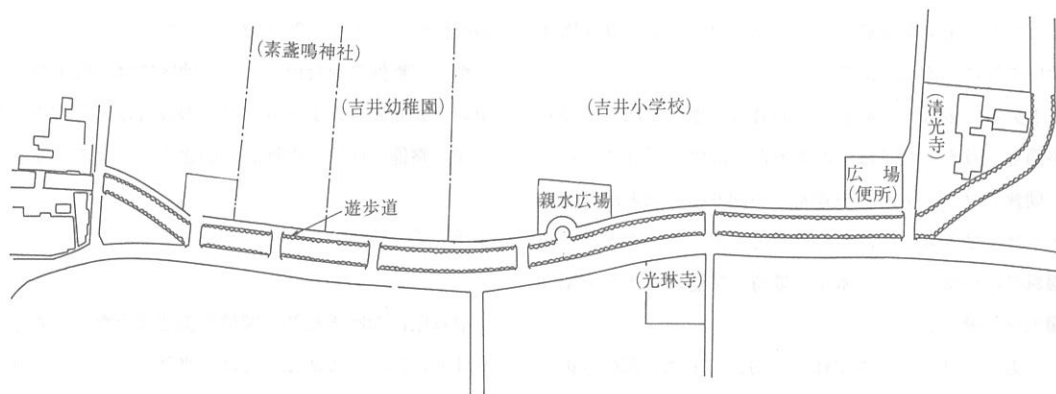


図-6 吉井ブロック平面図 (最上流部)

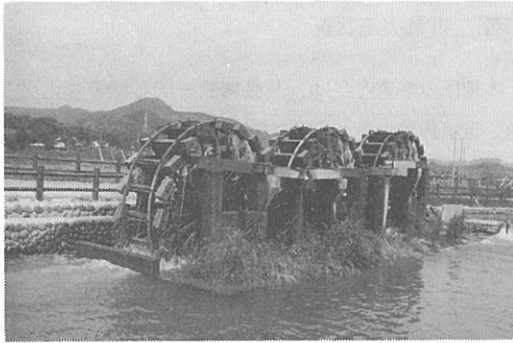


写真-1 菱野三連水車



写真-2 太鼓橋より下流

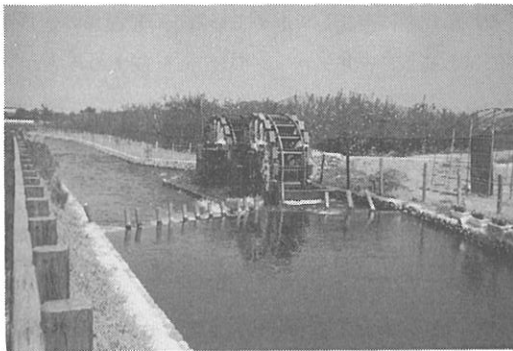


写真-3 三島二連水車

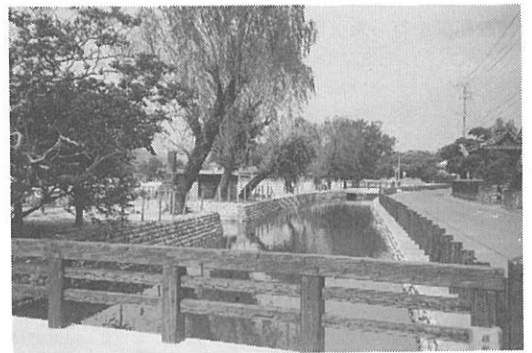


写真-4 小学校正門前より上側

6. 事業に対する評価

農業水利施設高度利用事業は、経済的効果を追及する事業ではなく、事業実施の妥当性あるいは効果を客観的に把える方法は定められていない。

しかし、事業を実施している以上は、効果なり評価は大いに気になる所である。

事業着工後3年を経過した朝倉吉井地区では、施設の整備も植栽もまだ半ばではあるが、評価は好評である。

朝倉ブロックでは、三連水車の回り始めなどが新聞やテレビに度々取り上げられることもあって、のどかな田園風景の中で回る三連水車を期待して訪れる人が大幅な増加を見せている。

一方、吉井ブロックでは、当初、工事は一部の修復工事程度に留め、現在の景観はそのまま保存すべきだという趣旨の陳情書も提出され、事業計画作成の段階でも、

実施のための説明会でもかなりの論議となったが、初年度の工事完了後にはそうした声も無くなり、むしろ以前より良くなったとの声がよく聞かれるように変化していった。

魚巢を設置した玉石積護岸水路に、驚くほどの小魚が戻ったことも地域の人々を喜ばせ、落水後に鰻や鯰、鯉が取れたことも大きな話題となった。

また、整備の進む南新川沿の地区には、町単費による植栽や観光協会によるカップ像の設置なども進み、水辺空間の整備に向けての地域の動きも生まれている。

結び

福岡県における最初の環境整備事業となった本事業を具体的に進めるにあたっては、当然のことながら地元との協議が最も重要で、机上であるいは現地で十分に時間をかけた打合せを行った。

何と言っても、中流域の生活と生産を永年にわたって支えて来た堀川、南新川の流は、「自分たちの水路」として維持管理されて来たことで、地域の人々の意識の中にまた地域景観の中に活かされており、現在の豊かな自然環境と落ちつきのある景観の保全に対する強い思いを抱く地域の人々との協議によって、それぞれの地域環境に馴染む形、色そして材料等の選択がなされ、これら地域からの発想が、事業進捗の大きな手助けとなった。

施工時期についても、玉石積護岸はもちろん用水路落水後の施工となったが、遊歩道や親水広場、植栽の施工は、水路に隣接する幼稚園、小学校、神社などの季節行事とのスケジュール調整の中で行われるなど、地域に密着した手づくりの事業となっている。

そして事業に着手して3年を経た現在、朝倉ブロックの三連水車周辺地区、吉井町の中心市街地を流れる南新川は、玉石積護岸や遊歩道、親水広場が整備されて、以前にも増して身近かなそして親しみやすい水辺空間となっている。

形式的には行政主導の環境整備事業と言えるが、町づくりへ向けての地域住民の意識も高く、本事業施設活用への具体的な、地域独自の動きも続々に生まれている。

筑後川中流域の風物詩として地域の人々に親しまれて来た三連水車や市街地の町並を映して流れる清流を守り、地域のシンボルとして継承して行くのは、地域の人々以外にはなく、日常生活の中で大いに活用され、維持管理されていくことを期待したい。

吉井ルネッサンス運動

吉 武 俊 郎*

1. 沿革

本町は、福岡県の南東部に位置し、北に雄大な筑後川が流れ、南に耳納連山がそびえ、中央部に国道210線とJR久大線が東西に並行して走り、東西6.8km 南北7.9km、面積28.29km²、人口は約18,000人の田園都市である。昭和30年1月1日に旧吉井町、千年村、福富村、江南村と船越村の一部が合併し、現在の吉井町となった。

(1) 吉井町のおこり

もとより山紫水明の土地柄で縄文、弥生、古墳時代の古代から人々が住み馴らしたところで、遺跡の出土品や華麗な装飾古墳の数々は国の重要文化財指定を受けており、特に日の岡古墳、^{めづらしづか}珍敷塚古墳は有名で日の岡古墳壁画は同心円の集大成ともいわれている。

また、耳納山麓から巨瀬川にかけての水田地帯に大化改新以来の条里制遺構も広く残されている。

吉井の名が初めて史書に見るのは鎌倉時代の「東鏡」の中に筑後国御家人吉井四郎長広興と同御家人矢部十郎眞澄が領土争いで幕府に控訴したとあり、これが吉井の紀元といわれている。

吉井のなりたちは、福益、妙見等に山城を構えて、中世の400年近く武威を誇っていた豪族星野氏が戦国の末衰亡し、その城下町が平地の災除川・巨瀬川の周辺に移ってきたのが、この町のおこりとされている。

(2) 筑後川の用水路開発と五庄屋

江戸時代、天領日田と有馬藩21万石の久留米を結ぶ豊後街道のほぼ中央に位置する吉井町は、宿場町として栄えていたものの、農民生活は苦難と貧困をしいられていた。

当時、筑後川は広大な筑紫平野を形成し、その中流域の一部は筑前の国(黒田藩)に属し、その他は筑後の国(有馬藩)に属していたが、絶えず洪水被害をもたらす単なる「暴れ川」でしかなく、流域農地の生産力は低く農民生活は苦難と貧困でしかなかった。

筑後川中流左岸部、つまり本流の南部の巨瀬川一体は河岸より2・3m高く多くの農地は畑地で、わずかの水田も日照が続けば立ち枯の状態であった。特に寛文3年(西暦1663年)の大干ばつはひどく、農作物は全滅、農民の生活は悲惨で離村する者が続出した。この有様に心をいためた五人の庄屋、夏梅村庄屋栗林次兵衛、高田村庄屋山下助左衛門、今竹村庄屋重富平左衛門、清宗村庄屋本松平右衛門、菅村庄屋猪山作之丞はついに長年の念願であった用水開削に立ち上がった。この時代農民が寄りあって事を藩に訴願することは不法とされていたが、郡奉行高村権内は事の重大さを理解し、さらに精密な計画を指示、五人の庄屋は互いに誓詞血判状を取り交わし、いくども実地調査を重ね、出願することにした。

これを知った他の庄屋も加盟を申し出たが、決死の行動ゆえ小人数が良いと拒否をしたものの大庄屋田代又左衛門の仲介で13ヶ村、11庄屋は寛文3年9月24日に「水道工事請願書」に名を連ね藩に願い出た。

* 吉井町企画室(よしだけ としろう)

しかし、この計画に対し上流部の庄屋達から、上流の村から溝を掘り筑後川の水を入れれば洪水のとき被害がひどくなると猛烈な反対が起きた。五庄屋は万一の事があればどんな極刑を受けても異存はないと断言、ようやく反対論はおさまったが、藩は、この事業は民間庄屋達の手に及ぶものでないと藩直轄工事として決定、同年12月村々に工事許可が伝えられると同時に水路予定地の樹木伐採や家屋の解体移転についての異議申し立て禁止令が出された。一方出願の11庄屋に対し、計画通りの通水ができないときは全員を磔刑（はりつけの刑罰）に処すと厳しく申し渡された。

翌年寛文4年1月11日に起工式が行われたが、普請奉行や下役、鉄砲足軽など約30数名が現地に配置され、生葉、竹野などの地域から毎日500名の夫役が徴発されたり別に出願村から自費で出役した。

また、長野堰工事現場の出入口には5本のはりつけ柱が、地元農民を威嚇するかのよう建てられ、夫役の人夫は鉄砲隊の監視のもとに黙々と働き続けた。

深さ約2m、幅約3.6m、長さ約2,970mの用水路の全工事は同年3月中旬に、延べ夫役4万人、わずか60日で完成、通水も順調に進行、農民たちは歓喜のうちに礫台の撤去を行った。

このようにして大石、長野水道を完成し、生葉郡70ha、竹野郡5haを灌漑し、第2、第3、第4期工事と拡張されていった。

筑後川水利事業も農民の切実な願いからおこったものの、年貢の増大や洪水ごとに破損する水道の維持改修のため出費が加算し、農民生活は相変わらず苦しく百姓一揆が多発、筑後川と五庄屋の恩恵が真の農民のものとなるのは明治以降となる。

(3) 商家の繁栄と白壁土蔵づくり

一方、宿場町として形成していた町並みも五庄屋の筑後川水利事業の成功に伴い、地域農業生産向上の中、農産物やその加工品を集散する商業の町として発展していく。

このころの吉井商業の特長としては、米から酒、菜種から油、燻から蠟といった農産加工品を製造、またはこれを販売しながら小利を積んで資本を増し、その益金を

庶民に貸付けるなどだんだんと成長し、大商人、大地主が誕生するのである。そのうち吉井銀を発行する大商人の町として発展し、北筑後における政治・経済の中心となっていくのである。

こういった大商屋、大地主を分限者^{ぶんげんしや}と言うが、分限者の富を誇示する建造物が「居倉屋^{いぐらぐら}」であり、居倉屋は住居と倉を併せ持つ土蔵造りである。外壁は漆喰塗りで生子壁^{なまごかべ}、屋根は本瓦を用い、棟々は定紋入りの鬼瓦を上げ実に堂々たる偉容を示している。また、奥はケヤキ、マツ、スギ等の大木を樞や柱に使用し、中には、総桧造りの家や総杉正目の柱の家もある。

もともと、このような居倉屋造りの建造物が一挙に出来あがったのではなく、文化12年（1815）正月3日の大火で117軒、土蔵小屋23棟が焼失する、明治2年（1869）4月5日の大火で土蔵小屋10棟約50戸を焼失するなど再三の大火に合いながら火災に強い瓦屋根とぶ厚い土壁の生子壁の白壁土蔵造りの建造物に変っていき、重厚な町並みを形成していくのである。最盛期には200軒を越える屋並みも、時代や生活様式の変化につれて大部分が解体されたが、一部、家主の良識に助けられ、今なお町の中心部にそのたたずまいを五庄屋のつくった水路に映しながらか残っている。

2. 吉井ルネッサンス運動

(1) 吉井のムラおこし（河童奉行所）

昭和50年代後半にはいるといろんなムラおこし団体が吉井にも出てくるが、特に目をひいたのが、明日の吉井町を考える会、吉井河童奉行所（河童研究会）であり、少し遅れて出来た白壁保存と活性化を考える会や小さな美術館めぐり実行委員会である。

それぞれユニークなムラおこし活動を行っているが、ここでは吉井河童奉行所について語ってみよう。

吉井河童奉行所は、当時30歳代から40歳代の気の合った仲間が何か遊ぼうやと、農業・店主・サラリーマン・公務員など14名で昭和58年1月に結成、筑後地方の河童伝説にちなんで、グループ名を吉井河童奉行所と名付け、組織を筑後の国吉井河童奉行所とし、役員の呼び名

も会長を奉行、副会長を内与力、役員を与力、会員を同心と呼び、総務係を本所掛、事務局を記録方、会計係を勘定方、渉外係を外国方とし、初代藩主（名誉会長）を県議の大石正紀氏に依頼した。

もともと、遊びを目的としたグループだったが、名称を河童奉行としたことから河童の話題となり、「河童はほんなこつおるとぢゃろうか」「伝説やら、老人が昔筑後川におったちゅ話があるばい」「川が最近特に汚れちよるけんおらんごつなつたつばい」といった話が出てきて、「河童の住める川を取りもどそうや」ということで、町中の河川清掃を行うが、何度やっても一向に成果は上がらない。どうすれば皆んなが川に注目するだろうかと一計を案じ、川に鯉の稚魚を放流することと、「河童頭目、巨瀬川入道、樋口弥五郎右の者この地に住みしが最近姿をみせず、この兩名の消息を問うもの也、河童奉行所」の手配書の立札を川筋など6ヶ所に立てることにした。

手配書の反響は大いにあったが、鯉の稚魚1万匹を放流したが、なまずやごい鷺の餌になったり、水流に流され1週間もしないうちにいなくなり大失敗に終わった。

翌年、再度挑戦、今度は稚魚をある程度大きくして放流しようと、休耕田をを借り受け、約1万匹を育てることにしたが、餌代や施設費がない、そこであるデパートの協力を得てフロントに募金箱を設置をし、町民の協力でどうか資金に目処がつきやと実施に運びつけた。順調に稚魚は育つかに見えたが、今度は白鷺の恰好の餌場となり網などの防護策をこうじたが、結局5cmから10cmに育った鯉は10分1だけしか残らなかった。その鯉を再度役場横の災除川に放流するが、ごい鷺や白鷺の餌食となり1ヶ月たらずで姿が見えなくなった。幸い別に買った20cmから30cmの鯉は残り、大きい鯉だけが住みつくことがわかった。

またもや、失敗であるがそんな事でへこたれるメンバーではない。大分県の山国川に鯉を放流している本那馬浜町を視察、鯉が川に居着くまでに約10年かかったこと、鯉は大きい程定着が良いこと、鯉の巣（よこい場所）が必要なことなど教わり意を強くした。

再度鯉の放流の挑戦であるが川底を掘る資金の目処がつかない。町民の善意のカンパが寄せられたが目標には

ど遠い。ちょうどそんな折り、町村合併30周年の年である。記念行事の一つとして鯉の放流を組入れてもらうことになり、昭和60年吉井町合併30周年記念事業の鯉の放流が7月10日に実施された。

前もって町の方で川底を掘削した災除川に30cmから40cmの鯉300匹が吉井小五・六年生の手で放流をされ、早速河童奉行所は「吉井ルネッサンス・自然水族館」の看板を川岸に立てた。この川にはふな、なまず、ハヤなど数十種の魚が住んでおり魚はもちろん川を大切にしようためである。

町や町民のおかげでどうか鯉の放流に成功したものの、水位の変動による鯉の移動と鯉泥棒の出現といった問題が出てきた。雨が降ったり、渇水時の水位が変動するたび、鯉は別の場所に移動するので、会員と役場職員は、その都度出動で、泥棒に対しては、禁漁区でないので良識にまかせるはかないが、会員が数名で毎夜見廻りをつづける一方「この鯉は、皆さんの善意で放流したものです、盗まないで下さい。」といった立札を立てて廻った。そんななか、別の場所に移動していた鯉を捕らえ元に戻したり、盗もうとした人に注意をうながす人達も現われ、川も少しはきれいになり、役場横の災除川には40cmから60cmに成長した鯉が150匹泳ぎ廻り、今では観光に役かっている。

(2) 三面コンクリート張り問題

昭和56年度から開始されている国営筑後川中流土地改良事業の三面コンクリート張り工事が町中を流れる南新川（五庄屋川）の市街地区間を昭和63年度から着工するということから三面コンクリート張り反対が地元から再度起こり、町も農政の推進派と環境・観光の反対派に意見が分かれる。

推進派は、南新川は五庄屋が造った農業用水路であり、これまで農業用水路として維持管理をしてきたし、これからもつづけなければならないと主張。反対派は今まで生活用水路として使用してきたし、井戸水が濁れる心配があり、清流と景観がこわれると一歩もゆづらない。

河童奉行所も水問題に取組んできた団体であり、この問題を避けて通れない、会員の中には大石堰土地改良区に負担金を払う農業従事者もいれば、南新川を生活用水



写真-1 農業水利施設高度利用事業「南新川」

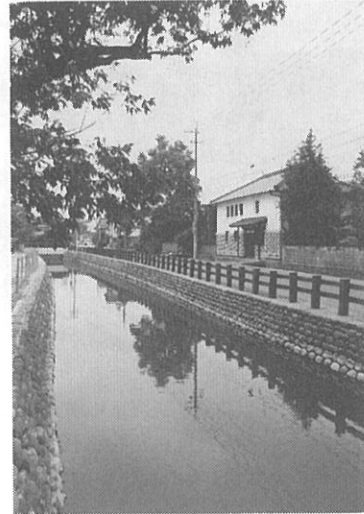


写真-2 清流と白壁の町

として利用してきた店主もいる。いくら討議しても結論は出ない。結局視点を変えて話し合い次のような事項でまとまった「五庄屋の偉業である玉石積護岸を残すこと、住民が水を親しむ親水公園を整備すること」早速その主旨と図面を会員でもある建設課職員に作らせ、農政課に提出した。

その後、町と町民代表の区長会と三面コンクリート張り問題の話し合いがなされ、工事は予定どおり行方が、三面張りの上に玉石積護岸を復元する、川沿いに遊歩道と公園を整備し、この工事が原因で井戸が枯渇した場合は補償することで合意がなされた。

この整備計画も農業水利施設高度利用事業で平成元年から実施され、町民の憩の広場として期待されている。

(3) 高橋満年願出世相撲、吉井子供相撲として30年ぶり復活

河童奉行所にはもう一つの顔がある。それは「吉井子供河童相撲大会」である。

この相撲の起源は、安永天明の頃吉井出身の岩井関が故郷を出るとき出世祈願をし、その後出世解願の相撲をとったことが高橋満年願出世相撲の起りであり、初代梅ヶ谷もこの地で相撲をとり江戸に上ったといわれている。戦後途絶えていたものを河童伝説とドッキングさせ、名も新たに吉井子供河童相撲とし昭和58年5月7

日、30年ぶりに復活した。

町の中央部を流れる巨瀬川ぞいにある高橋神社に次のような河童伝説がある。

昔、巨瀬川にたくさんの河童が住んでいたが、人や馬にいたずらをするので、人々に大変恐れられていた。そこで神様はなんとか河童を懲らしめなければと、ある夏の暑い日を選び、河童と力くらべをすることにした。力くらべの話聞き河童達は大喜び。

神様は、この時「もし私達が勝ったら私達の言うことを、負けたら河童の言うことを何でも聞く」という取り決めを河童達とおこない、いよいよ、相撲の約束の日。朝から空は雲一つなく高橋の河原は焼けるような暑さである。

河童達は、一番強い力士を選び、一族郎党朝からつめかけ、試合の時を今かいまかと待つが、神様方は先取が決まらないと、河童達をじらすのである。

しかし、じらされていることを知らない河童達は、勝ちほこるかのごとく炎天下を騒ぎ廻った。

河童達が暑さで疲れ果てた頃、ようやく神様と河童の取組が、熱した石河原で始まり、しばらくは見事な取組みに見えたが、あまりの暑さで河童力士は敗れてしまう。

河童は頭の皿が乾くと神通力を失うのである。今までの河童達の勢いはどこへやら……

神様は勝利をつけ、河童達のこれまでの悪事をさと



写真-3 吉井子供河童相撲大会

し、今後は人間にいたづらをしないように約束させ、それからは河童達は静かになったということである。

こういった伝説と高橋満年願出世相撲をドッキングさせ、30年ぶりに復活し吉井子供河童相撲大会は、今年で10年になり、毎年9月の第2日曜日に大勢の観客を迎えて開催されている。

背中に甲羅の模様を描いて相撲を取っている子供達の姿は、まるで伝説に出てくる河童達が相撲を取っている様である。

(4) 吉井ルネッサンス・白壁土蔵町並み保存と活性化運動

先に町の歴史を述べたように吉井町は、江戸時代に有馬藩久留米から天領日田間の交通の要所として、寛文年間の五庄屋の筑後川水利工事による農産物増大などで飛躍的な発展をとげ、大地主・大商人のまちとして、酒屋、酒屋、蠟屋などの大だなが軒を連ねる。

しかし、時代とともに生活様式の変化に伴い、300軒からあった白壁土蔵造りの町並みも取り壊され、今では、良識のある人達の手で、約70軒程度残されている。

そんな折に、大分県臼杵市で開催された第六回全国町並みゼミに、はじめて吉井町から参加した観光協会のメンバーは、ゼミの冒頭、長崎総合科学大学教授の片寄俊秀氏の基調報告を聞き、ショックを受けるのである。その内容は、九州・沖縄を含む九州8県26か所のスライド説明の中に福岡県の赤間(街道)・秋月(城下町)・柳川(水)に引きつづき吉井(白壁町並みと水)が紹介されたことであり、日ごろ、身近に見たり接して、つ



写真-4 吉井子供河童相撲大会



写真-5 白壁の町並み

い見過ごしていたことに気がついたことである。

(5) 白壁保存と活性化を考える会の発足

臼杵ゼミの感激もさめやらぬ昭和59年3月2日、町民の有志、団体をつくり、吉井町の歴史的環境を守る住民組織を結成、名称を河童奉行所も提唱しているルネッサンスを冠に「吉井ルネッサンス・白壁保存と活性化を考える会」通称「考える会」と称して、会長を観光協会々長であり郷土史家の金子文夫氏にお願いした。

早速、町民への周知と協力を得るため、土田充義九大助教授をはじめとする4名の建築の専門家を招き「吉井ルネッサンス・白壁保存と活性化ゼミナール」を企画し、白壁保存にむけて第1歩を踏み出す。

この頃から、新聞・テレビの取材が頻繁に行われ、吉井の白壁土蔵づくりの見学者も日増しに多くなってくる。



写真-6 観光会館「土蔵」



写真-7 小さな美術館めぐり

(6) 旧酒蔵が観光会館「土蔵」として復元

橋本町の旧酒蔵が両側に並ぶ、代表的な白壁通りの一つが、酒蔵の老朽化のため取り壊すという話が持ち上がり、「考える会」は酒蔵保存を町長に陳情、町長は保存運動に理解を示し、町議会も好意的で予算執行を了承、これを受けて「考える会」はこの旧酒蔵を観光会館として再利用できるよう具体的な検討を行う。

地元出身の建築家の協力を得て基本計画の作成、まず道路側の白壁部分は保存修復を行い、梁行九間の巨大な土蔵は梁行三間のやや小ぶりに改築し、土蔵の中は観光客の憩いの場所と隣り合わせに喫茶室と展示室兼会議室、地場特産品の即売所それに観光協会の事務室、倉庫を設け、観光会館「土蔵」と称し、観光の拠点として人気を博している。

(7) 伝統的町並みの活性化保存を考えるシンポジウムの開催

「考える会」の活動目標は白壁土蔵づくり町並み保存と活性化であるが、啓蒙や調査研究も大切な活動であり、昭和59年9月22日に伝統的町並みの活性保存を考えるシンポジウムを開催することにした。

9. 22シンポジウムを目標に7月から8月にかけて夏休み返上の九大、九州産大、九州芸大、工専の建築学科の学生による町家調査結果と、吉井町活性化のためのいくつかのプロジェクトが提案された。

9. 22シンポは地元吉井町、考える会、福岡県建築士会、日本建築学会九州支部の主催で予定どおり開催され

た。

当日、町内外、九州各県からの参加者550人に報道関係者、県やそのほかの招待者で会場は超満員で、パネラーは堀内清治熊本大教授、土田充義九大助教授、岡道也九州芸工大講師はじめ多彩な顔ぶれである。

また、プログラムの白壁土蔵づくり町家の自由見学は、数十軒の中から相談した六軒を見学してもらうことにし、居住者の協力により、単に門戸を開放することだけでなく、それぞれの家がすすはらいをすませ、不用な道具類を片づけ、神棚の間には蔵にしまっておいた大切な屏風を立てその前に清楚な花を活けるなど、町家の清らかな美しさを表現した心づかいは、見学者に大変喜ばれた。

9. 22シンポによって町家が見直され始めてから自発的に土蔵づくりの復元と修復があちこちに見られるようになるが、費用はすべて自費である。建築事務所が設計した近代的な改築案を白壁通りに合ったデザインに変更した例もある。また、商店街では折角の白壁土蔵づくりが大型看板で隠れて見えず、その看板を取り除くなど、白壁土蔵の町並みづくりの輪が、徐々に広がっている。

(8) 小さな美術館めぐりの開催

平成2年5月3日から5日のゴールデンウィークには白壁土蔵町並みとその文化に接してもらおうと、「筑後吉井・小さな美術館めぐり」(小さな美術館めぐり実行委員会・会長杉富幸)が開催された。

この催しは、白壁土蔵の町並みや喫茶店などに地元画家や陶芸家の作品を展示し、町並を廻りながら、この町の文化に触れてもらおうと企画したもので、期間中に訪

れた観光客は延べ10,000人、今年開催された第2回小さな美術館めぐりに訪れた人も延べ20,000人と増加している。ちなみに吉井町の人口は18,000人弱で、この期間中の吉井の人口は2倍以上とふくれあがったのである。

このように、いろんな民間団体による白壁のまちづくり、イメージづくりが行われている。

(9) 町並み保存推進計画の策定

今までの試みの中で平成3年度、町は「ふるさと創生白壁土蔵町並み保存推進計画書—豊かな個性と独自性の風情ある町づくり」を策定し、本年5月30から6月1日に開催される「第15回全国町並みゼミ吉井大会」で全国の人に問うことにしている。

この全国町並みゼミの様子は農村計画研究部会の折り報告したいと思う。

以上のように民間による運動・活動が起きたのは、自然環境や伝統的町並みが、不安定の中にも、まだ、良好状態で維持されていたからであろう。

3. 個性と独自性を

吉井ルネッサンス運動は、河童奉行所の若手が中心となって河童伝説を基に、清流をとりもどそうという運動に端を発し、それが1年の間に町役場や観光協会まで含めた全町的な運動へと拡がり、活動内容も白壁土蔵づく

り町並み保存と活性化運動や小さな美術館めぐりへと発展して行く。もちろん短期間のうちに急展開した運動であり、内部に不協和音も聞かれたが、吉井の良い意味での頑固さも評価しつつ、展開していくのである。

また、吉井ルネッサンス運動は、古き良きものを残し、再生し、後輩に継承して行こうというものであり、我がまちならではのまちづくりを求めることが必要で、地域固有の自然・歴史・産業・生活文化など地域のかけがえのない財産を見直し、郷土の誇りと自慢を継承し住民の郷土愛を醸成していくことが不可欠であると思う。

吉井町における主な地域づくり事業

1. ふるさと創生基金事業 (H2～)

(グループ、団体が自ら行う事業の支援)

(1) 個性あるまちづくり事業

(2) 人材育成事業

2. 第15回全国町並みゼミ吉井大会 (H4)

3. 全国吉井サミット (H元～)

4. リバーサロン公園整備事業 (H元～H5)

5. 吉井百年公園整備事業 (H元～2)

6. 自然と歴史の小路整備事業 (H2)

7. 吉井スポーツアイランド整備事業 (H2～4)

8. 高齢者福祉ステーション整備事業 (H4～H6)

9. 下水道事業 (農業集落排水事業, H4～)

10. 白壁土蔵町並み整備事業 (予定)

柳川市における人と水との関わり

堤 富 大*

1. 柳川市の堀割の歴史的背景

私たちの祖先がこの筑後平野に住み着いたとき、この地は草の生い茂る湿原であった。私たちの祖先は、この地に川や堀をつくり堤防を築き、この湿原を一大生産の基盤につくりかえた。爾来、川や堀は私たちの祖先の生産と生活を支える基盤となった。この地で農耕を営むためには、この湿原を乾田化しなければならない。二千年の昔、私たちの祖先はうねをつくった。これが堀の始まりである。しかし、毎年雨期を迎えると、大雨のたびにせっかく種付けた田畑は水没し、またひとたび早魃ともなれば、水不足に悩まされ続けてきたことであろう。

八世紀になって、政府は全国各地で条里制の耕地割を決め、この柳川地方にもこの制度が実施され、これによって本格的な川や堀が出現した。この川や堀は農耕のための用排水は勿論、早魃に際しては貯水池として、大雨に対しては遊水地として、その貯留量は極めて大きなものであった。

湿原を耕地にするためより多くの土を掘り上げ、より高く盛り上げたことでより大きな川や堀がつけられた。このようにして川や堀は人々の生活を支え、あるいはこの地の土壌を潤し、この地にとって必要欠くべからざる存在となった。

その後、この地を支配した豪族などによって改修が加えられてきた。しかしこの川や堀の長い歴史の中で忘れられることのできないことは、田中吉政公による大改修であろう。矢部川や沖端川に堰を設け、二つの川を造りその

水を引き入れる導水事業の実施を始めとして、筑後川、沖端川の掘り替え、柳川や城内に残る水門や堰、海岸堤防の築造など、その業績は枚挙にいとまがない。これはその後、立花宗茂公の再入城により立花藩に受け継がれてきた。

柳川の川が精密機械といわれる所以は、吉政公によって随所に造られた堰や樋門の多様で正確な働きにある。一般に堰は流れる水を有効に使うため、水流を堰とめたり、調整したりする施設である。しかし、柳川の堰はその道程で、数々の機能を果たし、その使命を全うし終えた川が、今まさに横たわろうとするとき、再びこの流れに活力を与え、水勢を復活させ、いま一度働かせるために設けられた施設である。この堰の働きは極めて大きい。この堰の働きがあってこそ柳川の川は生き続けてきた。衰えた流勢はこの堰で復活し、はしゃぎながら渦流となって流れる。この渦流は土砂の沈積を防ぎ、このはしゃぎは水中に酸素を溶け込ませる。活力をとり戻した水流は、洗掘作用を行い浄化作用を行う。こうして柳川の川は生き続けてきた。この柳川の川が果たす役割は例をあげると、1. 農業用貯水池、2. 洪水防御用遊水池、3. 防災、4. 生活用水など極めて多用である。しかし、この中で何にも増して大切なことは土壌を潤し地下水を涵養することである。

柳川の地層には地下1mから、8~20mにかけ極端に含水率の高い、いわゆる有明粘土層と呼ばれる沖積層が全市一面に広がっている。このことは一步誤ればたやすく地盤沈下を招く条件である。この粘土層の厚さを10mとし、含水率が50%に低下すると仮定すれば、この層の

* 柳川市経済部（つつみ とみひろ）

厚さは6mに縮むことになる。つまり、4mも地盤が沈下することになる。佐賀県白石平野の地盤沈下の実態は、柳川にとっても他所ごとではない。この川や堀の地下水への涵養はより多くの地下水の利用を可能ならしめ、ひいては地盤の沈下をも防いでいる。

くりかえすようであるが、私たちの祖先が乏しい食糧のもとで試行錯誤の繰り返しの末、造り残したのが現在の川や堀である。柳川の風土である。つまり柳川の川や堀は私たちの祖先が日常肌で水と接して得た貴重な遺産でもある。また、それはこの地の発展の歴史でもある。そしてこの風土、この歴史は私たちの進むべき道を方向づける唯一の道しるべでもある。

2. 水路の荒廃と河川浄化計画

市内を縦横にめぐっている水路網（川・堀割）は、古くから都市基盤をなし市民の生活や生産活動と密接にかかわり、重要な役割を果たしてきた。すなわち、各住居

は表は道路に、裏は水路に面しており、その水は以前は炊事、洗濯はもちろん飲料水にも使われた。また、物資の輸送にもこの水路が利用されてきた。このため市民は昔から川を非常に大切にしてきた。

しかし、水運が陸上輸送に変わり、農作物の近代化、特に化学肥料の使用は従前のような水路を浚い客土することを必要としなくなったばかりか、水質を汚してしまった。また、上水道の普及によって飲料水としての必要性がなくなった。さらには、従前は溜樹や水芋田に引き入れて処理されていた家庭排水がビニールパイプ等の出現により川に垂れ流されるようになり、加えて、し尿浄化槽の普及による悪水排水は、水質汚濁に一層拍車をかけることになった。

これと共に、川を大切にしてきた市民がいつの間にか川を捨て場として扱うようになり、昭和40年頃には荒廃は極に達した。かつては市民の生活を支え安らぎや潤いをもたらしていた水路も、悪臭を放ち逆に環境を阻害するに至った。

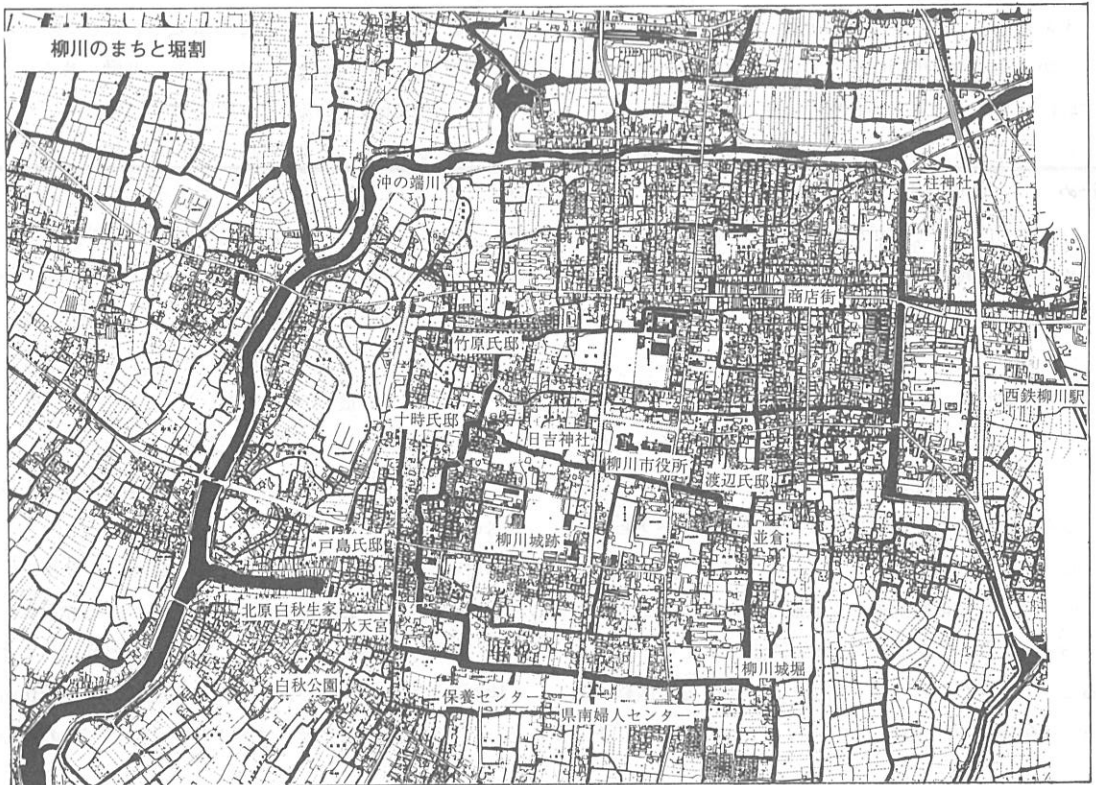


図-1 柳川のまちと堀割

こうした荒廃を目のあたりにみて、市民の間にもようやくかつての清流を取り戻そうという反省と気運が生まれ、再生への試みがなされたが、成果を上げるに至らなかった。そして、遂に昭和52年、川下りの行なわれる幹線水路を残して他は、全面的に埋め立てて、下水溝に取り替えることが計画され実施の運びとなった。しかし、ここで今一度この川や掘割の機能と役割の見直しを行い、この計画を放棄して同年12月、かわって河川浄化計画を策定した（図-2）。

3 河川浄化事業

計画は市民参加で荒廃した川や掘割に清流を取り戻し、水と緑によって統合されたゆとりのある居住環境を復活して、これを次の世代に引き継いでいこうというものである。具体的には浚渫、流水の確保や沿岸の緑化修景、遊歩道建設等を中心とした「河川の整備」と「汚水の流入抑止」及び市民参加による「維持管理」を柱とした。

事業の取り組みに当たっては、まず市民の理解と認識を得ること、そして、その上でこれに参加してもらうことが浄化を成し遂げる鍵であるという基本的な考えに立脚して、徹底的な啓蒙を行なうことから始めた。

この川は自分たちの川だという自覚、つまり共有財産

意識を促すこと、そして自分たちの川は自分たちの手で、という住民の参加を得ることに全力を傾注した。特に掘割の機能については物理的機能のほかに、市民の生活にゆとりや潤いを与えてくれる「水のある空間」であることを訴えた。

最初は、行政区長（町内会長）及び環境衛生組合役員を校区単位で召集して懇談会を開き、川や掘割の機能と役割の理解と認識を得ることに努めるとともに計画の説明を行なって協力を取り付け、次の段階の日程等を取り決めた。次に区長や役員の協力を得て、同じく町内会単位に全住民（各戸1名）を召集して懇談会を開き、住民の理解と参加を得ることに努め、同時に具体的な実務（浚渫）の日程等を取り決めて、これに基づいて住民参加で直営の浚渫を行なった。特に事業を実施していく上で問題がある町内については、事業のスムーズな進歩を計るため町内で自主的に役員会が設置された。また、市内全地区に維持管理実施委員会を設置する等、市民ぐるみの浄化作戦を展開した。

一方、昭和53年には国土庁より三全総に基づく地方都市パイロット事業の一環として行なわれた「伝統的文化都市環境保全地区整備事業」の対象地区に指定を受け、整備計画を策定した。

この計画も先行する河川浄化計画と同様に、今一度水と住民とのかかわりから掘り起こし、柳川の伝統的文化の柱に掘割を置き、掘割自体とその周辺の整備、さらには地区住民の居住環境をも取り組んで一体的に整備を進め、水系によって統合されたゆとりのある居住環境を復活し保存活用していくもので、昭和54年度には、モデル整備事業を実施した。

幸い市民の理解と強力を得ることができ、難航を覚悟していた浚渫作業が、住民との共同作業で予想外に進展し、短期間で達成できた。これによって、蚊が激減したのを始め、以前は少しの雨で浸水していた地区もこれが解消するなど、市民の河川愛護心の高揚と相まって、大きな成果が得られた。特に沿岸の緑化修景や遊歩道の建設まで進めた城内地区中心部の城堀筋は、市民の憩いの場などとして有機的に活用され、また観光客からも喜ばれている。

現在、都市部でこれほどの規模で水路網が残っている

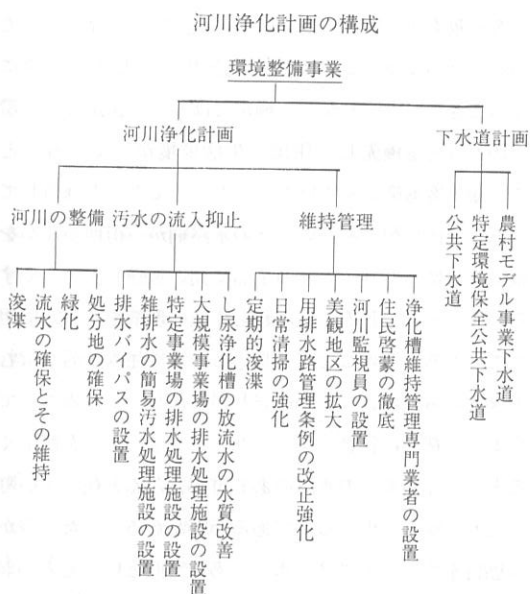


図-2 河川浄化計画の構成

表-1 河川浄化事業費の推移 (S53~57)

事業名		河川浄化事業 (単位:千円)					
全体計画 53~57		53	54	55	56	57	
施 工 事 項	工種	金額					
	浸 水 防 止 施 設	110,600	22,000	22,000	22,000	22,000	22,600
	流 水 施 設	87,000	37,000	20,000	10,000	10,000	10,000
	緑 化 施 設	190,000	3,000	10,000	60,000	60,000	57,000
	排 水 施 設	112,100	10,000	20,000	29,900	21,900	30,300
	用 地 費						
	測 量 委 託 費	4,470	4,470				
事 務 費	3,290	590	600	700	700	700	
計		507,460	77,060	72,600	122,600	114,600	120,600
財 源 内 訳	特定財源						
	国県支出金						
	地方債	394,300	52,500	50,600	100,600	92,600	98,000
	その他						
一般財源		113,160	24,560	22,000	22,000	22,000	22,600
計		507,460	77,060	72,600	122,600	114,600	120,600

ところは、全国的にみても少なくなってきた。私たちの祖先が造り残してくれたこの偉大で貴重な遺産を守り育てていくことが、私たち市民にとって最大の義務である。

4 川や堀割の機能と役割

先にも述べたとおり、柳川の川や堀割のもつ機能や役割が、現在の柳川を守り育ててきたことは言うまでもない。柳川においてこの川や堀割のもつ貯留機能は、柳川を水害から守り、また早魃の時の大切な貯水池となって私たちの生活と生産を守っている。この地方は、有明海という日本最大の干満の差を持つ海を控えており、この海が満潮のときこの海面は標高3.5Mを越える。柳川の標高が概ね0~3Mと極めて低いため、満潮のとき降った雨は有明海に排水することはできない。この時降った雨はこの川や堀に一時遊水されなければならない。この機能が大きければ大きい程、水害や早魃から柳川を守ってくれることになる。このことを理解すれば、不法埋め立てや不法占拠などがいかに自分たちの生活環境を悪化させるか解るものである。

また、防火用水、生活用水はもちろんのこと、観光用水としても現在では大切な役目となっている。とくに防

火用水については直接人々の生活を守る意味でも、もっとも重要であろう。柳川の場合、家の前が道路、裏に水路があるようにできており、火災の際にはこの水路の水が大切な防火用水となる。今でもこの防火に関しては、人々の関心も高く、水路の浄化を促すことにもなっている。

さらに、近年柳川の風土を慕って、この地を訪れる観光客の数も年々増加し観光産業も次第に多くなってきている。このようなことから、観光用水としても重要になってきている。しかし、柳川ではやはり住民の生活環境がもっとも優先し、住民の生活環境がよくなることで、観光客も楽しんでいただくことができると確信している。全国に類をみないほどの水路網が市街地のなかを縦横無尽にめぐり、人々の生活に潤いを醸し出し、やすらぎを与えてくれる。すなわち住民の環境を守る環境用水でもある。このことは、長年この地に住み生活を営む人々にとっては、つつい忘れがちになってくることであるが、都会に行き、コンクリートジャングルを覗くと、つくづくこの水路のある町が、なんと住みよい町であり、ゆとりのある町であるかがわかる。また、豊かな感情を育むためには、水べのある空間というものがおおいに役立つものである。いま、アメニティという言葉

が流行しており、柳川市も昭和59年に環境庁のアメニティ・タウンの指定を受けている。文字どおり快適環境である。全国でこの事業が進んでいるが、柳川の場合水路を都市基盤におき、この水路網を中心にこの計画を策定している。

繰り返すようなものであるが、柳川にとってこの水路の持つ機能や役割は、住民の生活であり、これを正しく理解し私たちの祖先が私たちに造り残してくれたこの水路を、私たちの子孫に伝えていくことが、私たちの責任である。



写真-1 水草（ホテイアオイ）とヘドロとゴミで埋没した水路（幹線）（昭和52年頃）

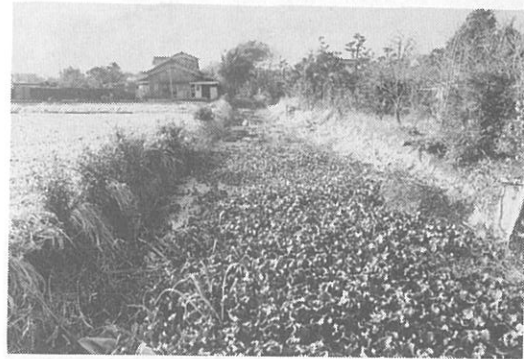


写真-2 畦畔の管理も悪い水路（昭和52年頃）



写真-3 集落との境界付近——アオコに水面が覆われている（昭和52年頃）



写真-4 不法に埋め立てられた水路（昭和52年頃）



写真-5 住宅の間際でも住民の管理は悪かった（浚渫前）



写真-6 住民による現地見学会



写真-7 住民による不法占拠物の撤去

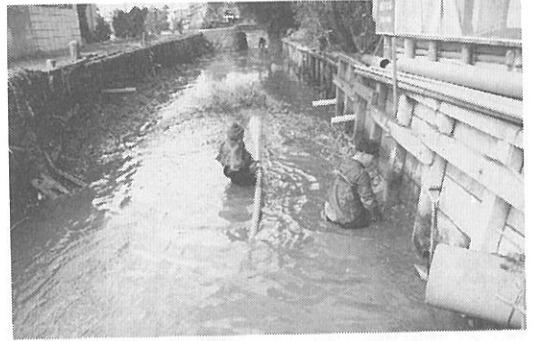


写真-8 ジェットポンプによる水路浚渫
(水圧でヘドロを下流に押しよせているところ)

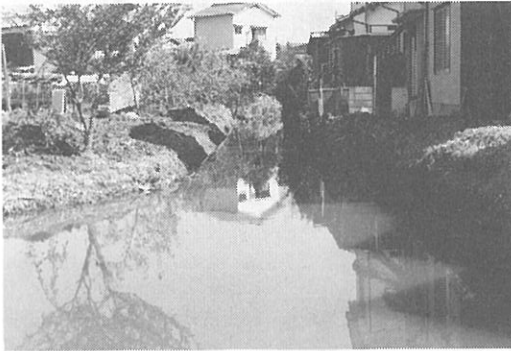


写真-9 水草はなくなってきれいになった水路
(浚渫後)

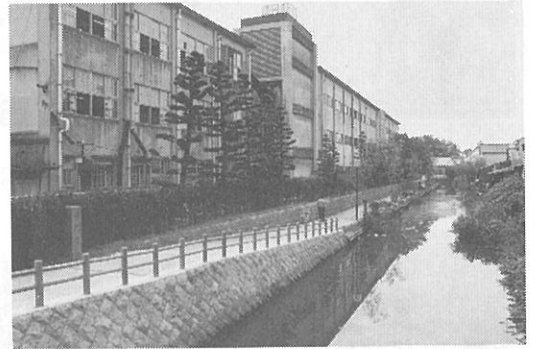


写真-10 遊歩道が建設され、通勤通学として
利用されている

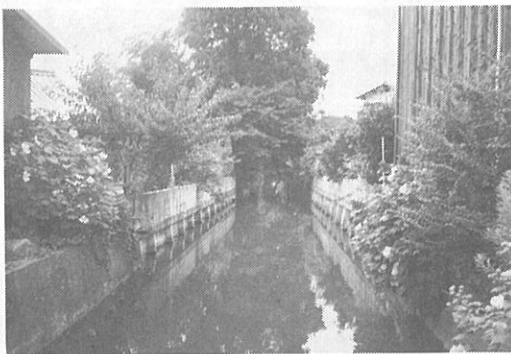


写真-11 住民の管理もよくなり、よみがえった
水路 (浚渫前)

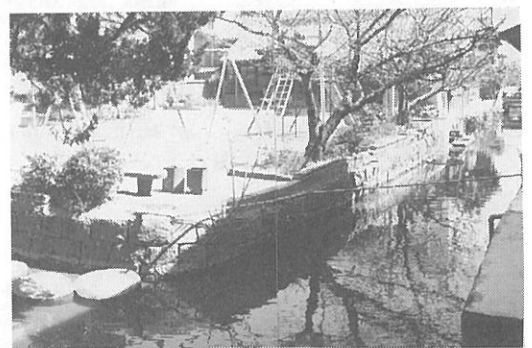


写真-12 公園と一体的な整備によってよみがえった水路



写真-13 伝統的文化都市環境保存地区整備事業
(昭和54年度モデル事業) による整備地区



写真-14 地区用排水路管理実施委員会の代表者会議

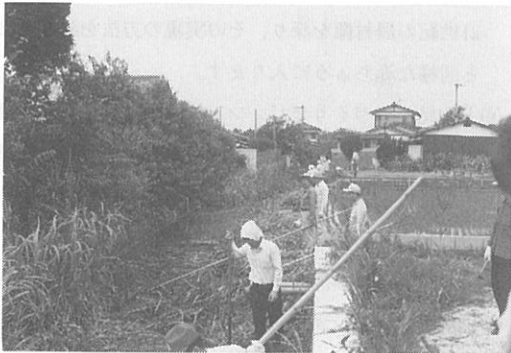


写真-15 住民による町内の水路清浄



写真-16 河川浄化に関するポスター、作文の
入選者の表彰式

20周年記念論文の審査を振り返って

研究部会審査委員会

農村計画研究部会は農村計画学の先進的役割を果たしつつあるなかで、すでに平成3年で20周年を迎えました。これを記念して部会をさらに発展させるために、常任幹事会は21世紀の農村計画のビジョンと今後の研究活動の方向を示すような「20周年記念論文」の公募を企画し、昨年1月、農業土木学会誌を通して応募を求めました。公募論文のテーマは6つの分野に分け、次のように、その何れかの内容のものに限ることにしました。

① 農村の未来像と農村計画、②現場で当面している課題と新たな提案、③農業土木教育と農村計画、④海外協力と農村整備・開発、⑤農村の再生と農村整備の果たす役割、⑥その他農村整備に関するもの。

公募締め切りは平成3年6月であり、公募期間も十分な余裕がなかったにもかかわらず意欲的な論文が多数集まり関係者は大変勇気づけられました。

入選論文のテーマは次のようで、それぞれ興味あるものばかりでした。

- (1) 海外協力と農村整備・開発：ニジュールでの作者の体験を事例に、半乾燥地開発と国際協力の在り方を論じたもので、これは農業土木の海外対応について提案したものです。
- (2) 混住化社会における農村整備：混住地域整備の在り方を国内とドイツの事例を挙げながら論じたもので、混住化とその整備の方法を述べている。
- (3) 農村計画の第二の波を迎えて：農村計画策定の歴史を踏まえ、今までのオブジェクト指向に対する批判と、今後はコンセプトに立脚すべきことを論じた集落計画策定の論文です。
- (4) 農村アメニティーの実現にむけて：ヨーロッパの事例分析から、農村アメニティーの内容を抽出して

日本における実現の方法を論じた、農村アメニティー論です。

- (5) 新たな農村像と農村計画を求めて：混住化の進む21世紀の農村像を探り、その実現の方法を論じた(2)と同様な範ちゅうに入ります。
- (6) 住民の村づくりビジョンと計画理念の橋渡し：圃場整備の事例をもとにして、集落農村計画策定に関する農業土木技術者の姿勢について論じた集落計画論です。
- (7) 農村計画の展開方向に関する私案：世界情勢の長期的展望とリンクさせて、混住化の進む農村と今後の展開方向を述べたもので、混住化への新しい対策論です。
- (8) 都市圏域での国営事業推進課題と展開方向：東播用水事業の体験を事例に、土地改良事業の仕組み、その在り方および土地改良区の新たな意義付けを論じたもので、土地改良の在り方論といえます。

審査委員会は、大学、研究所、官庁からの専門家4人によって構成され、各委員はそれぞれの立場から慎重にかつ綿密に審査しました。審査項目は審査員の独自の判断によるが、一応の目安として①新しい問題を提起しているか、②主旨に一貫性があるか、③誰にでも理解できるか、④与えられたテーマによって書かれているか、など8項目について評価項目を設けました。各自の結果を持ち寄って全員で総合的に判断し、まず、もっとも適切であると思われる3編に絞られました。その中から厳しい議論の末(3)の松本氏の論文が特選に選ばれました。

「新しい提案」が結果的にはもっとも重視される結果になった感じはしますが、8編それぞれ特徴があり、その優劣は付けがたいものであったことは言うまでもありま

せん。

特選となった松本氏の「農村計画の第二の波をこえて—コンセプト形成と共通言語—」については農村計画を進める上で共通言語形成は技術者にとってもっとも必要であること、その理念と共通言語について作者は新しい提案をおこなっています。20周年記念論文として計画論の原点を問い直すことは重要なことであり、農村計画策定の歴史から見て今までは「何が必要かという」オブジェクト指向であったが、「農村計画はどうあるべきか」の共通のコンセプトに立脚した計画を立てるべきことを述べています。これらの論理展開には若干の飛躍や、抽

象的なところもあるが、内容的にまとまりがあり、農村計画技術者にとって大切な基本的事項が述べられていると判断しました。討議の末、満場一致で本編が選ばれた次第です。

農村計画研究部会はこのような積極的な新しい提案のあるかぎり、さらに充実した発展が期待されるものと思われま

す。本紙に、入選作8作の要旨(著者作成)を掲載することにしました。紙数の関係で全文を掲載できずに残念ですが、御参考下さい。(審査委員長;安富六郎)

農村計画の第二の波を迎えて (要旨)

——コンセプト形成と共通言語——

松本 久 司*

1. はじめに

今年、農村計画研究部会が、めでたく20周年を迎えられたと同時に、著者が農村計画を始めてすでに20年が経過した。

そこで著者自身の経験から、これまで、オブジェクト指向に偏重した計画論に対する反省と、新たな段階にきた農村計画のあり方を提言したい。

2. 農村計画の夜明け

われら同胞が、「センサス」を手にするようになったきっかけは、昭和45年頃のこと、農村基盤総合整備パイロット事業計画調査(略称総パ事業計画調査、以後総パ計画調査と呼ぶ)の登場による。

これが、その後少なからず、農業土木技術者を農村計画に向かわせる契機となった計画調査であると見て差し支えない。

当時、農村計画は農業経済学の分野が優勢で、農業計画イコール農村計画という考え方が支配的であったが、農業生産基盤整備と併せて農村生活環境整備が取り込まれるに至り、農村計画を目指していたわが同胞らが、これに活路を見い出そうとしたことを忘れてはならない。

一般的に言って、土地改良事業は、その目的と対象を明確にすることによって、「農業・農村にとって何が重要か」に対して事業が行われ、「農業・農村はどうあるべきか」などは問われない、いわゆる「事業計画」と呼ばれるものであると考える。

これは、土地改良事業がオブジェクト指向をめざすものであり、対象となる事業(目的)とそれにアクセスする手続き(計画書)がカプセル化され、その中味は創案したものでないと分からないし、計画者に対して問われもしない。だが、この中味こそ、この土地改良事業の背景となっているコンセプトに他ならない。

事業設立の背景となっているはずの「農業・農村はどうあるべきか」というコンセプトは、カプセルの中で睡眠状態に入り、オブジェクトだけが時間・場所を縫って、農地・農村を編み上げてきたと表現できよう。

3. 新たな展開

では、コンセプトとは何か。正確な定義は別にして、著者の理解では、すべての計画は、このコンセプトから発し、またコンセプトによって統制されるべきものと考えている。いわば、道に迷えば、正しい道を示す羅針盤のごとき存在であろう。

農村計画に限らないが、コンセプトは図-1に示すように、オブジェクトとサブジェクトの双方から構成されるものである。

コンセプト形成の必要性は、次の三つの意味あいにおいて重要と考える。

1) オブジェクトを規定する基本理念として

土地改良事業は、一般的にオブジェクトを指向している。しかし、オブジェクト指向だけでは必ずしも正しい方向に向かっているとは認められない。

コンセプトがなく、事業と手続きを中心としたオブジェクト指向のカプセル化は、時として不必要なものを

* 土地利用計画研究所(まつもと ひさし)

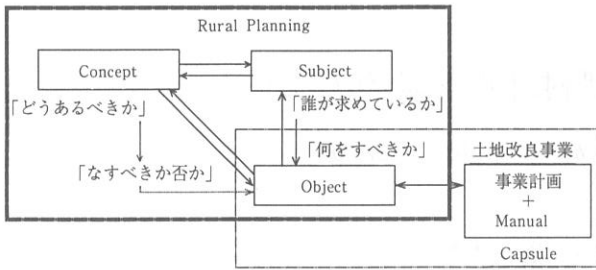


図-1 計画におけるコンセプトの構成

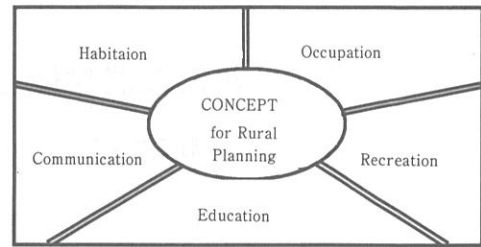


図-2 コンセプト形成のHOREC-tion

構築することになる。

いま、土地改良事業は、その名称を「農業基盤整備事業」から「農業・農村整備事業」へと変えた。これまでのオブジェクト指向の延長線上でとらえては、異曲同工となり、新たな転換はできない。そのためには、オブジェクトを規定するコンセプト形成過程がなくてはならないと考える。

2) サブジェクトの十分条件として

個々人の意見は違っても、集合体としての社会意見はその時の状況をバランスよく表現しているといえる。

オブジェクトにおける必要性は、サブジェクトにおける必要性和致しなくてはならない。双方向の必要性的合致こそが、オブジェクトに対しての必要十分条件を与えるものとなる。この意味で、どこかにサブジェクトを置き忘れたオブジェクト指向の計画に対して、十分条件を点検するためにもコンセプト形成が重要と考える。

3) 複数事業者との共通土俵として

土地改良事業は、いまや自分の殻の中にだけとどまっていることはできない。自分たちの領域でのみ考え、判断できることはほとんどなくなっている。

農村を扱えば都市を考慮しなければならず、農業生産を考慮すれば、海外のことを知らねばならない。こうした対外事業者と共通する計画調査においては、コンセプト形成は必須条件となる。もしこれがなくては、双方のズレ違いに終ることが多い。

4. コンセプト形成のための共通言語

それは第一に、誰もが使い、かつ誰でも理解できるものでなければならない。また、発想を抑制しかねない事

業計画書のマニュアル（手引き）や設計書のスペックのような形式的・固定的なものではだめで、柔軟性が要求されるものである。

第二に、何よりも人間生活に主体をおいたものでなければならず、これまでの社会経済構造を主体としたものではない新しい時代のコンセプト形成はむづかしい。

第三に、オブジェクト指向の流れをかえ、これまでの延長線上にある計画手法を抵抗なく転換できるものでなくてはならない。

そのために、時・場所を越えて、誰もが使用可能な共通言語によるコンセプト形成を提案したい。

ここで提案する共通言語は、人間生活にとって欠くことのできない5つの行動を表わすものであり、それらの頭文字をとって、HOREC-tion（ホレックション）と名付ける（図-2）。

5. おわりに

世の中、オブジェクト指向といわれている。そのため、目的と手続きがカプセル化され、その背景は作った人でないと分からないということになる。

いま、農業・農村整備事業と名をかえて再登場したが、これまでの延長線上では21世紀をめざした望まれるべき農村像は生まれてこない。

そのためには、コンセプト欠如のオブジェクト指向を改め、コンセプト形成を重要視する計画構成としなければならない。サブジェクトとオブジェクトの連携、オブジェクトからコンセプトへのフィードバックにより、「何が必要か」から「どうあるべきか」を追及することにより、真の農村計画の達成が期待される。

新たな農村像と農村計画を求めて (要旨)

—農業の場としての農村から生活の場としての農村へ—

上野裕士*

1. はじめに

現在の農村は、産業面ではもはや農業が中心ではない。しかし依然として農業中心の地域運営がなされている地域が多い。この点に問題があるのではなからうか。

これからの農村に最も望まれることは、農林業を通じて蓄積してきた自然との調和の経験に誇りを持ち、住みたい人に住んでもらえさえすればよいとゆう開き直りの気持ちを持つことである。息子達が戻ってくることをあてにするかわりに、農村地域本来の良さを認識できる人たちを受け入れ、これら新規来住者も含めた新たな地域社会を構築していくべきである。

この際には、以下の点を重視し、自然環境や居住環境、労働環境のバランスのとれた「生活の場」としての農村地域を実現することが必要ではないだろうか

2. 生活の場としての農村の実現へ向けて

1) 集落や地域の将来像に対する共通認識の形成

まず大切なのは、将来像に関する共通認識を、地域社会の構成員の中で醸成させるようにすることである。そして最終的には、その地域に居住している人たちが、自分達の地域の運営は決定すべきである。

2) 農業は農村における産業の一つとして考える

すでに農村地域における産業構造の多様化は進みつつあるが、計画的に調和の取れていない地域が多い。このため農村計画の側面からも、地域の産業構造や就業構造の改革に対する統合的な計画へのアプローチをはかる必

要がある。

3) 「リゾート」の活用による娯楽性・利便性の導入
都市と比べて農村でどうしても供給できないものは、人口集中により可能となる娯楽性と利便性である。これに関して、各地で進められている拠点的なリゾート開発を利用する発想があっても良いのではなからうか。

拠点的なリゾート開発では、非日常性の創造による娯楽性の提供が主眼であるが、同時に、良質なサービス産業として都市で可能な利便性の提供も必須条件である。これを活用すべきである。一方、施設立地における土地利用調整や環境との調和などの面において、地域社会の有する調整機能は開発側にとって魅力がある。これらギブ・アンド・テイクの関係を考慮し、開発構想の段階から、積極的な関与を行ってはどうか。

4) コミュニティの保全に配慮した分散配置の土地利用
農村地域の環境保全において地域コミュニティの果たす役割は大きい。このため新たな施設立地の場合には、コミュニティを混乱させない適切な規模で分散配置を行うことが望ましい。その規模は、施設規模と必要機能および自然環境、コミュニティ規模や組織状況などとのバランスにより決定されるべきで、これに関する調査・研究が今後必要である。

5) 自然環境の保全に配慮した土地改良技術体系の構築
近年の土地改良技術は効率を重視し過ぎたきらいがあるため、農業効率を上げるような技術と、自然生態系を保全できるような自然環境との調和技術を組み合わせ、新たな土地改良技術体系の構築が必要である。これにより農業が自然生態系の保全につながるようにすることが重要である。

* (株)内外エンジニアリング (うえの ゆうじ)

入選作の掲載はアイウエオ順

6) 十分な調整に基づいた地域計画の策定

市町村は独自に集落～旧村程度を単位とした地域計画を作成し、それに基づき各種計画・事業を動かして行くべきである。この際には、都道府県～市町村計画などの上位計画（トップ・ダウン）と集落～旧村単位の計画（ボトム・アップ）との調整を厳密に行い、十分に時間を掛ける必要がある。

さらに重要な点は、いかなる事業や開発に関しても、「計画なくして事業なし」という原則を徹底させることであり、このことを社会常識とすることである。

3. 最後 に

ゆとり社会へ向けて日本全体が動きつつある。やがて国民一人一人の生活の質が問われる時代が来るであろう。その時、精神的なゆとりを持ち得ない都市での生活に決別し、環境に恵まれた農村地域への移住を望む層が必ず増加するであろう。そして、それに対応した企業の動きが出て来るに違いない。その時代へ向けて、今から準備を始めても、決して早過ぎることはない。

農村アメニティの実現にむけて (要旨)

—美しいむらとはなにか—

瓜 生 隆 宏*

「美しいむら」は確かに存在する。だが、何が美しいむらの条件であるかを具体的に説明するのは難しい。それは、絵画の美しさを言葉で説明せよというくらい難しく意味のないことかもしれない。しかし、だれしも「美しい村や町」にあこがれ、住んでみたいと願っている。

このような素朴な疑問から出発し、今後の農村計画のありかたについて、「農村アメニティ」の必要性を論じた。まず、アメニティの歴史を概観し、近年のEC諸国における農村計画の思想を事例研究した。

次に「美しいむら」の実現へのキーワードとして「農村アメニティ」を掲げ、それを構成する6つの要素を提案した。(図-1参照)

6つの要素とは、従来から土地改良事業が行ってきた農村のインフラストラクチャの整備としての、(1)生存環境の保障、(2)生産環境の整備、(3)利便環境の整備、(4)生活環境の整備をさらに推進するとともに、次の2点が今後、農村計画を行っていく上で、重要なポイントとなる。すなわち、(5)快適環境の実現と(6)創造環境の実現である。

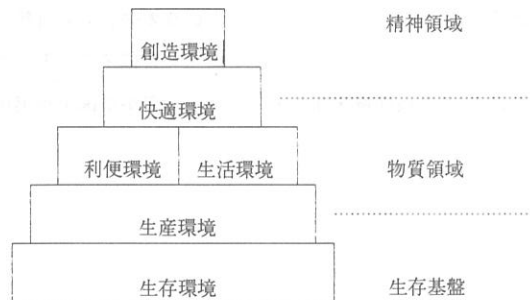


図-1 農村アメニティ構造図

* 兵庫県三木土地改良事務所 (うりゅう たかひろ)

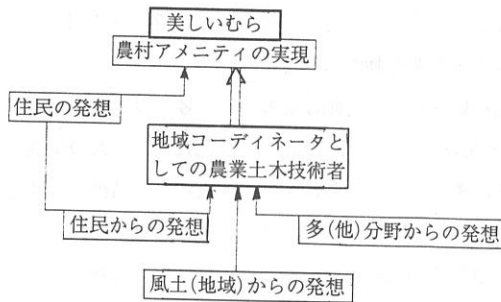


図-2 農業土木技術者の役割

(5)は、景観、気持よさ、うつくしき、デザイン、あそび。このような定量化、数量化が不可能なものの充実である。このような事項は事業としてとらえにくいものである。このような部分の実現はどうすればいいのであろうか。それは、地域住民の中から沸き上がってくる自分の住む地域をよくしようという住民自らの意志に期待するしかない。そのために行政がなしうることは住民の手助けでしかない。行政マン自らが地域社会に入って地域住民と事業を作っていくという地道な努力がますます必要である。

(6)は、文化、教養、いきがい、自己実現といった個人の精神領域の充実である。農村アメニティの最終目標である。住民自らが地域をよくしようとする運動の積み重ねにより、より新たなものを社会に創造していくステップであると位置づけられる。

さらに農村アメニティを実現するために、農業土木技術者のこれからの進むべき道を探ってみた。今後、我々は地域コーディネーターとして次のような発想法が必要になってくるだろう。(図-2参照)

(a)住民からの発想

これからの農村整備には住民レベルから地域を作り上

げていくという考え方が重要になってくる。

(b)風土(地域)からの発想

近年の基盤整備事業は、あたかも工業製品を作るように水路を造り、街路整備のように圃場を整備してきたのではないだろうか。このため日本の農村から「風土」が消え去っていったように思えてならない。基準一辺倒でなく、我々の祖先が風土というものを見つめて農地を開き村を営んできたように、地域の特性を生かした開発手法が必要である。

(c)多分野(他分野)からの発想

これからの農村計画は土地改良技術者だけでなく、多くの他の専門分野の人々と協力して取り組む時期に来ていると言えよう。狭いセクショナリズムに囚われるのではなく、すぐれた手法があれば取り入れ、それらを有機的に結合していくといった考え方が必要である。

私は、自分の居住地外に「美しいむら」を求める人々のあこがれに期待するのではなく、自分の住むむらを自らで美しくしたいという人々のこころに期待したい。農村という本来、人と自然が共生していた地域をこのような理念で整備することにより、真の意味で、人と自然が共生する豊かな国土が実現できるであろう。

混住化社会における農村整備 (要旨)

小池 聡*

1 混住化と農村ビジョン

「混住化」ということばは、農村を国民全てに開かれた田園空間として捉える「ふるさと」論の登場とともに、これからの農村整備のキーワードとなっている。この背景には、①都市住民の農村居住選好の高まり、そして②都市住民との関係を活用して「活性化」を図りたいとする農村地域の期待がある。

2 都市住民の農村居住選好

国土庁や総理府内閣総理大臣官房広報室が行った調査によれば、「農村に移り住みたい」とする都市住民の比率は、1980年以降、着実に増えてきている。最近の調査結果の中には、都市住民のおよそ1/3が何らかの形で農村居住を考えているというデータもある。そうした都市住民の多くは、農村空間を豊かな自然環境を享受できる場所とみて、農村への移動を考えている。

しかし実際、自然環境志向という純粋な動機に支えられて農村で暮らし始めた都市住民は、数の上では極めて少数派である。さらに、仮にそのような動機ないし関心をもっていても、実際に農村で生活する段になると、都市住民の多くは「自然環境」よりも、むしろ「生活環境」の方を問題にする傾向がある。その生活環境の内容としては、主に①仕事、②生活施設、③地元の人とのつきあいがあるが、中でも年齢に関係なく大きな心配事となっているのは、③の地元の人とのつきあいである。

3 むらづくりと都市住民

今日、都市化や過疎化に抗する形で、それぞれの立地条件を活かした「むらづくり」への摸索が、全国各地で進みつつある。このうち、都市住民をその活動に巻き込もうとしているものが、「都市と農村の交流」である。新たに農村居住を始めた都市住民は、意図的かどうかは別にして、むらづくりと直接的に関わる場合がある。

事例1：埼玉県久喜市所久喜地区は、工業団地と高速道路に挟まれた世帯数100戸ほどの都市化集落である。人口は、Uターンや新規住民の流入により、昭和40年代から倍増した。この地区におけるむらづくりは、工場への通勤者がもたらしたゴミ問題を契機としている。ゴミの投棄を防ぐには、まず集落を「美しくしておく」必要があると考えるようになった地区住民は、景観に関するいくつかの取り決めを締結するに至っている。この過程で、都市からのUターン者等は、概してゴミ問題への関心が高く、地元住民を啓発する役割を果たしている。

事例2：山梨県韮崎市上今井地区は、地元で“チベット”と称される50戸ほどの集落である。地区には血縁をもたない新来者世帯6戸があるが、過疎化の歯止めとはなっていない。また、昭和30年代後半に養蚕からブドウ栽培に転換したが、近年の価格低迷によってダメージを受けている。そこで地区住民は、ワイン用ブドウの新品種の導入など様々な活動に取り組み始め、集落の新しいイメージとして「アプリコットオーチャーズ」構想を立てるに至っている。この過程で、都市からの新来者は、具体的に地区産のワインを東京にある自分の店で利用す

* 農村開発企画委員会 (こいけ さとし)

るなど、むらづくりに一役買っている。これは、新来者に対して「心を分ける」態度で接している地元リーダーの存在があったからである。

4 田園空間の形成へむけて

都市からの新来者と農村の住民が協力して田園空間を形成していくための基礎条件としては、次の2点を指摘できる。①個々の農村が「どのような所か」を都市住民

にわかりやすく伝えるような、情報のネットワークの形成。これは、農村地域側からみれば、むらづくりに貢献しうる都市住民の選択のチャンスが広がることを意味している。②過去の因習に囚われない新来者の視点を積極的に評価する農村リーダーが存在すること。こうしたリーダーと新来者との間で、「イノベーション」(新しいアイデアの発見、新しい販路の開拓など)が発生する可能性がある。

海外協力と農村整備・開発 (要旨)

——ニジェール共和国半乾燥地域開発計画——

深澤友雄*

1. はじめに

最近よく耳にする「国際化」という言葉に伴い、我が国の開発途上国に対する政府開発援助(ODA)は年々増加しており、1989年に於けるODA援助実績では米国を抜いて世界第1位となっている。又、1991年のODA予算額は1兆5295億円で前年度と比べ5.5%の増という状況である。このODAは大きく贈与と借款の二つに分けられるが、本プロジェクトはこの贈与に於ける二国間贈与の中に含まれるものである。

2. アフリカの状況

現在地球はオゾン層の破壊による温室効果、無秩序な森林破壊による熱帯雨林の消滅、砂漠化の進行や海洋汚染等様々な環境問題がクローズアップされてきている。このような状況下でアフリカのサヘル地帯では1984年に干ばつが起り、砂漠化が進み更に高い人口増加に加え

て食糧不足による大飢饉を招き、約1000万人が栄養不足の状態に陥った程悲惨な被害をもたらした。このようにアフリカは絶えず干ばつの危機に晒されており、人口増加に伴う食料生産の確保に力を入れて砂漠化防止及び地域農村の整備・開発に最大限の努力を傾けて取り組んでいる。

3. ニジェール共和国の概要

ニジェール共和国は人口650万人(1987年)、国土面積126.7万km²(日本の約3.4倍)を有する西アフリカの内陸国である。北部地域は65%以上も砂漠に覆われ農業は主に年間降雨量が300~500mm程度ある南部地域に集中しているが既耕作地は400万haで国土面積の3%程度に過ぎない。1984年の干ばつにより国内の農作物総生産は150万トンから90万トンへと減少し、国民総生産(GNP)は一人当たり190ドルとなった。このような状況下で食糧の確保、自給率の向上、生産基盤の整備は、砂漠化と闘い続けるニジェール国の最重要課題であり国家開発計画

* (株)建設企画コンサルタント(ふかざわともお)

の大きな目標となっている。

4. 計画の概要

計画対象地区はニジェール国内の西南部に位置し、東西・南北共に約150kmで22,000km²（四国の約1.2倍）を占める広大な盆地で地区内の人口は約20万人で30地区に243カ村が散在している。本地域は南サヘル地帯に属しているが干ばつによる砂漠化の被害は著しく、耕作放棄・耕地荒廃・離村等が大きな問題となって住民は自給食料の不足・生活環境の悪化及び農村崩壊の危機に直面している。本計画の目的はこれらの問題を解消する為に、30地区の各々中心村落に適したパイロット事業を導入してその波及効果により計画対象地区全体の農業・農村開発の総合的計画を策定する事である。

5. 計画策定の内容

計画策定に先立ち計画対象地区の中心村落30カ村について、水文・気象データの収集及び既存井戸数・井戸水位及び水質・人口・家畜数・水利用状況等について現地調査を実施した。この現地調査結果に基づき本地区の開発計画の基本方針を大きく次の二つに分けて策定した。

1)緊急開発計画

- a)生活用水計画：計画目標年次を中期（1995年）と長期（2000年）に分けて各々の推定人口を人口増

加率により算定し、井戸一井当りに対する依存人口と一人当りの生活必要量を設定して新設すべき計画井戸本数を求める。

- b)農業用水計画：主に南部地域で農業ポテンシャルが高い村落に地下水を利用した小規模かんがい農業菜園を計画し、換金性が高く現地に馴染みのある農作物を栽培する。

2)将来計画

雨期の期間中、局部的に水が溜る沼やワジに於て季節的な水位変化を利用した畑作農業や放牧を計画する。同時に植林をして農地の侵食防止・飛砂の防止及び家畜の進入防止を図る。

6. 終わりに

1965年以前は緑豊かで食料生産力が高かった本地区が、砂漠化の進行と共に地域住民は村落や農地を放棄して水と食料を求めて水資源の豊富な南部地域へと移動している。このように産業基盤、生活環境整備の問題に対して適切な対応策を取らない限り農村社会の崩壊へとつながっていく。海外に於いては言葉・生活・習慣や物事に対する考え方が相違しているため、計画樹立の際には相手国政府及び地域住民との十分な意見交換が必要で、そのニーズに応じてより良い地域農村の姿を描いて効果を上げる事が重要な点であると理解している。

都市圏域での国営事業推進課題と展開方向 (要旨)

藤 森 新 作*

1. はじめに

国営東播用水事業は、20余年の歳月を経て平成4年度に完了する運びとなった。本地区は、神戸市外3市2町が受益地で阪神工業地帯に隣接するとともに、周辺では山陽自動車道や住宅・工業団地の造成が進行している。

こうした中で約8千haの受益地は、北部の中山間地域、南部の平坦な台地とも後継者不足が深刻化し、都市近郊の農業地帯として古くから軟弱野菜の生産が盛んであり、また本事業による造成地ではぶどう栽培が本格化しているが、農業・農村の維持・活性化に苦慮している。

本地区は、平成2年度に最終の事業計画変更を行い、工種別完了制度の適用を受け、事業実施中に負担金の徴収を開始することとなり、1万2千人の受益者に対し集落毎に説明会を実施したが、今日の農業情勢の厳しさに対する行政担当者としての意見を求められるとともに、国営事業並びに関連土地改良事業の長期化による効果発現の遅れや事業完了後の維持管理方法、土地改良区の運営問題等が顕在化した。

そこで、地元説明等を通じての各種問題点を整理するとともに、展開方向を探った。

2. 課題の整理

○ 後継者不足の原因としては、都市近郊であり就業の機会に恵まれていること、経営規模が60aと少なく専門または複合経営に移行しなければ専業では農家経済が成り立たないが、水稲作の規模拡大に対しては

土地の資産的保有意識が強く流動化が進まないこと、野菜・果実作では価格変動の激しさと過酷な労働等が上げられる。

また、農業活性化のため農業改良普及員の努力や農協の営農推進・販売体制強化も図られつつあるが、集落内にリーダーが存在せず地域のまとまりに困難がある。

○ 水利事業では、従来の施設の統廃合、水利慣行の見直しと配水系統の再整理等で、地元事情に精通している市町や土地改良区の協力が必要となるが、これら機関の人材が不足している。

○ 新設の改良区では地元とのつながりが薄く、案件処理には予想を越える時間を必要とする。

○ 都市近郊という地理的条件から、受益地の転用が多い。

○ 市町の各種開発計画及び圃場整備計画と国営事業との整合性を保つため、常に情報の収集と協議を重ねないと、用地の確保や工事に重大な支障を生じる。

○ ダム流域の開発が盛んなため、水質の悪化が懸念される。また、管水路系では水が見えないことから我田引水志向が強くなり、従来の水を媒介とした村落共同体が崩壊する危険性をはらんでいる。開水路系では、混住化の影響もあり家庭排水の流入による水質汚濁が顕著なため、集落排水事業等の抜本対策と排水モラルの啓蒙が必要である。

○ 上記以外にも事業の執行に係るものとして、河川流量等の基礎資料整理と協議等の専門技術者の育成、計画変更手続きの簡素化、農地造成及び圃場整備事業の換地事務促進等が上げられる。

* 近畿農政局、現・農林水産省農業研究センター（ふじもり しんさく）

3. 課題の展開方向

多くの課題の中でここでは土地改良区のあり方について考察する。

改良区の財源は、農家からの経常経費と維持管理費の徴収であり、事業負担金と合わせ農家経済を圧迫することなく、かつ最適な施設管理と事務運営を必要とする。

このためには独自の財源確保を求めざるを得なく、また後継者難と農地の荒廃は改良区基盤を根底から崩すものであることから、自らの農地管理と大規模経営への参加が考えられる。これ以外にも、期間的な余剰水の他用

途転用とこれの管理受託や、団体営事業の事業主体等が考えられる。

末端受益者までの組織体制確立は新設改良区の管理運営にとって最も重要な事項であり、このためには水利団体との水管理経費の一元化を図るべきである。

上記以外にも、総代会と理事会の充実による不平不満の吸収と早期対応、行政機関との連携強化、改良区通信等の既刊発行等による受益者とのふれあいの強化、将来の改良区を担う若手職員の身分補償と給与条件の改善、職員研修の充実と全国的な管理運営マニュアルの作成等が必要と考える。

住民の村づくりビジョンと計画理念の橋渡し (要旨)

—事業化のための課題—

森 井 源 蔵*

1. 村の理想

滋賀県横山地区において、昭和58年頃からは場整備問題がゆるやかに浮上していたが、折りからの農業情勢の厳しさから、農業への投資に消極論が根強く、直ちに全員同意には至らないでいた。そこで、農業を生産の側面だけにとらわれず、集落全体をみんなが共通して生活する場として見直そうとした。こうして、集落住民の全員が同じテーブルの輪に付くことになった。

その住民組織である横山村づくり委員会は、昭和63年6月に生活環境を含めた総合的な村づくり指針である報告書「横山地区村づくりビジョンの提言」を作成し、区民の総意として受け入れられた。このビジョンの意図する精神は、その後京大の北村教授を委員長として実施された農業集落計画作成調査に引き継がれることになり、更に大区画は場整備事業などの事業実施段階におい

ても、そのビジョンが村の理想として大きな効力をもって作用することになる。

2. 総合土地利用計画

計画の手順に従って、まず、村づくりビジョンの中に表れる住民の意向のみならず、彼らが気付いていない事柄を含めて大局的に捉えた村の状況を加味して、これからの横山地区のあり方が図化された。このことによって、横山地区で問題となっている全ての要素が明らかになり、かつ総合的なあり方の骨組みが明瞭に把握される。その後、横山地区の具体的な条件に従って総合土地利用計画が作成された。

本地区では、伝統的な土地利用を維持しつつ、集落用地、農用地、緑用地の総合調整を図りながら、各々の整備計画をたてた。換言すれば、生産基盤と住環境、そして経営技術の3つが互いに密接して関連性を持つこと

* 滋賀県農林水産部耕地課 (もりい げんぞう)

で、地域経営の立て直しを図ろうとした。

3. 集落整備の事業化への提言

横山地区の調査計画の過程から残された問題事項を拾い、事業化に向けた課題を提言する。

(1) 集落レベルの土地利用計画の必要性

様々な土地利用、住民意識の多様化など、複雑に錯綜する農村において、集落整備を実際に行おうとすれば、単一事業の個別対応ではうまく捗らず、他部門に関連する各々の事業を調整し、正しい整備の方向に誘導する計画が必要である。

(2) は場整備と集落整備との連係

集落整備とは場整備が互いに必要な連係を図りつつ、各々の目的が達成できるための体制づくりが必要である。

(3) 他部門専門家との合流

集落計画作成には、建築や緑地などの専門家と合流して調査に当たる仕組みが必要となる。

(4) 計画立案の意義と実施体制

時代の要請を先取りする景観整備などに関するハー

ドの整備水準は高い方がよく、地元の動きに対応した行政側の組織をつくり、持続的に活動する必要がある。

(5) 非農家を含む住民各層の参加する計画作りが必要である。

例えば、身近な日常生活に関する整備では、非農家を含めて主婦の意見が必要である。

(6) ハードも生かしソフトも生かす。

集落整備は物作りに終るのではなく、その集落が生き生きと活動していけるための機能を如何にして創造するかを並行して考慮する必要がある。

以上の提言内容については、徐々に理解が深められてきているが、多くの論議の中から見いだされた事業担当者の留意事項を述べると、以下の通りである。

農村整備は何のために、誰のために事業をするのかを明確に捉え、これを基本理念として、農村整備の計画作成に当たることが大切である。

その過程で、今後他部門の専門家との合同作業が益々必要になると考えられるので、その各分野の用語を理解する必要がある。また、様々な立場の人々の間で、十分な情報交換を図ることが必要である。

農村計画の展開方向に関する私案 (要旨)

——都市と農村の相互補完を軸として——

守 田 秀 則*

本稿は国家・都市情勢、農村情勢及びそれらを取り巻く世界情勢の長期的予測に基づき、都市と農村の相互補完的な発展の方向を摸索し、農村計画の展開方向について私案をめぐらせたものである。

世界情勢予測から農村に求められる対応は、食料生産向上、環境保全、省資源等である。食料生産向上の観点からは、大規模営農が、環境保全、省資源の観点からは、低投入型小規模営農が望ましい。この両者は相反す

るものであるが、両者を共に推進していく必要がある。

しかし、農村の長期的情勢としては、農業の担い手不足が考えられる。特に、小規模営農は労働生産性が低く、小規模農地の休耕・荒廃が懸念される。また、過疎化、高齢化もより深刻化してくると考えられる。

ところが、国家・都市情勢からは、都市住民の高齢化、余暇増大、過密化等により、農村へ活動、居住の場を求める働きが、今後益々活発化していくと考えられる。

* 香川大学農学部農業工学科 (もりた ひでのり)

そこで、農村側としては都市住民を積極的に受け入れ、都市住民の居住・滞在の場、社会・生産活動への参加のための体制づくりを推進し、農村の活性化に役立てていくことが良策であると考えられる。

例えば、定年退職後の年輩者を対象に居住・宿泊施設、すなわち老人ホームを作り、一定期間居住または永住してもらう。ただし、利用者には可能な範囲で農村の社会・生産活動に積極的に参加してもらう。例えば、休耕地を耕作してもらうと共に、平地林、里山等の管理も行ってもらう。これは、年輩者にとっては自然に触れ、人に触れ、生きがいを感じる格好の機会であり、地元にとっても地域の活性化、環境保全につながる。

また、農業は、従来、世襲性であったが、他の職業同様希望者が従事できる体制を作り上げていくべきであり、大規模営農に関しても、都市に居住する若年層・中年層から広く希望者を募るべきである。

わが国の農村は、兼業農家によって支えられている面が大きく、今後も農村の担い手としての役割が期待される。したがって、兼業農家の負担を軽減する方向での一層の農環境整備が必要となる。それと共に、兼業先の就業機会の充実が重要となる。今後とも農村住民の職業に関する好みの多様化は進んでいくと考えられる。したがって、農村住民のニーズに応えられるよう、多様な就業機会を創出していくべきである。従来、兼業化は工場誘致を基礎に展開されてきたが、いま一度事業所誘致を見直し、多様な事業所の誘致、創設を推進していくべきである。

以上の分脈から、農地の整備方針としては、まとまった平地等、自然・社会条件的に大規模営農が展開可能な農地では中核農家による大規模営農を展開し、逆に、自然・社会条件的に大規模営農に適さない農地では兼業営農、さらに、小規模農地、休耕地等では、都市住民、年輩者による家庭菜園的な小規模営農を展開していく方向での整備が良策であると考えられる。

農村地域の健全な発展のため、また、都市住民受け入れのための基盤として、農村地域の生活圏域の充実が必要不可欠である。生活に必要なものは生活圏内でほとんど享受できるような完結した生活圏域を作り上げていく必要がある。都市住民の農村への居住・滞在促進の効果として、彼らがもたらす需要の増加によるサービス施設の充実、福祉施設の充実等が期待される。これを生活圏域の形成に有効的に活用していくべきである。

本稿で述べた施策の実現へ向けての課題は用地確保の問題である。農地整備、生活圏域整備においては、農地、施設用地の確保が必要となる。しかし、わが国は一般的に分散的な土地所有形態となっているため、関係機関による農地流動化と再編のための体制づくりが急務である。また、本稿で提案した施策を実施するにあたっては、個々の自治体が個別に計画を策定するのではなく、地域を一体とした地域全体としてまとまりのある計画を策定する必要がある。その意味で、本施策の前提条件として、適正な地域計画・広域的土地利用計画の策定が不可欠である。

事務局通信

ここ一年の農村計画に対する行政現場の対応の変化は目を見張るものがある。時代の変化とは、このように表面的には急激な様相を呈するものようである。これまで農村計画の研究・普及活動を行ってきた当部会も、こうした変化の中で今後の活動について全般的見直しを迫られている。

昨年度は部会発足20周年を記念して記念論文を公募した。集まった論文はいずれも力作であり、これらが多様な問題意識の上に書かれていることが目を引いた。これは、現場での取り組みがすでに多様化しており、技術課題として検討されていることを実感させるものであった。当部会はこうした技術の交流と開発のために求められる機能を今後とも維持・充実していく必要があるだろう。

昨夏、大阪府で開催した第13回現地研修集会は多数の参加者をえて、盛会で実り多いものであった。これも一重に大阪府・関連市町村・土地改良区をはじめ近畿農政局の担当者等の多大の御尽力の賜物と感謝申し上げる。また、本年は、多忙な中を福岡県に開催をお引受け願った。昨年と同様、実り多い研修となることを願って止まない。

当部会では研修集会的ほかに討論集会を現場と研究者を結ぶ、気軽な討論の場として設定している。これは農業土木学会大会にあわせて開催しているが、例年参加者が増えている。昨年は、「農業農村整備事業の展開方向」というテーマで構造改善局の内藤久仁彦氏・太田勝也氏、日本農業土木総合研究所の美濃真一郎氏から話題提供を願い、森下一男香川大学助教授の司会をえて活発な



盛会となった第13回現地研修集会



特選の松本さん

議論がおこなわれた。本年は北海道大学で「農村景観をどう考えるか」をテーマとして議論する予定である。

事務局体制の変更。平成3年10月1日付で、唐崎卓也が地域計画研究室に加わり、有田・松尾を含めた三人体制となった。

平成4年度農村計画研究部会総会資料(案)

1 平成3年度活動報告

①第13回現地研修集会

テーマ：「都市・農村における快適な農空間の創造」

—農業土木の新たな役割—

担当幹事：荻野 芳彦

日時：平成3年8月26～27日

場所：メルパルク大阪

参加人員：研修集会：488名

②研修集会テキスト兼部会誌の発行

農村計画 Vol.20.No.1 (No.38)

平成3年8月発行

③総会及び討論集会の開催

日 時：平成3年7月18日

(1) 総会 (14:15～15:00)

- 1)平成2年度活動報告および決算報告
- 2)平成3年度事業計画, 予算
- 3)役員体制

(2) 20周年記念論文表彰と講演 (14:30～15:00)

(3) 討論集会 (15:00～17:00)

テ ー マ：「農業農村整備事業への展開方向」

話題提供 太田 勝也氏 農水省構造改善局設計課

美濃 眞一郎氏 日本農業土木総合研究所

内藤 久仁彦氏 農水省構造改善局整備課

司 会：森下 一男

場 所：農業土木学会大会第1会場（高知市三翠園）

参加人員：85名

④常任幹事会 4回 5/17, 7/13, 10/4, 11/25

⑤部会発足20周年記念事業

(1) 「農村計画」バックナンバー総目次の発行

(2) 記念論文の公募と表彰

2 平成3年度収支決算

(収入)

前年度繰越金	749,798
農土学会交付金	100,000
農村計画学会協賛金	100,000
研修集会参加徴収金	200,000
バックナンバー売上	190,500
雑 収 入	4,860
そ の 他	1,220

1,346,378

(支出)

会議費	69,310
20周年記念事業経費	
20周年記念論文記念品	40,170
表彰式交通費	42,260
印刷費	88,690
諸雑費	1,915
事務局経費	150,000
謝 金	30,000
通信費	66,670
雑 費	38,882
次年度繰越金	818,481

1,346,378

3 平成4年度事業計画 (案)

①第14回現地研修集会

テ ー マ：「文化と歴史の調和したむらづくり」

日 時：平成4年8月18～19日

場 所：都久志会館

②研修集会テキスト兼部会誌

農村計画 Vol.21, No.1 (No.39)

平成4年8月

③討論集会

テ ー マ：「農村景観をどう考えるか」

日 時：平成4年8月27日

場 所：農業土木学会大会第8会場（北海道大学）

4 役員体制 (平成4年7月現在)

部 会 長	安富 六郎	東京農工大学農学部教授
副部会長	笹野 伸治	農業工学研究所農地整備部部長
監 事	高須 俊行	東京農業大学農学部教授
事務局長	有田 博之	農業工学研究所農村整備部室長
事 務 局	松尾 芳雄	農業工学研究所農村整備部主任 研究官
	唐崎 卓也	農業工学研究所農村整備部研究 員

1. 幹事 (アイウエオ順 ○本年度常任理事 ◎新規幹事)

○ 青木 登 全国土地改良事業団体連合会東

- 京支社長
- 青野 俊一 若鈴コンサルタンツ(株)
 - 宍瀬 真 東京農業大学総合研究所教授
 - ◎ 蘭 嘉宜 日本農業土木総合研究所主任研究員
 - 壱岐 国男 新農村開発センター
 - 今井 敏行 農業工学研究所農村整備部部长
 - 上原 彰夫 (株)チェリーコンサルタント
 - 内田 幸一 太陽コンサルタンツ(株)
 - 梅田 安治 北海道大学農学部教授
 - 岡本 雅美 岩手大学農学部教授
 - 荻野 芳彦 大阪府立大学農学部助教授
 - 翁長 謙良 琉球大学農学部教授
 - 海田 能宏 京都大学東南アジア研究センター教授
 - 加来 研 佐賀大学農学部教授
 - 金子 亮一 滋賀県立短期大学農業部助教授
 - 紙井 泰典 高知大学農学部助教授
 - 輕部重太郎 茨城大学農学部助教授
 - 河原田禮次郎 鹿児島大学農学部教授
 - 木村 和弘 信州大学農学部教授
 - 日下 達朗 山口大学農学部教授
 - 黒田 昭 山形大学農学部助手
 - 小池 聡 農村開発企画委員会研究員
 - 河野 英一 日本大学農獣医学部助教授
 - 駒村 正治 東京農業大学農学部助教授
 - 佐久間泰一 筑波大学農林工学系講師
 - 佐藤 照男 秋田県立農業短期大学助教授
 - 佐藤 洋平 筑波大学社会工学系助教授
 - 千賀裕太郎 東京農工大学農学部助教授(農村計画学会)
 - 高橋 強 京都大学農学部教授
 - 谷口 建 専修大学北海道短期大学助教授
 - 堤 聰 北里大学獣医畜産学部教授
 - 戸原 義男 九州大学農学部教授
 - 富樫 千之 宮城県農業短期大学講師
 - 富田 正彦 宇都宮大学農学部教授
 - 長島 守正 日本大学農獣医学部助教授
 - 長田 昇 三重大学生物資源学部教授
 - 長堀 金造 岡山大学農学部教授
 - 野村 安治 鳥取大学農学部教授
 - 長谷部次郎 弘前大学農学部教授
 - 畑 武志 神戸大学農学部助教授
 - 林田 直樹 農林水産省構造改善局事業計画課課長補佐
 - 樋浦 道夫 (株)地域社会計画センター
 - ◎ 平野 達男 農林水産省構造改善局整備課課長補佐
 - 広瀬 慎一 富山県立技術短期大学教授
 - 広瀬 威士 北居設計(株)
 - ◎ 廣瀬 峰生 日本農業集落排水協会技術開発部長
 - 福桜 盛一 島根大学農学部教授
 - 福島 忠雄 愛媛大学農学部教授
 - 藤沢 和 明治大学農学部教授
 - ◎ 藤本 直也 国土庁地方振興局農村整備課課長補佐
 - 星川 和俊 信州大学教養部講師
 - 細山田健三 宮崎大学農学部教授
 - 松田 豊 帯広畜産大学畜産学部教授
 - 松村 洋夫 農村開発企画委員会主任研究員
 - 松本三樹夫 内外エンジニアリング(株)
 - 三沢 真一 新潟大学農学部助教授
 - 森下 一男 香川大学農学部助教授
 - 矢橋 晨吾 千葉大学園芸学部教授
 - 山路 永司 東京大学農学部助教授
 - 山本 敏 農村開発企画委員会常務理事
 - 吉田 昌弘 (株)葵エンジニアリング
2. 特別幹事・顧問 順不同
- 特別幹事 石光 研二 農村開発企画委員会専務理事
 - " 中川昭一郎 東京農業大学農学部教授
 - " 北村貞太郎 京都大学農学部教授
 - " 小出 進 筑波大学農林工学系教授
 - 顧問 西口 猛 (元・部会長)
 - " 長崎 明 元・新潟大学長

刊 行 物 案 内

農業土木学会農村計画研究部会誌「農村計画」のバックナンバーは別表のとおりです。ご購入の方は下記申込要領により、部会事務局までお申込下さい。なおバックナンバーの目次をご希望の方は、目次のコピーサービス（既刊全号）を始めましたので併せてご利用下さい。

記

- バックナンバーの価格 1冊 1,500円（送料事務局負担）
（ただし合併号は2冊分の価格、コピー版の場合は若干価格が異なります。）
- 申込方法 購入を希望される巻号（通巻号）冊数、送本先連絡電話番号を明記し、官製ハガキでお申込下さい。

3. 申込先 〒305 茨城県つくば市観音台2-1-2
農業工学研究所 農村整備部
地域計画研究室内
農村計画研究部事務局あて
(TEL 0298(38)7548~9)

- 送金方法 送本時に振込用紙を同封します。見積書、納品書、請求書は添付しますが、所定の書類が必要な場合はその旨ご連絡下さい。
- 目次のコピー 郵便料とコピー代金の実費（既刊全号セット300円）で頒布します。目次コピー入用の方は60円切手5枚を同封し、送付先を明記の上、封書で部会誌と同じ申込先へお申込下さい。

部会誌各号の特集・テーマ

通巻号	特集内容	発行年月	通巻号	特集内容	発行年月
1*	第1回研究会	1972. 5	19	農村定住条件と村づくり	1980. 3
2*	投稿	1973. 4	20	土地分級と土地利用計画	1980. 3
3*	第3回研究会	1973. 4	21	投稿	1980. 7
4*	第5回研究会	1974. 6	22/23	合併号 農村計画と土地利用計画	1981. 1
5*	投稿	1974. 7	24	80年代の村づくりへの展望	1981. 3
6	投稿	1975. 6	25	農村計画における土地利用調整	1981.10
7*	第8回研究会	1975.12	26	明るい村づくりの新軌道	1981.12
8	投稿	1976. 6	27/28	合併号 部会設立10周年	1982. 3
9*	第6回研究会	1977. 3	29	農村計画と集落排水	1982. 7
10	第9回研究会	1977. 3	30	水質保全と集落排水	1983. 7
11*	第10回研究会	1977. 3	31	土地改良の新しい展開を求めて	1984. 7
12*	投稿	1977. 3	32	農村整備の新しい方向	1985. 8
13	第11回研究会	1978. 3	33	新しい時代の農村計画	1986. 7
14	第12回研究会	1978. 3	34	魅力ある農村空間の創造	1987. 7
15	過疎地域における農山村開発	1979. 1	35*	ゆとりとやすらぎのある農村計画を求めて	1988. 7
16	投稿	1979. 3	36*	農村地域の活性化をめざして	1989. 7
17	投稿	1979. 8	37	中山間地の開発と村おこし	1990. 8
18	定住構想と農村計画	1980. 3	38*	都市・農村における快適な農空間の創造	1991. 8

*印は絶版のため、コピー製本版にて頒布

編集後記

筑波も年を追って便利になってきた。東京駅から農業工学研究所前まで直通で到達できるバスも昨年から運行を始めた。まだ、2時間に一本と少ないが、そのうち本数も増えて更に利便は高まるだろう。東京へこられたときには気軽にわれわれの研究室に立ち寄っていただきたい。(有田博之)

農政ジャーナリズムの第一線記者が鋭い感覚と問題意識でとらえた国際的国内的農業情勢を、会員が討論・分析したものを収録するタイムリーな季刊冊子。農業関係者に感度の高いリーダーの役割を果たしている。

農政ジャーナリストの会編

B6・季刊・〒210円

日本農業の動き

財団法人 **農林統計協会**

〒153 東京都目黒区目黒2-11-14 大鳥ビル
TEL 03(3492)2987
FAX 03(3492)2942
振替 東京 9-70255

		(税込み)円
No.96	どう見る農基法農政30年	1,240
No.97	組織再編にかける農協	1,240
No.98	どこまで伸びる花き産業	1,240
No.99	EC農業は何をめざす	1,240
No.100	21世紀農業の担い手たち	1,240
No.101	人口爆発と食料・環境	1,240

ASIA

農村の生活環境整備の推進を
共に考え提案します！

建設コンサルタント

(農業農村計画業務)

農村集落整備、農村環境整備、農村集落排水（農村下水道）
水環境整備、農村活性化住環境整備、農村景観整備
農村リゾート、その他農村活性化総合計画

(社) 農村環境整備センター賛助会員

アジアプランニング株式会社

代表取締役 林 博 昭

本 社 〒862 熊本市渡鹿7丁目15番27-101号

TEL 096-372-6440 (代)

FAX 096-363-6809

鹿児島支店 TEL 0992-59-0255

沖縄支店 TEL 098-879-8036

宮崎支店 TEL 0985-22-0301



農業農村の未来を創造する

総合コンサルタント

サンスイコンサルタント株式会社

代表取締役会長 大久保清和

代表取締役社長 白井 俊昭

本社 ☎600 京都市下京区東塩小路町843番地2 日本生命京都ヤサカビル4F
TEL (075)343-3181(代)

北海道支社 九州支店 東日本支店 姫路事務所
福井事務所 仙台事務所 大阪事務所 滋賀事務所 松山事務所

地域農業・農村が生き残るために



地域とともに考える



株式
会社

三祐コンサルタンツ

九州支店：〒860 熊本市紺屋今町1番23号
TEL 096-354-5226 FAX 096-354-8022

Rural Engineering

明日を拓く 確かな技術



☐ 太陽コンサルタンツ株式会社


本 社 (〒160) 東京都新宿区四谷三丁目5番地
T E L 03 (3357) 6131 (代表)

技術開発本部	(03) 3357-6133	F A X 3355-1879
国内事業本部	3357-6131	F A X 3359-9049
海外事業本部	3357-6132	F A X 3359-9049

支 社	札 幌	011 (621) 3930	F A X 621-3968
	東 北	022 (265) 7467	F A X 265-7496
	東 京	03 (3357) 6187	F A X 3355-1879
	九 州	096 (380) 1666	F A X 380-1554
事 務 所	中四国	082 (262) 9760	F A X 262-9766
	大 分	0975 (45) 8955	F A X (45) 8957
	鹿児島	0992 (20) 3301	F A X (20) 3340

営 業 所 青森・盛岡・山形・北陸・埼玉・静岡・沖縄

海外事務所/バンコック・ハノイ



SCIENCE と SENCE の融合

自然との語りによる

ルーラルエンジニアリングの展開

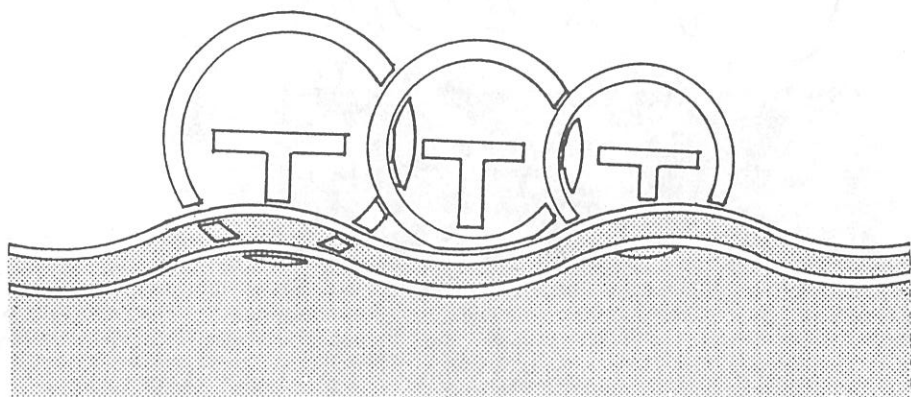
株式会社 **高崎総合コンサルタント**

〒830- 福岡県久留米市東合川3-7-5 TEL.0942(44)8333

代表取締役社長 高崎カホル

代表取締役副社長 保澤 與

美しく、楽しい田園の風景づくり



- ・ 農業公園
- ・ 自然公園
- ・ 緑道計画
- ・ 農村リゾート観光計画
- ・ 農村運動公園
- ・ サイン・ファニチャアー
- ・ 水辺環境整備
- ・ むらなみ景観計画
- ・ 農村コミュニティ施設
- ・ 史跡公園
- ・ 集落計画

建設コンサルタント

内外エンジニアリング株式会社 **NAIHGAH**

誠実と確かな技術

代表取締役社長 寺内 欣哉

取締役支社長 矢野 武彦

本社	〒601	京都市南区久世中久世町1-141	☎(075)033-5111
福岡支社	〒812	福岡市博多区博多駅南1-2-15	☎(092)431-2851
札幌支社	〒062	札幌市豊平区豊平4条8-2-7	☎(011)814-5551
東京支社	〒104	東京都中央区八丁堀4-2-2	☎(03)3552-6508
大阪支社	〒542	大阪府中央区谷町7-1-39-310号	☎(06)763-3551

(新谷町第2ビル)

PR 100点。



富士マイクロでは、各種事業の概要、目的などを、わかり易く鮮明に印象づけるPR効果満点の「クロマリン広報パネル」を25年の技術と実績を生かし企画から施工まで行っております。

営業品目

- パネル・ディスプレイ
- 地図印刷
- 電子ファイルシステム
- マイクロフィルムシステム



富士マイクロ株式会社

本社：〒862 熊本市水前寺6丁目46-1



●お問合せ、資料請求はお電話で……

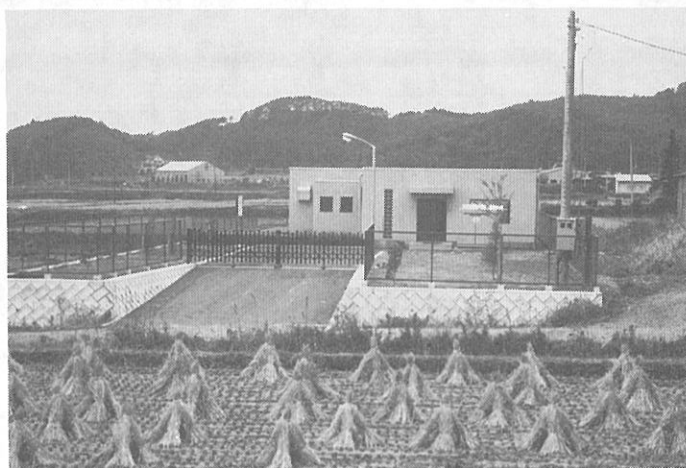
Tel (096) 383・3911

Fax 096・383・7882

21世紀の農業土木を創造する

総合コンサルタント

調査・測量・計画・設計・地質調査・施工監理



若鈴コンサルタント株式会社

本社	名古屋市西区歌里町349	TEL(052)501-1361 FAX(052)502-1628
東京支社	東京都豊島区西池袋2-30-10 渡部ビル3F	TEL(03)3981-4136 FAX(03)3980-2754
関西支社	京都市中京区東洞院竹屋町下ル 三本木5-470 竹屋町法曹ビル3F	TEL(075)211-5408 FAX(075)241-3701
東北支社	仙台市青葉区本町3-7-2 仙台法経学園ビル3F	TEL(022)265-6951 FAX(022)225-5280
九州支社	熊本市新生1-1-53	TEL(096)365-1360 FAX(096)368-5454
静岡営業所	清水市有東坂2-345-14	TEL(0543)47-1757
北陸営業所	小松市細工町84-6	TEL(0761)22-8637
岐阜営業所	各務原市緑苑南2-67	TEL(0583)84-8072
岡山営業所	玉野市宇野町4-25-24	TEL(0863)32-4458
宇都宮営業所	宇都宮市西原3-8-2	TEL(0286)34-0988
長野営業所	上田市大字山田288-2	TEL(0268)38-1287
兵庫営業所	加古川市米田町船頭487-21	TEL(0794)32-4658

農業土木学会農村計画研究部会規約

(昭和60年5月9日改正)

名 称

1. この部会は、農村計画研究部会と称する。

目 的

2. この部会は、農村計画、農村整備に関する学術の発展及び部会員間の学術交流に寄与することを目的とする。

事 業

3. この部会は、その目的を達成するため、共同研究、研究会等の開催、研究資料の収集・配布、関連諸機関との学術交流等を行う。

所属・会員

4. この部会は、農業土木学会に所属し、その学会員を主な構成員とするが、非学会員の加入も妨げない。

役 員

5. この部会には部会長1人、副部会長1人、常任幹事、幹事若干名及び監事1人の役員をおく。

総 会

6. 総会は、原則として年1回開催し、部会の重要事項について審議する。

役員会等

7. 事業の円滑な運営を図るため、部会には常任幹事会及び必要に応じて各種委員会を設ける。

経 費

8. この部会の運営に要する経費は、農業土木学会の補助金、会員の負担、寄付金等によってまかなう。

入退会

9. この部会への入退会は自由であるが、そのつど事務局へ連絡する。

事務局

10. この部会の事務局は、茨城県つくば市観音台2-1-2農林水産省農業工学研究所農村整備部地域計画研究室内におく。

1992年8月10日 印刷

1992年8月15日 発行

編集・発行 農業土木学会農村計画研究部会

〒305 茨城県つくば市観音台2の1の2

農林水産省農業工学研究所

農村整備部 地域計画研究室内

TEL 0298-38-7548, 7549

口座番号 東京8-22279

口座名称 農村計画研究部会

制 作 財団法人 農林統計協会

〒153 東京都目黒区目黒2-11-14大鳥ビル

TEL 03-3492-2987(代)

JOURNAL OF **RURAL PLANNING**

Vol. 21-1 No. 39

1992. 8

THE SOCIETY OF RURAL PLANNING

The National Research Institute of Agricultural Engineering.

Department of Rural Improvement, Laboratory of Rural Planning

2-1-2, Kannondai, Tsukuba,

Ibaraki, 305 JAPAN